

尼崎市障害者計画関連事業等一覧 令和4年度（令和3年度決算分）

【～本資料の取扱いについて～】

尼崎市障害者計画の進捗管理や評価を行う『評価・管理シート』の作成や専門分科会等において意見を聴取するにあたって、本計画に関連する事業や取組を一覧にまとめたものであり、参考資料として取り扱うこととする。

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

基本施策		基本施策1：保健・医療										基本施策2：福祉・生活支援									
種別	実施の方向性	取組項目	取組内容(第4期)	中事業の種別	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要事業	R4 主要事業	R3 主要事業	事務事業	施策評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名			
<p>基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現</p> <p>重点課題1. 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり</p>																					
<p>① 公的医療費助成制度の実施 (一) 医療、リハビリテーション</p>																					
			●障害のある人の身体等の状態を軽減するための医療や、慢性疾病にかかっている子どもの健全な育成を図るための医療について、医療費の助成を行うとともに、一層の制度周知を図ります	中事業	小児慢性特定疾病対策事業費(小児慢性特定疾病医療費支給事業)	・子どもの慢性特定疾病のうち、国が指定した疾病の治療に係る医療費の一部を公費で負担し、保護者の負担軽減を図る。公費負担にあつては、小児慢性特定疾病審査会を設置し、審査の結果、医療受給者証を交付する。	—		維持(継続)	・平成27年の法改正により、対象疾病が増加したこともあり、給付人数は増加傾向にある。				●		08-2-⑤ (健康支援)	地域いきいき健康プランあまがさき	疾病対策課			
				中事業	自立支援医療等事業費(更生医療)	・更生等に必要な医療費を給付することにより、障害を除去、軽減または日常生活を容易にすること等とする。	・令和3年度実績:5,970件	—	維持(継続)	—						06-1-① (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課			
				中事業	自立支援医療等事業費(育成医療)	・身体に障害のある児童又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる場合、その障害の除去・軽減に必要な医療に係る自立支援医療費の支給を行うもの。	・令和3年度実績:157件	—	維持(継続)	—						06-1-① (障害者支援)	障害者計画	南部地域保健課			
				中事業	重度身体障害者訪問リハビリ利用助成事業費	・訪問リハビリテーションに要した総額から、訪問リハビリ利用料として支給される額から100分の10に相当する額を控除した額を助成する。	・令和2年2月に「兵庫県立障害児者リハビリテーションセンター(あまりハ)」が市内に開設され、訪問リハビリの実利用者は増加傾向にあり、重度身体障害児者の経済的負担の軽減を図るとともに、安定した在宅生活の促進を図ることができた。 ・令和3年7月から医療保険が適用される訪問看護療養費の自己負担分が福祉医療助成制度(重度障害者医療助成事業及び高齢重度障害者医療助成事業)の助成対象となったことに伴い、利用者には文書で案内したほか、市ホームページでの周知も行った。	・在宅医療のニーズの高まりを受け、近年、全国的に訪問看護事業所数やその実利用者数も増加傾向にある。	廃止	・本事業による助成は令和3年6月利用分までとし、令和3年度をもって事業を廃止した。					●	06-1-① (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課			
			●障害のある人が安心して医療を受けることができるよう、医療費の自己負担額を軽減する助成制度を継続的かつ安定的に実施します。	中事業	在宅重症心身障害児(者)訪問看護支援事業費	・訪問看護に要した総額から訪問看護療養費として支給される額及びその他給付金を控除した額から、訪問看護に要した総額の100分の10に相当する額を控除した額を助成する。	・本市においても、訪問看護の実利用者数は増加傾向にあり、重症心身障害児(者)の経済的負担の軽減を図るとともに、安定した在宅生活の促進を図ることができた。 ・令和3年7月から医療保険が適用される訪問看護療養費の自己負担分が福祉医療助成制度(重度障害者医療助成事業及び高齢重度障害者医療助成事業)の助成対象となったことに伴い、利用者には文書で案内したほか、市ホームページでの周知も行った。	・在宅医療のニーズの高まりを受け、近年、全国的に訪問看護事業所数やその実利用者数も増加傾向にある。	廃止	・本事業による助成は令和3年6月利用分までとし、令和3年度をもって事業を廃止した。					●	06-1-① (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課			
				中事業	障害者(児)医療費助成事業費	・一定の所得を下回る身体障害者1級から3級、知的障害者1050以下及び精神障害者1級、2級の市民を対象に、健康保険または後期高齢者医療保険による医療費のうち自己負担分の一部または全部を助成する。	・1件当たりの医療費助成額は概ね目標値を維持しており、受給者が負担すべき額を削減することができ、本人またはその家庭の満足度につながった。 ・令和3年度実績:14,154人、359,089件	・医療費助成制度の内容が複雑であることから、市民や医療機関に対してわかりやすい説明に努め、制度への理解が深まるよう工夫しながら取り組んでいく必要がある。	維持(継続)						●	06-1-① (障害者支援)	障害者計画	福祉医療課			
				中事業	結核・精神医療付加金	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)第37条の2、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第38条の公費承認医療費について、総医療費の5%又は被保険者自己負担額のいずれか少ない額を支給する。	・本事業の実施により、結核又は精神疾患の罹患により収入が低下した被保険者の経済的負担を軽減するとともに、医療機関を受診することを促進する効果があると考えている。	—	維持(継続)						●	08-2-⑤ (健康支援)		国保年金課			
				中事業	尼崎口腔衛生センター事業補助金	・心身障害者(児)歯科診療、休日急病歯科診療、予防検診業務及び障害者歯科診療や摂食嚥下支援に係る歯科医師等の人材育成に必要な経費の補助を行う。	・令和2年4月から尼崎市歯科医師会が新たな運営形態での活動についてもスムーズに事業運営を行うことができた。	・令和3年度向けに成案化された研修事業についての初年度を終え、新たな研修生の確保等、新たな課題も見えたことから、より効果的・効率的な事業展開となるよう、見直しをしていく必要がある。	維持(継続)						補充	●	08-3-② (健康支援)	地域いきいき健康プランあまがさき	健康企画課		
			●障害のある人が身近なところで安心して医療を受けられるよう、地域の総合病院(兵庫県立尼崎総合医療センターなど)や診療所など医療機関との連携や情報共有を進め、医療関係者に対して障害への理解促進を図るとともに、地域の医療体制の充実に取り組まします。	中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(あまご部会(医療的ケア児部会))	・尼崎市自立支援協議会の開催等を行う。	・医療的ケア児への適切な支援に向けては、コロナ禍により部会の再開は見合わせたが、医療的ケア児等コーディネーターが対象児のリスト管理や自宅訪問による生活状況の把握(20名)を進め、支援機関のケアプランに積極的に参加し支援にあつた。	・コロナ禍により部会の再開は見合わせた、再開に向けて協議内容の調整を行う必要がある。	維持(継続)						●	●	06-1-① (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当		
				その他 取組	医療的ケア児等関係業務	・地域の医療機関等との連携を進めるため、医療的ケア児等コーディネーターが尼崎総合医療センター(AGMO)や訪問看護ステーションなど関係機関との連携強化に積極的に参加(13回)、退院前後からの円滑な支援につなげたほか、相談支援や生活介護の事業所ネットワーク会議に県立障害児者リハビリテーションセンター(あまりハ)を招くことで、リハビリ事業の周知を図ることができた。	—	維持(継続)							●	●	06-1-① (障害者支援)	障害者計画	南北障害者支援課 障害福祉政策担当		

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

基本施策		取組内容(第4期)		中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名	
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																			
重点課題1：必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり																			
基本施策1：保健・医療																			
③ リハビリテーションの充実	中事業	●障害の状況に応じた効果的な治療・訓練が提供できるよう、身体障害者福祉センターやデイケア事業所等におけるリハビリ教室、訓練講座の開催等を行うとともに、兵庫県が設置する専門支援機関(兵庫県立障害者リハビリテーションセンター)や地域の訪問看護ステーション等との連携により、在宅におけるリハビリの推進(兵庫モデル)を図ると、地域のリハビリテーション体制の充実に取り組みます。	身体障害者福祉センター指定管理者管理運営事業費(自立訓練(機能訓練))		●身体障害者社会参加支援施設として、各種の相談、啓発事業 ●利用者の自立の促進等のための機能訓練		・利用者の自宅、職場等にサービス管理責任者や療法士が向向き、より生活に沿ったリハビリが心付いた。またサービス終了後に生活の質が低下しないよう、地域サービスと連携し、切れ目のないリハビリ、生活のお実をサポートできる。本人や家族との面談の機会ももった。 ・8月から実施された本館2階の工事のため、歩行訓練など通常のサービス提供がにくい状況となり、新規利用促進に向けた積極的取り組みはできなかった。		維持(継続)	・引き続き、コロナにおいて、事業を継続しなければならぬため、感染状況に留意しながら、利用者の安全・安心の対策を行うとともに、外出を控えている利用者に対し、社会参加等の促進が行えるよう検討する必要がある。						06-2-③ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当	
	その他取組	医療的ケア児等関係業務		●南北保健福祉センター(基幹相談支援センター)に配置する医療的ケア児等コーディネーターが中心となり、地域の医療機関や関係機関、行政(窓口担当)等と連携し、医療的ケアを必要とする児童への調整等業務を行う。		・地域の医療機関等との連携を進めるため、医療的ケア児等コーディネーターが尼崎総合医療センター(AGMO)や訪問看護ステーションなど関係機関とのカンファレンスに積極的に参加し(13回)、退院前後からの円滑な支援につなげ(ほか、相談支援や生活介護の事業所ネットワーク会議に県立障害者リハビリテーションセンター(あまリハ)を招くことで、リハビリ事業の周知を図ることができた。		維持(継続)	・コロナ禍により休止していた「医療的ケア児支援部会」に、新たにあまリハ等をメンバーに加えて再開し、各機関の支援体制、内容や今後の課題等について協議を進めるとともに、各サービス事業所のネットワーク会議等において、それら支援状況や地域の医療機関等との情報共有の場を積極的に設けていくことで、地域の保健医療体制の充実につなげていく。						06-1-① (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	南北障害者支援課 障害福祉政策担当		
	中事業	●精神障害のある人が可能な限り地域において支援が受けられるよう、保健や医療、福祉関係等のほか、当事者やその家族が参加する「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進会議」を定期的に開催し、支援状況や地域課題について協議・検討を進めます。また、保健・医療・福祉サービスや地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)、自立生活援助等の提供体制の充実を図るとし、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めます。	精神保健事業費(地域精神保健福祉対策強化事業)	・措置入院患者に対し、退院に向けた支援を個別に実施する。また、退院後もチームで支援を継続する。 ・当事者の立場から退院を促すピアサポーターを精神科病院に派遣、ピアサポーターの育成、支援者へ研修を実施。		・精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」構築推進会議を定期的に開催し、当事者・家族等が抱える生活状況を有する上で課題の洗い出しを行った。 ・措置入院中の患者が退院後も継続的な支援を受けられるよう、継続支援チームが退院後支援社会を伴い、計画に沿った支援を実施した(103名、支援対象者1名)。		・推進会議において、地域社会資源や精神障害者の現状の課題について共有を行っているが、退院後の地域生活における支援体制については、市内に単科精神科病院がない実情を踏まえながら、医療機関や地域の支援機関との連携のあり方も含めて検討を行う必要がある。	維持(継続)	・長期入院患者の退院ならびに地域定着を推進するため、医療、地域、行政が重層的に連携した支援を行う。						08-2-⑤ (健康支援)	地域いきいき健康 プランあまがさき	疾病対策課	
① 医療・相談支援の充実	中事業	●精神保健福祉相談や思春期相談、依存症専門相談など各種相談事業に取り組みとともに、精神保健福祉相談員や保健師による訪問等を実施し適切な治療につなげます。また、兵庫県が設置する専門支援機関(兵庫県精神保健福祉センターなど)と連携を図るとし、精神障害のある人の地域生活の支援に努めます。	精神保健事業費(精神保健事業)	・精神障害者の社会復帰を目的として、適切な日常生活指導及び訓練・グループ活動を実施する(スポーツ、レクリエーション、調理実習、絵画、作品づくり、ミーティング等) ・相談・啓発の実施(精神保健相談、精神障害者家族教室、講演会「こころの健康のついで」等)		・<グループ活動実績>令和元年度:130回 実50人 令和2年度:64回 実24人 令和3年度:63回 実32人 ・<精神障害者家族教室実績>令和元年度:44回 実153人 令和2年度:36回 実101人 令和3年度:36回 実101人 ・各種福祉保健制度の拡充及び対象者の増加に伴い、申請・交付窓口業務が増加しているが、適切・迅速に交付することができた。		維持(継続)	・対象者の増加に伴い、申請・交付窓口業務の効率化に努める。							08-2-⑤ (健康支援)	地域いきいき健康 プランあまがさき	疾病対策課	
	中事業	●精神保健福祉相談や思春期相談、依存症専門相談など各種相談事業に取り組みとともに、精神保健福祉相談員や保健師による訪問等を実施し適切な治療につなげます。また、兵庫県が設置する専門支援機関(兵庫県精神保健福祉センターなど)と連携を図るとし、精神障害のある人の地域生活の支援に努めます。	精神保健事業費(精神保健事業)	・精神障害者の社会復帰を目的として、適切な日常生活指導及び訓練・グループ活動を実施する(スポーツ、レクリエーション、調理実習、絵画、作品づくり、ミーティング等) ・相談・啓発の実施(精神保健相談、精神障害者家族教室、講演会「こころの健康のついで」等)		・<グループ活動実績>令和元年度:130回 実50人 令和2年度:64回 実24人 令和3年度:63回 実32人 ・<精神障害者家族教室実績>令和元年度:44回 実153人 令和2年度:36回 実101人 令和3年度:36回 実101人 ・各種福祉保健制度の拡充及び対象者の増加に伴い、申請・交付窓口業務が増加しているが、適切・迅速に交付することができた。		維持(継続)	・対象者の増加に伴い、申請・交付窓口業務の効率化に努める。							08-2-⑤ (健康支援)	地域いきいき健康 プランあまがさき	疾病対策課	
	中事業	●当事者やその家族、関係団体など様々な視点からの相談支援を行うことで、個別の内容や幅広いニーズにも対応できるよう支援体制の充実を図ります。	ひきこもり等支援事業	・ひきこもり等で支援に拒否的であったり、課題に気づいていない当事者に対し、信頼関係を構築するため、継続的な訪問支援を行い、必要な支援機関につなぐ。		・ひきこもり等により自ら相談に来ることが困難な人への支援を実施するため、ユース相談支援事業の取組と当事者への聞き取り、他都市の状況を参考に、中高年齢を軸とした支援体制として、ひきこもり等支援事業の制度設計を行った。		・新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、経済的問題に埋もれがちなひきこもり等の課題を発見し、よきめ細やかな対応を行うことが必要である。	変更(新規・拡充・革新)	・ひきこもり等の相談によりきめ細やかな対応を行うため、フォローアップ方式により、長間の知見を活用した最適な事業を実施していく。							05-2-① (地域福祉)	地域福祉計画	南北福祉相談支援課
② 理解・知識の普及等	中事業	●精神障害に関する正しい理解と認識を深めるとともに、自殺対策の一層の推進を図るため、こころの健康相談、健康教育や家族教室の実施、心の健康のついで講演会を開催します。また、参加対象に応じた取組やニーズの把握に努めるほか、啓発事業等を行うにあたっては、当事者やその家族等が活動する団体と協力し連携を図ることで、開催内容の充実に取り組みます。	精神保健事業費(自殺対策強化事業)	・自殺対策に関する教員・窓口職員及び医師・介護職等に対する情報提供、自殺に関係の深い精神疾患に関する専門相談の実施等。 ・一般市民に自殺予防及び自殺に関係の深いうつ病等精神疾患に関する知識の普及を図る。		・自殺対策計画に基づき、教育委員会やいしくしあ等と連携し、児童・生徒や保護者、教員に対して精神保健に関する研修を行うなど、取組を強化し、実施できた。 ・自殺リスクに気づき、自殺念慮を持った人に適切に対応できる人材を育成するため、市民や教職員等に対してゲートキーパー研修を行った(9回実施、287人参加)。 ・自殺防止の自殺防止行動事業に対しては、関係機関と円滑に情報共有するためのツールとして連携シートを活用する中で、ケース対応を実施した(令和3年度14件実施)。		・研修や相談窓口カード等による啓発を実施するほか、連携シートを活用した支援について教育委員会等と協議する必要がある。	維持(継続)	・自殺対策計画に基づき、自殺による死亡率の低減のため、引き続き教育委員会やいしくしあ等と連携し、児童・生徒や保護者、教員に対して精神保健に関する研修を行うなど、取組を強化し、実施する。 ・ケース対応を迅速に進めるため、連携シートの活用方法や関係部局間の役割分担について継続的に協議を進める。						08-2-⑤ (健康支援)	地域いきいき健康 プランあまがさき	疾病対策課	

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策		取組内容(第4期)	中事 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名
	施策の 方向性	取組 項目																
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																		
重点課題1：必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり																		
基本施策1：保健・医療																		
健康 (に2) に対する 精神 的 保 護	①	医療・ 相談 支援 の 充 実	急③ 医療 精 神 科 救 急	その他 取組	精神科救急の活用	-	-兵庫県の実施する精神科救急制度を活用しな ら目から夜間にかかる受診支援について実 施した。	-精神科救急に至らないためにも早期に支援に つながる必要がある。	維持(継 続)	-休日・夜間については兵庫県の実施する精神 科救急制度を活用するとともに精神科救急に至 らないよう早期に相談支援を行っていく。								疾病対策課
			●必要な救急医療が提供できるよう、兵庫県の精神 科救急も活用しながら、休日・夜間を含めた精神科救 急医療の充実に努めます。	中事業	難病対策事業費	-難病患者の抱える不安や療養及び日常生活 相談等に対し、教室や相談、交流会等を実施 し、身体的・精神的負担の軽減を図り、難病患 者やその家族の支援を行う。また、県事業で ある特定医療費(指定難病)支給認定申請に 関する進達窓口業務を行う。	-委託先と連携し、当事者が主体となった電話相 談や会場での相談会を実施する予定であ ったが、電話相談は実施したものの、コロナ禍の影響 により予定していた相談会等を中止した。その結 果、昨年度に引き続き、当事者・家族等とつなが ることが出来なかった。	-難病の受給者証交付者数は増加しており、引き 続き委託先と連携し相談会等を実施する必要 性があることから、ZOOM等での開催について検討 したが、参加者からはパソコン操作が苦手なこ とから、対面での開催を希望される声があった。	維持(継 続)	-令和4年度については、コロナ禍の状況を踏ま えた感染対策を考慮し、開催に向けた方法につ いて検討を行う。	●	08-2-⑤ (健康支援)	地域いきいき健康 プランあまがさき	疾病対策課				
			●難病患者やその家族等が抱える日常生活上での 悩みや不安、療養に関する相談に対して支援を行 い、安定した療養生活の確保と難病患者やその家 族の生活の質の向上に取り組めます。また、兵庫県が 設置する専門支援機関(兵庫県難病相談センターな ど)や医療機関と連携を図るとし、難病患者の地域 生活の支援に努めます。	中事業	小児慢性特定疾病対策事業費(小 児慢性特定疾病児童等自立支援事 業)	-小児慢性特定疾病児童等とその家族につ いて、適切な療養の確保、必要な情報の提供等 の便宜を図ることで、児童等の健康の保持 促進及び自立の促進を図るとともに、小児慢性 特定疾病児童等自立支援員を配置し、各種支 援策の利用計画の作成、関係機関との連絡 調整等を実施することにより、自立・就労の円 滑化を図る	-令和2年度に引き続き、自立支援事業の委託先 であるNPO法人チャイルドケアハウスと連携し、 疾病を抱える児童やその家族に対して、教室や 学校生活、自立に向けた相談支援などを行うこと により、心理的な負担軽減を図るとともに、神戸 市及び西宮市も交えた会議の場で各都市の事例 共有や意見交換を行った。	-	維持(継 続)	-法定事業のため、今後も継続して実施するが、 事業の認知を広めるため、各申請窓口へ自立支 援事業のチラシの設置、市報やホームページに よる広報に引き続き努める。	●	08-2-⑤ (健康支援)	地域いきいき健康 プランあまがさき	疾病対策課				
			●当事者やその家族、関係団体など様々な視点から の相談支援を行うことで、個別の内容や幅広いニーズ にも対応できるよう支援体制の充実を図ります。	中事業	難病対策事業費	-難病患者の抱える不安や療養及び日常生活 相談等に対し、教室や相談、交流会等を実施 し、身体的・精神的負担の軽減を図り、難病患 者やその家族の支援を行う。また、県事業で ある特定医療費(指定難病)支給認定申請に 関する進達窓口業務を行う。	-委託先と連携し、当事者が主体となった電話相 談や会場での相談会を実施する予定であ ったが、電話相談は実施したものの、コロナ禍の影響 により予定していた相談会等を中止した。その結 果、昨年度に引き続き、当事者・家族等とつなが ることが出来なかった。	-難病の受給者証交付者数は増加しており、引き 続き委託先と連携し相談会等を実施する必要 性があることから、ZOOM等での開催について検討 したが、参加者からはパソコン操作が苦手なこ とから、対面での開催を希望される声があった。	維持(継 続)	-令和4年度については、コロナ禍の状況を踏ま えた感染対策を考慮し、開催に向けた方法につ いて検討を行う。	●	08-2-⑤ (健康支援)	地域いきいき健康 プランあまがさき	疾病対策課				
理解 及 等 知 識 の 普 及	②	理 解 及 等 知 識 の 普 及	●難病患者等の療養生活を支援するため、難病医療 講演会や相談会を開催するとともに、本人や家族同 士の交流を促進します。また、保健や医療、福祉サー ビスの提供等にあたっては、難病等の特性(病状の変 化や進行、福祉ニーズなど)に配慮したものとなるよ う、関係機関に対して理解と協力の促進に努めます。	中事業	難病対策事業費	-難病患者の抱える不安や療養及び日常生活 相談等に対し、教室や相談、交流会等を実施 し、身体的・精神的負担の軽減を図り、難病患 者やその家族の支援を行う。また、県事業で ある特定医療費(指定難病)支給認定申請に 関する進達窓口業務を行う。	-委託先と連携し、当事者が主体となった電話相 談や会場での相談会を実施する予定であ ったが、電話相談は実施したものの、コロナ禍の影響 により予定していた相談会等を中止した。その結 果、昨年度に引き続き、当事者・家族等とつなが ることが出来なかった。	-難病の受給者証交付者数は増加しており、引き 続き委託先と連携し相談会等を実施する必要 性があることから、ZOOM等での開催について検討 したが、参加者からはパソコン操作が苦手なこ とから、対面での開催を希望される声があった。	維持(継 続)	-令和4年度については、コロナ禍の状況を踏ま えた感染対策を考慮し、開催に向けた方法につ いて検討を行う。	●	08-2-⑤ (健康支援)	地域いきいき健康 プランあまがさき	疾病対策課				

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

基本理念	基本施策		取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名			
	施策の 方向性	取組 項目																			
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																					
重点課題1. 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり																					
基本施策1：保健・医療																					
① 早期発見・早期支援の推進	中事業	乳幼児健康診査事業費	・4か月児健康診査、9～10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳6か月児健康診査、乳幼児育児相談、未受診児健診を実施し、その結果に基づき適切な指導及び支援を行う。		乳幼児健康診査事業費	・集団健診の継続を基本に、感染拡大時には個別健診も実施した。個別健診後の支援は医師等と連携し、タイムリーに情報共有を行うことで、適切な支援につなげた。 ・いくしあ連携した未受診児対策の取組の検証とともに、より効果的な対応に向けた協議を進め、マニュアルの改定を行うなど受診率の向上を図った。 ・3歳6か月児健診の眼科健診に屈折検査を導入したことで、精密検査の医療機関受診率が令和元年度の35.8%から令和3年度は62.0%まで上昇し、弱視の早期発見、治療につながった。	・乳幼児健診の受診率については、令和3年度は96.7%と上昇が見られるが、引き続き目標達成に向け取り組む必要がある。		維持(継続)								04-1-① (子ども・子育て支援)	次世代育成支援対策推進行動計画	北部地域保健課		
	中事業	幼児精密健康診査事業費			幼児精密健康診査事業費	・令和3年7月より3歳6か月児健診の眼科健診に屈折検査機器を導入したことで、精密検査の医療機関受診率が令和元年度の35.8%から令和3年度は62.0%まで上昇し、弱視の早期発見・治療につながった。 ・健診当日の保健指導において、医療機関での再検査の必要性を資料を用いて助言することで保護者の理解を得られるよう、受診動員に努めたこと、発行後3か月以内に電話による受診勧奨を実施したことが受診率の向上につながった。 ・屈折検査機器を導入した結果、精密検査対象者が増加し、受診券の発行数が増加した。	・精密検査の必要性が理解されず、受診につなげていないケースや医療機関を受診しても医療機関からの回答がない場合もある。		維持(継続)								04-1-① (子ども・子育て支援)	次世代育成支援対策推進行動計画	北部地域保健課		
	その他 取組	いくしあ心理士派遣事業		・3歳6か月児健康診査にて、発達障害を疑う児や発達面で不安を抱える保護者に対し、いくしあ推進課発達相談支援担当の心理士が南北保健福祉センターに向き、地区担当保健師の同席のもと専門的な立場から助言を行う。		いくしあ心理士派遣事業	・3歳6ヶ月児健診後の発達特性のある子どものフォロー体制の見直しを関係部局と協議することで、検査は希望しないが専門的な相談を希望する保護者への支援ができる体制として、いくしあから南北保健福祉センターに心理士を派遣する事業を構築した。	・3歳6ヶ月児健診後の発達フォロー体制について、切れ目のない支援が実施できているかどうか検証する必要がある。		維持(継続)								04-3-① (子ども・子育て支援)	次世代育成支援対策推進行動計画	いくしあ推進課	
	中事業	児童生徒幼少健康診断事業費(児童・生徒・幼児の心臓疾患・腎臓疾患・脊柱側弯症・特発性低血糖・結核などについての健康診断事業)		・疾病の早期発見と予防に努め、学校教育活動中の安全・安心を確保するため、定期健康診断や心疾患対策、腎疾患対策、脊柱側弯症対策、結核対策、小児肥満対策等の健診を実施し、児童生徒幼少の健康づくりを推進する。		-	-	-	-	維持(継続)									03-1-③ (学校教育)	保健体育課	
	その他 取組	児童面接結果(就学時健診)を活かした支援が必要な児童の就学に向けた支援に関する検討会		・就学時健診(児童面接)の機会を捉え、スクリーニング項目や実施方法を検証し、発達特性のある子どもの早期発見・支援につなげる。		-	・就学時健診では、9割の学校で集団面接を実施し、個別面接よりも効率的に集団生活で配慮が必要だと思われる子どもをスクリーニングすることができた。	・就学時健診で気になった子どもの就学前の情報を円滑に小学校に伝える仕組みが確立していない。		維持(継続)									04-3-② (子ども・子育て支援)	次世代育成支援対策推進行動計画	いくしあ推進課 特別支援教育担当 保健体育課
	中事業	支援者サポート事業費(施設支援事業)		・保護者の理解が整っておらず、各施設(幼稚園・保育所・園・中・高校)の職員が子どもの対応で困難を抱えている場合に、発達障害に関する知識を有する専門職が各施設を訪問し、園児の方の助言等を行う。		支援者サポート事業費(施設支援事業)	・小・中学校への周知を図るため、保育所・園長会に加え、小中学校長会・教員会・特別支援コーディネーター・施設長等に事業の周知を行い、訪問回数も前年度より増加した。 ・いくしあ専門職が訪問し、特性のある子どもへの関わり方について助言等を行うことで、各施設において支援者が子どもの特性を理解し、理解を深めたり関わり方を工夫することで支援者の負担軽減を図ることができた。 ・結果からも確認できた。 ・支援者の関わり方が変わることによって子ども自身が課題に取り組みやすくなり、他の子どもにとっても過ごしやすい環境をつくることができた。	・各施設の現場での関わり方次第で子どもの困り感が軽減するケースがあるため、施設職員のスキルアップが必要である。		維持(継続)									04-3-② (子ども・子育て支援)	次世代育成支援対策推進行動計画	いくしあ推進課
	中事業	支援者サポート事業費(ティーチャーズトレーニング)		・子どもの対応に困難を感じている各施設の職員を対象に、子どもの行動観察や理解、対応の仕方について学ぶ講座を開催する。		支援者サポート事業費(ティーチャーズトレーニング)	・小学校教員2名、保育士5名に対して実施し、子どもの行動観察や理解、対応の仕方について具体的な対処方法を提供しスキルアップを図ることができた。 ・保育士研修と連携し、公立保育所の保育士17人への研修を実施し、子どもの支援を考える際に子どもの視点から考えることの大切さを伝えることができた。	・保育士や教員、児童ホーム等、職員向けの研修の実施についても検討している。		維持(継続)									04-3-② (子ども・子育て支援)	次世代育成支援対策推進行動計画	いくしあ推進課

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

基本施策														R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名
理念 基本	施策の 方向性	取組 項目	取組内容(第4期)	中 等 事 業 の 種 別	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組											
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																					
重点課題1. 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり																					
基本施策1：保健・医療																					
④ 障害の原因となる 疾病の予防・ 支援等	② 健康づくりの 推進	●障害の原因となる様々な疾病等の早期発見を進めるため、各種健康相談や健康教育など疾病に対する啓発等を実施し、早期受診の必要性について周知を図るとともに、必要な支援につなげます。	中事業	健康づくり事業費(健康教育事業)	・健康づくりに必要な情報提供、「食事・運動・歯・たばこ等」をテーマにした専門職(保健師・管理栄養士・歯科衛生士等)による健康教育、各種健診の受診勧奨、健康づくり推進員の育成・支援、地域での健康づくり活動の把握・見える化及び団体間の交流を行う。	・健康教育事業では新型コロナウイルス感染症のため、例年実施していた講座やイベントが中止となったが、感染予防を徹底して一部の講座については実施できた。	-	維持(継続)	・健康教育事業については、「働き盛り世代」をターゲットとし、関係部署と連携をとりながら生活習慣の改善に向けた支援を引き続き行う。							08-2-① (健康支援)	地域いきいき健康 プランあまがさき	健康増進課 南部地域保健課			
			中事業	健康づくり事業費(健康づくり推進員(各種サポーター)養成事業)	・地域において健康づくりの実践活動を行う「食と運動のサポーター」、歯科保健分野の「お口の健康サポーター」などの健康づくり推進員を養成するための各種講座を実施する。 ・地域における健康づくりの実践活動や健康づくり推進員養成講座等において、養成・登録した健康づくり推進員が自主的に効果的な活動ができるように研修会等を実施し、活動支援を行う。	・健康づくり推進員養成事業では、新型コロナウイルス感染症のため昨年度実施できなかった健康づくりPR事業を実施するなど、中止していた健康づくり活動を再開させることができた。	-	維持(継続)	・健康づくり推進員の養成については、感染動向や健康づくり推進員自身の意向にも寄り添いながら、地域での健康づくり活動につながるよう、引き続き支援していく。							08-2-① (健康支援)	地域いきいき健康 プランあまがさき	健康増進課 南部地域保健課			
			中事業	児童生徒幼児健康診断事業費(小児生活習慣病対策事業)	・疾病の早期発見と予防に努め、学校教育活動中の安全・安心を確保するため、定期健康診断や心疾患対策、腎疾患対策、腎臓病わん庄対策、結核対策、小児肥満対策等の健診を実施し、児童生徒幼児の健康づくりを推進する。	・令和3年度は前年度より中学生の受診率が上がっている。また、前年度に比べると、肥満度50%以上の重度肥満の児童生徒の受診率が小学生ととも上昇した。	・令和3年度は前年度に比べると、小学生の受診率が下がっている。受診率向上のため、対象家庭に対しては、受診への意識を高められるような声かけ等が必要である。		維持(継続)	・肥満度の高い児童が参加しやすいように、講演会や運動教室の内容の充実を図り、医療機関の受診率を向上させる。その結果、児童・生徒の肥満率を減少させる。							03-1-③ (学校教育)		保健体育課		
		中事業	ヘルスアップ尼崎戦略事業費(ヘルスアップ健診事業)	・受診率向上対策の取組、生活習慣病予防や重症化予防の対策としての重度高血圧者等への保健指導の徹底や未治療者への継続支援。	・特定健診の受診率向上対策として、一部予約なしでの受付を実施。受診勧奨は毎年継続受診者の層や新規対象者の層など、4層に分類し、各広報物の内容を逐次更新して周知を図った。 ・保健指導では、事例検討の研修を行うことで、保健指導の質の向上に取り組み。また、対象者への訪問などによる動員を行い、実施率の向上に努めた。 ・「尼こ健診は、予約可能時期を工夫したことでキャンセル率が低下し、11歳受診率37.6%(前年比0.7ポイント上昇)、14歳受診率38.8%(前年比2.7ポイント上昇)であった。また、教育委員会と情報共有し、保健指導時にリスクの高い対象の生徒に対し、「小児肥満対策事業」への参加勧奨を行うなどの取組を実施した。	・昨年度に引き続き、コロナ禍の影響により、受診率が低下傾向で、受診控えや健診の優先順位が低く捉えられてしまったことが課題である。 ・健診受診の理解と継続受診につながるよう保健指導の質をさらに向上させるため、保健師のスキルアップと保健指導を行う人員の体制の検討が必要である。 ・対象の生徒が保健指導に基づいた生活習慣の改善が継続できているかフォローが必要である。		維持(継続)	・各層別の特徴・属性に応じた対策を継続し、尼崎市医師会や関係部局なども連携して受診勧奨の充実を図る。 ・保健指導研修会等を実施することで、保健指導の質についての充実を図り、引いては実施率の向上に努める。 ・「尼こ健診は、リスクの高い生徒が、保健指導後も生活習慣の改善に取り組みよう。継続的な支援について引き続き教育委員会との連携を促進させる。							08-1-② (健康支援)	地域いきいき健康 プランあまがさき	健康支援推進担当			
		中事業	生活習慣病予防ガイドライン推進事業費(未来いまカラダ戦略事業)	・市内の小中学校において、市独自で作成した望ましい生活習慣を習得するための学校教材副読本「みんなで考える尼崎の健康」を活用した授業を実施。	・健診データの読み取りや病態に関する研修などに取り組み。また、保健指導の質の向上に努めた。 ・委託業者と連携し、対象者へのハガキの送付や訪問などによる動員を行うことで、実施率の向上に努めた。	・健診の大切さを理解してもらい継続的な受診につながるよう保健指導の質をさらに向上させるため、定期的な研修会などを通じた保健師のスキルアップが必要である。また、保健指導を行う人員の体制確保についても検討が必要である。		維持(継続)	・委託業者も交えた研修会等を実施することで、保健指導の質についての充実を図り、引いては実施率の向上に努める。								08-1-② (健康支援)	地域いきいき健康 プランあまがさき	健康支援推進担当		
		中事業	生活習慣病予防ガイドライン推進事業費(保育所・幼稚園生活習慣教育事業)	・市独自で作成した、園児も遊びながら使える教材を活用し、小学校での授業に引き継げる基礎的な生活習慣病予防の授業を実施。	・主に小学校6年生と中学校2年生を対象に、座学と併せて1食に必要な野菜の試食も行った。 ・令和4年度は学校への講師派遣を見送らざるを得なかったため、教諭自らが授業を行っていただけたよう実施を促した。	・健診対象が11歳・14歳の2学年のみで毎年対象が変わるため、有所見率の減少には対象学年の異なる指標による効果分析と控下事業の新たなテーマ整備をより一層進めることにより、引き続き、全庁的な生活習慣病予防対策を進める。		維持(継続)	・ヘルスアップ尼崎戦略会議での議論と情報共有を通じ、事業を兼ねる施策の達成度を高める新たな指標による効果分析と控下事業の新たなテーマ整備をより一層進めることにより、引き続き、全庁的な生活習慣病予防対策を進める。								08-1-① (健康支援)	地域いきいき健康 プランあまがさき	健康増進課		
		中事業	生活習慣病予防ガイドライン推進事業費(高血圧・ゼロのまち推進事業)	・心筋梗塞や脳血管疾患等の「循環器病」発症の危険因子である「高血圧」は、市民が自身の変化を確認しやすい生活習慣病の1つであることから、自らの血圧の変化を確認する市民を増やすため、血圧記録機を1,000部作成し、市内公共施設で配布を行った。					維持(継続)									08-1-① (健康支援)	地域いきいき健康 プランあまがさき	健康増進課	

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策		取組内容(第4期)	中等就労	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要事業	R4 主要事業	R3 主要事業	事務事業	施策評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名
	実施の方向性	取組項目																
基本理念： 誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																		
重点課題1： 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり																		
基本施策2： 福祉サービス、相談支援																		
① ス訪問系サービス ② 日中活動系サービス等の充実 (1) 障害福祉サービス等 ③ 福祉用具の利用支援等	●障害のある人の在宅生活を支えるため、個々のニーズや生活状況に応じた必要な居宅サービス(居宅介護、重度訪問介護など)を提供します。	障害者(児)自立支援事業費 障害児通所支援給付費	・障害者(児)がホームヘルプや通所等のサービスを利用した際にかかる費用の一部を自立支援給付等として支給する。 ・児童発達支援や放課後等デイサービスなど、障害児通所支援等に係る給付費を支給する。	・障害福祉サービスと障害児通所支援サービスの支給決定者数は、令和2年末の6,473人から令和3年度末(6,986人)に増加(+513人)しており、障害のある人の自立や地域生活の支援に寄与している。	-	維持(継続)	-	●	06-1-② (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉政策担当							
	●常時介護を必要とする障害のある人が自ら選択する地域で安定した生活を営むことができるよう、日中の通所サービス(生活介護など)を提供します。	重症心身障害者通園事業体制維持補助金	・医療的ケアを要する重症心身障害者が通所利用する生活介護事業所等、看護職員を配置している一定の要件を満たした場合に、その費用の一部を補助する。	・本市の延べ利用者数は、令和3年度で1,049人と減少しているものの、医療的ケアを要する重症心身障害者の受け入れ施設が不足する中、看護職員を配置している生活介護事業所の費用の一部を補助することで、これらの障害者のために安全かつ継続的なサービスの提供がなされた。また、介護者の介助負担軽減にも寄与した。	・当該事業は、西宮市との共同で行っている事業であることから、両市で連携を図り、実施していかなければならない。	維持(継続)	・医療的ケアを要する重症心身障害者が継続して通所施設の利用ができるよう、西宮市と連携を図り、今後も継続して実施する。	●	06-1-② (障害者支援)	障害福祉計画	障害福祉政策担当							
	●入所施設や病院から地域生活へ移行する障害のある人が自立した生活を営むことができるよう、身体機能や生活能力の維持・向上のために必要な訓練(機能訓練、生活訓練)を提供します。	障害者安心生活支援事業	・地域全体で支えるサービス提供体制である「地域生活支援拠点」の機能が円滑かつ効果的に進むよう取組と連携との連携強化等を図ることで、障害者等の地域生活を支援する。	・新たに生活介護事業所のネットワーク会議を設置・開催し、事業所情報の把握や利用(空き)状況の公表等の取組を進めた。	-	維持(継続)	令和4年度は生活介護事業所のネットワーク会議を活用し、事業所情報の把握や利用(空き)状況の公表等に取り組み。	●	06-2-③ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当							
	●入所施設や病院から地域生活へ移行する障害のある人が自立した生活を営むことができるよう、身体機能や生活能力の維持・向上のために必要な訓練(機能訓練、生活訓練)を提供します。	身体障害者福祉センター指定管理者管理運営事業費(自立訓練(機能訓練))	・身体障害者社会参加支援施設として、各種の相談、啓発事業 ・利用者の自立の促進等のための機能訓練	・利用者の自宅、職場等にサービス管理責任者や救護士が向き、より生活に合ったハビリティを心がけた。またサービス終了後に生活の質が低下しないよう、地域サービスと連携し、切れ目のないハビリティや、生活の充実をサポートできるよう、本人や家族との面談の機会をもつ。 ・8月から実施された本館2階の工事のため、歩行訓練など通常のサービス提供がしにくい状況となり、新規利用促進に向けた積極的取り組みはできなかった。	・引き続き、コロナ禍において、事業を継続しなければならぬため、感染状況に留意しながら、利用者の安全・安心の対策を行うとともに、外出を控えている利用者に対し、社会参加等の促進が行えるよう検討する必要がある。	維持(継続)	・改修工事やコロナ禍において、事業の縮小や利用時間、参加人数の制限等を余儀なくされているが、徹底した感染予防対策を講じながら、可能な限り、利用者が増加するよう、協議を進めていく。 ・感染予防対策を徹底したガイドラインを随時改定するとともに、外出を控えている利用者が施設利用を行うことができるよう、環境整備や広報活動を行っていく。	●	06-2-③ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当							
	●家族や介護者の病状や急用、休息等の理由によって、一時的な受け入れを必要とする障害のある人に、短期間の入所または一時的な預かりのサービス(短期入所、日中一時支援)を提供します。	障害者(児)日中一時支援事業費	・日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者(児)を指定した事業者等で保護し、見守りや日常的な訓練等を行う。	-	・平成29年6月から事業所指定基準の緩和と対象者の要件拡大、送迎加算の創設等の運用を開始しており、指定事業所数が増えたことで、利用回数(送迎も含む。)は増加傾向にあるものの、依然として放課後や日中活動系サービス利用後の時間帯の見守り支援を求める声も多い状況となっている。	維持(継続)	・制度拡充後に新たに指定を受けた事業所の事例や状況を紹介するなど、引き続き、指定基準の緩和により対象となる日中活動系サービス事業所への周知や協議等を行い、新規参入を促していく。	●	06-1-② (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉課							
	●補装具や日常生活用具の給付等により、障害のある人の身体機能の代替・補完や日常生活の利便性の向上を図るとともに、福祉用具に関する情報を提供するなどし、その普及・促進につなげます。	日常生活用具給付等事業費	・身体障害者(児)、知的障害者(児)及び難病患者に対し、日常生活用具を給付する。	・排洩支援用具(ストマ用装具)を中心に日常生活用具の給付等により、在宅で生活している重度障害者等の生活面での自立度を高め、社会参加の促進を図ることができた。 ・機器や用具の機能向上等に併し、従前から日常生活用具の給付品目の追加等について要望を受けていたため、市商団体の給付状況や先進市の取組事例の調査とあわせて、これまでの給付実績の分析や各品目の市場価格の把握を行うなど、更直しに回った検討を進めた。	・これまでも国通知や要望等を考慮し、適宜品目を追加してきたが、各品目における公費負担率等の把握しきれなかったため、市場価格と大きく乖離しているものも多いため、給付実績の分析結果等を基に、実情にあわせて給付品目や公費負担率等となるよう整理していく必要がある。	変更(新規・拡充・行革)	・今後も高い実績が見込まれるため、引き続き、安定的な事業運営に努める。 ・給付実績の分析結果等を基に、実情にあわせて給付品目や公費負担率等となるよう整理するとともに、当事者団体とも協議しながら、事業内容・スキームの見直しを進めていく。	●	06-1-② (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉課							
		補装具交付・修理事業費	・身体障害者(児)の失われた機能を補うため、当然必要と考えられる器具機材を交付・修理する。	・令和3年度実績：1,035件	-	維持(継続)	-	●	06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課							
		軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業費	・軽・中度難聴児の補聴器購入費の一部を助成する。	・助成件数は、例年増減はあるものの、一定のニーズがあり、軽・中度難聴児の健全な発育の支援や保護者の経済的な負担軽減を図ることができた。	-	維持(継続)	・軽・中度難聴児補聴器購入費等助成は、早期の言語発達やコミュニケーション能力取得により、軽・中度難聴児の健全な発育の支援につながっているため、今後も継続して実施する。	●	06-3-③ (障害者支援)	障害福祉計画	障害福祉課							
		小児慢性特定疾病対策事業費(小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業)	・小児慢性特定疾病児童に対して、電気式たん吸引器など日常生活用具を給付する。	・市報やホームページ等による広報に引き続き努めた。平成27年の法改正により、対象疾病が増加したこともあり、給付人数は増加傾向にある。	-	維持(継続)	・法定事業のため、今後も継続して実施する。	●	08-2-⑤ (健康支援)	地域いきいき健康 プランあまがさき	疾病対策課							

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策		取組内容(第4期)	中事	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名
	実施 方向性	取組 項目																
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																		
重点課題1：必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり																		
基本施策2：福祉サービス、相談支援																		
④ その他の日常生活を支援する福祉サービスの充実	●自宅での入浴や通所等による入浴が困難な重度の障害のある人に、訪問入浴サービス事業を実施します。また、地域において現に住居を求めている障害のある人が低廉な料金で居室等の利用ができ、日常生活に必要な便宜を受けることができる福祉ホームの運営を助成します。	中事業	重度身体障害者訪問入浴サービス事業費	-	・居宅に移動入浴車を派遣し、事業者が浴槽を居室に運び込んで入浴の提供を行う。	-	-	-	維持(継続)	・重度身体障害者の入浴にあたっては、当該事業による支援がない対応できない方も一定数いるため、今後も継続的な事業運営に取り組む。				●	06-1-② (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉課	
		中事業	障害者福祉ホーム事業補助金	-	・対象施設を運営する福祉ホームに対し、本市からの入居者の割合に応じ、要する費用の一部を補助する。	-	-	-	維持(継続)	・障害者福祉ホームは、住居を求めている障害者に対し、低廉な料金で居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与することにより、地域生活の支援を図るため、今後も継続して事業を実施する。				●	06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課	
		中事業	心身障害者(児)対策事業費(特別障害者手当等支給事業)	-	・精神又は身体に著しく重度の障害を有するために、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に支給する。	-	-	-	維持(継続)	・日常生活において常時特別の介護を必要とする重度心身障害者(児)等に対し、負担の軽減や社会参加等の促進を図るため、今後も継続して事業を実施する。				●	06-1-② (障害者支援)		障害福祉課	
		中事業	心身障害者(児)対策事業費(重度心身障害者(児)介護手当)	-	・障害福祉サービス又は介護保険サービスを利用していない心身障害者(児)を在宅で介護する者に対し、年に1回(2月)介護手当(年額10万円)を支給する。	-	-	-	維持(継続)	・日常生活において常時特別の介護を必要とする重度心身障害者(児)等に対し、負担の軽減や社会参加等の促進を図るため、今後も継続して事業を実施する。				●	06-1-② (障害者支援)		障害福祉課	
		中事業	心身障害者(児)対策事業費(在宅心身障害者及び重度知的障害者介護人助成事業)	-	・保護者が疾病等の事情で心身障害児及び重度知的障害者の介護ができないときに一時的に介護人を介する。	-	-	-	維持(継続)	・日常生活において常時特別の介護を必要とする重度心身障害者(児)等に対し、負担の軽減や社会参加等の促進を図るため、今後も継続して事業を実施する。				●	06-1-② (障害者支援)		障害福祉課	
		中事業	心身障害者(児)対策事業費(心身障害者理美容サービス事業)	-	・介護手当の支給を受けている介護者が介護している、重度の心身障害者(児)に対して理容・美容の出張サービスを実施する。一人あたり、年間4枚のチケットを交付する。	-	-	-	維持(継続)	・日常生活において常時特別の介護を必要とする重度心身障害者(児)等に対し、負担の軽減や社会参加等の促進を図るため、今後も継続して事業を実施する。				●	06-1-② (障害者支援)		障害福祉課	
		中事業	児童福祉施設入所心身障害児利用者負担補助金	-	・児童福祉施設を利用する心身障害児の扶養義務者が納入した費用の2分の1を助成する。	-	-	-	維持(継続)	・心身障害児の心身や世帯等の状況により児童福祉施設の利用が必要となった扶養義務者に対し、負担軽減を図ることにより、心身障害児の療育の促進を図るため、今後も継続して事業を実施する。				●	06-1-② (障害者支援)		障害福祉課	
		中事業	心身障害者(児)対策啓発事業費(福祉の手引き)	-	・障害者に対する福祉サービス等を記載した「福祉の手引き」を作成し、障害者手帳取得時や研修会等で配布する。	-	-	-	維持(継続)	・重度障害者への給付は、市と県の共同事業として、双方が給付額の1/2づつを負担することにより実施している。一方、取組各市において平成20年度から対象を拡大して実施している中度障害者への給付については、県の負担が制度化されていない状況であり、市の負担分のみ給付となっている。				●	06-1-② (障害者支援)		障害者計画	障害福祉課
		中事業	重度障害者等特別給付金支給事業費	-	・国難事件等により、国民年金の制度上、障害基礎年金を受給できない重度障害者及び中度障害者に、障害基礎年金1.2級に準じた特別給付金を支給する。	-	-	-	維持(継続)	・次年度から制度改正により、県の負担対象者が中度障害者にも拡充され、給付金は増額となる。本来、制度的無年金外国籍重度障害者等は、国の年金制度で救済されるべきものであるが、国の法整備が図られないままの間の福祉的措置として、事業の必要性及び有効性は高い。このため、今後も継続して実施する。				●	08-1-④ (健康支援)		国保年金課	
		中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(非定型審査会)	-	・尼崎市障害福祉サービス支給決定基準(ガイドライン)において基準を超える支給決定を行う際などに非定型審査会を開催する。	-	-	-	維持(継続)	-						●	06-1-② (障害者支援)	障害者計画
⑤ サービスの質の向上等	●サービスや相談支援が円滑に提供されるよう、これらの事業者に対して必要な情報等を提供します。また、障害福祉サービスや移動支援等の支給決定基準(ガイドライン)の周知と確実な適用を行うとともに、ガイドラインの基準を超える際は、医療や福祉関係者等と構成する審査会を開催するなどし、障害のある人への適切なサービス提供等に取り組めます。	中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(非定型審査会)	-	・尼崎市障害福祉サービス支給決定基準(ガイドライン)において基準を超える支給決定を行う際などに非定型審査会を開催する。	-	-	-	維持(継続)	-					●	06-1-② (障害者支援)	障害者計画	南北障害者支援課
	●サービスや相談支援の事業者に対し、従事者の資質向上のための研修機会の確保や労働法規の遵守、運営状況の評価と結果公表等に取り組むよう指導します。また、集団指導等を通じて、実地指導や請求審査の結果等を共有するなどし、サービスの質の向上を図ります。	中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(国保連合会支払事務委託)	-	・障害者福祉サービス支払のための国保連合会支払事務委託する。	-	-	-	維持(継続)	・適正な支払事務に向けては、国保連への委託と合わせ、請求審査ソフトを活用して重複チェック等を行い、事業所への連絡等の対応をしているが、サービス支給件数の増加や年度異なる制度変更等に、毎月、請求額が一定数発生しているため、その対応が課題となっている。				●	06-1-② (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉課	
	●障害のある人やその家族をはじめ、委託相談支援事業所や保健・医療・福祉等の関係者で構成する自立支援協議会「ガイドライン検討部会」を開催し、各種ガイドラインの運用状況の検証等を行うほか、適切かつ良質なサービス提供のために必要な取組・課題等について共有を図るなど、相互の連携の緊密化に努めます。	中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(ガイドライン検討部会)	-	・尼崎市自立支援協議会の開催等を行う。	-	-	-	維持(継続)	-					●	06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策		取組内容(第4期)	中事 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名	
	実施の 方向性	取組 項目																	
<p>基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現</p> <p>重点課題1：必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり</p> <p>基本施策2：福祉サービス、相談支援</p>																			
	中事業	障害者支援施設新入所者PCR検査事業費	・PCR検査については、原則、入所予定施設を通じて、市が委託契約する民間検査会社が実施する。当該施設を通じての受検が困難な場合は、本人が希望した医療機関等で受検した際に要した経費について、償還払いにより補助する。		障害者支援施設に入所する前に、PCR検査により感染の有無を確認できることで、施設内でのクラスター発生予防等につながることに、安定的な施設運営にも寄与している。		・本事業は、新型コロナウイルス感染症対策に係る一時(限定)的な事業であるため、今後の感染状況等を踏まえて、事業運営のあり方を検討していく必要がある。		維持(継続)					●		06-1-② (障害者支援)		障害福祉政策担当	
	中事業	要介護一時受入事業費	・介護者が新型コロナウイルスに感染し入院した場合等において、濃厚接触者等となり、他に介護する人がなく、居宅サービス事業所では対応できない在宅の要介護者(障害者)を一時的に受け入れる施設を確保する。		・令和3年度については、幸い当該事業による受入事業は発生しなかったが、濃厚接触者等となり、在宅生活が維持できない要介護者(障害者)の日常生活を維持するための受入体制が確保できた。		・本事業は、新型コロナウイルス感染症対策に係る一時(限定)的な事業であるため、今後の感染状況等を踏まえて、事業運営のあり方を検討していく必要がある。		維持(継続)					●		06-1-② (障害者支援)		障害福祉政策担当	
	中事業	濃厚接触者等在宅支援提供事業費	・新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等または陽性者に該当した場合でも、日常生活において必要なサービスを継続するため、濃厚接触者等または陽性者に対するサービス提供体制の維持・確保につながった。		・サービス従事者に協力金を支給することにより濃厚接触者及び陽性者へのサービス提供体制の維持・確保につながった。		・濃厚接触者の特定・行動制限が変化するなど、今後の状況に応じた対象者等への見直し求められる。		維持(継続)					●		06-1-② (障害者支援)		障害福祉政策担当	
	中事業	障害福祉サービス確保支援事業費	・障害者及び障害児に必要なサービス又は支援を継続して提供できるよう、障害福祉サービス事業所等におけるかかり増し経費等を助成する。		・令和3年度は延べ20法人(延べ45事業所)に対して、通常のサービス等の提供時では想定できない、新型コロナウイルス感染症の発生等による影響で生じたかかり増し経費等を助成することで、コロナ禍に対する利用者への必要なサービス提供の継続に寄与した。	-	・障害者及び障害児の日常生活が維持できるよう、コロナ禍においても必要なサービス提供を継続する必要があるため、国の補助制度を活用しながら、令和4年度も継続して本事業を実施していく。		維持(継続)					●		06-1-② (障害者支援)		障害福祉政策担当	
	中事業	障害福祉分野テレワーク等導入支援事業費(障害福祉分野ロボット等導入支援事業)	・感染拡大防止の観点から、テレワーク等の実施やICT等を活用する障害福祉サービス等事業者に対し、機器の導入等に係る経費を助成する。		・令和3年度は2法人に対して導入経費の一部を助成することで、介護業務の負担軽減や働きやすい職場環境の整備、安全・安心なサービスの提供等の推進に寄与した。	-	・今後の国の対応方針や緊急経済対策による支援策等の状況等を踏まえながら、事業実施(継続)の必要性等について検討していく。		廃止					●		06-1-② (障害者支援)		障害福祉政策担当	
	中事業	障害福祉分野テレワーク等導入支援事業費(障害福祉分野ICT導入支援事業)	・感染拡大防止の観点から、テレワーク等の実施やICT等を活用する障害福祉サービス等事業者に対し、機器の導入等に係る経費を助成する。		・令和3年度は6法人に対して導入経費の一部を助成することで、介護業務における紙資源削減や事務作業の効率化など生産性向上の推進のほか、感染拡大防止やICT機器の活用モデルの構築に寄与した。	-	・今後の国の対応方針や緊急経済対策による支援策等の状況等を踏まえながら、事業実施(継続)の必要性等について検討していく。		廃止					●		06-1-② (障害者支援)		障害福祉政策担当	
	中事業	新型コロナウイルス感染症対策事業費	・介護・障害福祉サービス事業所等に対して、国から送付された衛生用品を運送業者への業務委託により提供を行うほか、感染者が発生してもなおサービスを継続して事業を行う必要がある介護・障害福祉サービス事業所等に対して、衛生用品を、迅速に提供する。		・介護・障害福祉サービス事業所等に対して、衛生用品を迅速に提供することができた。	-	・介護・障害福祉サービス事業所等に対する衛生用品の配布については、国からの衛生用品の送付が令和3年度末で終了したことに伴い、終了する。		廃止					●		06-1-② (障害者支援)		法人指導課	
	その他取組	コロナワクチン対応 等			・新型コロナウイルス感染症への対応については、昨年度から継続して、陽性者等が発生した事業所のサービス継続に係るかかり増し経費の助成事業を始め、濃厚接触者等の在宅支援や一時受入れに係る市独自事業を実施し、対象となった事業所と密に連絡・調整を図りながら、コロナ禍におけるサービス提供体制の維持・確保に努めた。 ・介護従事者へのコロナワクチン優先接種については、6月に市内のサービス事業所への事前調査を実施し、その結果を基に接種会場の確保と予約システムの導入・運用を進めるなどして、概ね700人の従事者への早期接種につなげた。 ・医療機関や集団接種会場での接種が困難な重度障害のある人への優先接種については、8月に市内の生活介護事業所への事前調査を実施し、その結果を基に接種所や接種員が直接訪問し対象者の接種につなげた。		・コロナが収束するまでの間のサービス提供体制の維持・確保に向けては、引き続き感染状況に応じた柔軟な対応に努め、既存施設の着実な実施と事業所への迅速かつ丁寧な調整等に取り組みたい。		維持(継続)						●		06-1-② (障害者支援)		障害福祉政策担当 南北障害者支援課
	中事業	障害者計画等策定事業費	・障害者計画等の推進に係る取組のほか、毎年度の進捗管理や評価に必要な会議を開催することで、検証等を行う。		・障害者計画・障害福祉計画の進捗管理や評価手法等の見直しについては、コロナ禍の影響や次期総合計画との整合性を図る必要等が生じたため、障害者福祉専門分科会を始めとする委員会・分科会開催内容やスケジュールを変更し、本格的な検討は次年度へ延期することとしたが、現行の「評価・管理シート」や当該計画に係る今後の施策展開等についての意見聴取を進めた。	-	・障害者計画・障害福祉計画の「評価・管理シート」については、次期総合計画を始め、関連する行政計画の取組や整合性を意識しながら、引き続き、障害者福祉専門分科会や自立支援協議会、手話言語条例策定推進協議会等で進捗管理や評価の手法等についての意見を伺いながら、より効果的・効率的な運用へと見直しを進めていく。		維持(継続)					●		06-1-② (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	障害福祉政策担当	
	その他取組	ファミマネ関連事務			・尼崎市公共施設マネジメント基本方針(方針1:再編)の対象2施設との協議については、10月に「あぜく分館」の運営法人と協議し、今後、建物譲渡と敷地売却を前提とした現地建替を検討していくことで合意が得られた。また、「あいまい分館」については、10月に利用者家族への説明会を開催したほか、12月には運営法人において利用者へのアンケートを実施したことで、意向確認等を進めることができた。		・対象2施設において希望する事業継続方法が異なるため、それぞれの状況・事情等を勘案しつつ、一定の整合性と公平性を担保した希望転移策を整理していかなければならない。		維持(継続)					●		06-1-② (障害者支援)		障害福祉政策担当	

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

基本施策		取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名	
<p>基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現</p> <p>重点課題1：必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり</p> <p>基本施策2：福祉サービス、相談支援</p>																		
(2)	相談支援体制	①	●総合相談機能を有する「基幹相談支援センター」やそれぞれの障害種別を担当する委託相談支援事業所(市内6か所、市外2か所)、市役所・保健所等において、障害特性に配慮したきめやかな相談支援に取り組みます。また、これら相談窓口の一層の周知を図ります。	中事業 障害者(児)相談支援事業費 (①障害者相談支援事業、②基幹相談支援センター等機能強化事業)	・障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用等の支援を行う。 (①福祉サービスの利用援助、社会資源の活用支援、権利擁護、専門機関の紹介など、②計画一般相談支援の促進に向けた支援、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成、地域の相談機関との連携強化、各種及び事前相談・助言など)	・支援を必要とする人の増加や諸制度の周知・普及等により、委託相談支援事業所の延べ相談回数(令和3年度7,886回)は依然高い水準で推移している。これらの相談への適切な対応・支援に向けて、あまがさき相談支援連絡会(あまがさ)を毎月開催し、各事業所の支援状況の共有やテーマ別の研修・事例検討会等を行うことで支援力の向上につなげた。	-	維持(継続)	-				●	●	06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当	
		②	●「基幹相談支援センター」が中心となり、地域の相談支援事業所等の連絡会や研修会を定期的に開催するほか、「相談支援」就労支援「地域生活支援」の事業所等によるネットワーク会議と情報を共有するなど、地域課題の把握や支援機関の連携強化を図ります。また、兵庫県が設置する専門相談機関(ひょうご発達障害者支援センター)などにも連携して、地域の相談支援体制の充実に取り組みます。	中事業 障害者(児)相談支援事業費 (①障害者相談支援事業、②基幹相談支援センター等機能強化事業)	・障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用等の支援を行う。 (①福祉サービスの利用援助、社会資源の活用支援、権利擁護、専門機関の紹介など、②計画一般相談支援の促進に向けた支援、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成、地域の相談機関との連携強化、各種及び事前相談・助言など)	・利用計画の作成促進や複合的な課題を抱えるケースへの対応(重層的な支援体制)、それらを含めた相談支援機能の強化等に向けて、あまがさき計画未作成者の状況や課題等を把握・共有し、今後の進め方や委託相談支援事業所の役割等について協議を進めた。また、それら意見を基に本市における「支援困難ケース」の考え(基準等)を一定整理し、各事業所への聞き取り等を踏まえりして進めた結果、相談支援ケース全体の1割強が支援困難に該当することがあった。	・今回整理を進めた支援困難ケース全体(約900人)の状況を分析した結果、概ね3/4は委託・指定相談支援事業所による支援が入っているものの、残る1/4は相談支援事業所につながらないため、早期の状況把握と対応が求められる。	-	維持(継続)	-				●	●	06-1-② (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	障害福祉政策担当
		③	●障害のある人やその家族をはじめ、委託相談支援事業所や保健・医療・福祉等の関係者で構成する自立支援協議会を開催し、障害のある人の地域生活における課題に必要な支援等について共有を図るとともに、相互の連携の緊密化に努めます。	中事業 障害者自立支援制度支給関係事業費(自立支援協議会全体会など)	-	・尼崎市自立支援協議会の開催等を行う。	・全体会を開催し、昨年度の各部会の活動報告の共有等を行った。	-	維持(継続)	-							06-1-② (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画
(2)	相談支援体制	④	●障害のある人が必要に応じてサービスを適切に利用でき、かつ、総合的・継続的な支援が行えるよう、「サービス等利用計画」や「障害児支援利用計画」の作成に取り組みます。計画作成の一層の推進に向けては、「基幹相談支援センター」が中心となり、地域の相談支援事業者の連絡会や研修会を継続的に開催するなど、事業所への指導・助言や人材育成、連携強化等に取り組みます。	中事業 障害者(児)相談支援事業費 (①障害者相談支援事業、②基幹相談支援センター等機能強化事業)	・障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用等の支援を行う。 (①福祉サービスの利用援助、社会資源の活用支援、権利擁護、専門機関の紹介など、②計画一般相談支援の促進に向けた支援、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成、地域の相談機関との連携強化、各種及び事前相談・助言など)	・サービス等利用計画と障害児支援利用計画(利用計画)の作成については、基幹相談支援センターを中心に作成状況(障害種別・利用サービス別・事業所別など)の分析を進め、その結果を考慮しながら、委託・指定相談支援事業所に対して作成依頼や必要な調整・助言等を行った。 ・昨年度に引き続き、未作成者が特に多い知的障害(日中系サービス利用者)を主な支援対象とする委託相談支援事業所との連携を進めたこと等で、作成数は386人増加(5,062人→5,448人)し、作成率は78.0%(5,448人/6,986人)となった。 ・指定相談支援事業所のネットワーク会議を計6回(全体会2回、テーマ別開4回)開催し、国の報酬改定(加算の前設等)や計画作成状況の共有、医療的ケア児に係る相談支援の協力依頼等を行うほか、各事業所からのニーズを基に精神保健分野や介護保険移行期等に関する研修を行うことで、地域の相談支援専門員へのスキルアップ等を図った。	・利用計画の作成数は着実に増えているものの、特に障害児連所支援や就労継続支援の新規利用が大幅に伸びているため、全体の作成率は8割弱に留まっている。	維持(継続)	-				●	●	06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当	
		⑤	●障害のある人へのピアカウンセリングや公的機関とのつなぎ役を担う相談員に対して、必要な情報提供や新たな制度等の研修を行うとともに、関係団体や兵庫県とも協力しながら、相談員の資質向上や行政機関との連携を図ります。	中事業 心身障害者相談事業費	・相談員を通じ、身体障害者や知的障害者等の相談を受け、必要な指導等を行う。	・コロナ禍の影響を受け、相談件数は前年度より減少しているが、身体障害者や知的障害者、その家族の相談ニーズに応じ、自立・更生に必要な援助を行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることができた。	・相談員の高齢化が進んでおり、相談体制のあり方を検討していく必要がある。 ・相談員の支援活動は、障害者と市などの行政機関とのパイプ役としての必要不可欠であるため、相談員と行政の連携を一層深めていく必要がある。	維持(継続)	-				●		06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当	

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策		取組内容(第4期)	中事	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名		
	実施の 方向性	取組 項目																		
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																				
重点課題2：生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																				
基本施策3：療育・教育																				
① 療育 の 充 実	●発達の違いや課題を抱える子どもに対して、医師の診察や専門職(保健師、公認心理士など)の発達相談等による総合的な発達評価を行い、適切な療育支援につなげます。	中事業	発達相談支援事業費	発達相談(相談、発達、心理検査、診察)をはじめ、子ども支援教室、ペアレントトレーニングの実施を通して、必要な支援につなげていく。	心理士・作業療法士・言語聴覚士・保健師による専門相談600件、診察428件、延べ1,033件実施し、目標を達成した。	・専門職による相談は、不器用さや滑舌の悪さ、病弱など日常生活における困りごとが主となるが、診察では集団の中に入ってから対人面、学習面での困り感や不登校など、日常生活における困りごとが突出することでより問題が深刻化し、診断を求めているケースが多い。 ・日常生活における困りごとや寄り添った支援をより早い段階で相談につなげることで、問題が深刻化するのを未然に防ぐ取組が必要である。	維持(継続)	・就学前に発達相談につながる仕組みを構築するため、3歳6か月健診にて発達の遅れがあり、発達相談を希望する保護者に対し、心理士が南北地域保健課に出向き出張発達相談を実施する。子どもと早期に関わる機会を持ち、適切な支援が届く仕組みを構築していく。 ・発達に課題はあるものの、社会資源の利用につながりにくい場合に継続して相談できるような仕組みについて検討を進める。 ・いしあに入る相談のうち、子どもの発達に関する相談の割合が年々増加しているとともに、気になることや困りごとを抱える子どもやその保護者に対する支援の必要性からも、事業の継続実施の方向で検討する。								04-3-④ (子ども、子育て支援)	次世代育成支援対策推進行動計画	いしあ推進課		
		中事業	子ども、子育て総合相談事業費(総合相談事業)	いしあ総合相談の専門相談員が、身近な子育てで相談から児童虐待や不登校、発達障害などの専門的な相談に対し、相談者に寄り添いながら課題を整理し、子どもの年齢に応じた切れ目のない福祉・保健・教育等が連携した総合的な支援を行うための見立てや助言等を行う。	・令和元年10月から事業を開始し、人口規模や相談体制が類似している「エールぎふ」の開設翌年の相談件数1,823件を年間目標としてきたが、概ね目標値を達成した。 ・子育てや発達相談等に対し、相談者に寄り添いながら課題を整理し、総合的な支援を行うためのアセスメントを行った。 ・総合相談に寄せられる電話や来所による相談は増加傾向にあり、身近な子育てで相談をはじめ様々な子育てでの困りごとや相談に応じたい機関として浸透してきている。	・新規相談実績を分析した結果、背景も含めた総合的な課題を抱えるケースに対する支援体制を強化していく必要がある。	維持(継続)	・様々な事情により平日開庁時間内に相談ができなかった市民ニーズを把握していかために、令和4年6月から令和5年3月までの第1土曜日にいしあ総合相談窓口を試行的に開設。市民ニーズの把握に努めるとともに、次年度以降の相談体制の在り方について検討していく。 ・いしあとしての支援方針の検討・共有を行うため、緊急受理事務を行うなど、支援体制強化を図る。								04-3-① (子ども、子育て支援)	次世代育成支援対策推進行動計画	いしあ推進課		
		中事業	発達相談支援事業費	保護者が子どもの発達に不安を抱いている場合に、保健師や臨床心理士等専門職による相談や医師の診察・医療相談を行い、子どもの特性を診て支援につなげていく。	・障害児通所支援事業所等の支援体制等の情報を得ることで、教育機関の利用相談に活用を図った。また、南北保健福祉センターと連携し、相談後に事業所利用手続きにつながないよう、対しフォローを行うことで、支援が途切れないうち取り組んだ。	・発達に課題があるが、療育機関で療育を受けることに抵抗がある保護者とその子どもへの継続的な支援を行う仕組みが十分ではない。	維持(継続)	・切れ目のない発達相談支援ができるよう、関係部局と協議し、役割分担を再整理する中で支援の充実を図る。										04-3-① (子ども、子育て支援)	次世代育成支援対策推進行動計画	いしあ推進課
		中事業	ペアレントトレーニング(家庭療育支援講座)	発達の違いがある児を持つ保護者同士が、児の行動の理解や関わり方を共に学び、親自身につけてほしい課題等を共有するなかで、子どもの行動改善や保護者の育児ストレスの軽減につなげる。	・発達特性のある子どもに相談や診察(1,033件)を行うとともに、その後も継続して支援を行った。また、子ども支援教室やペアレントトレーニングなどの事業を通して保護者が子どもの姿を理解することで、子どもの行動改善や育児ストレスの軽減につなげた。	・個別相談の希望者は年々増加してきているが、保護者支援の事業は参加者数を増やす工夫が必要である。	維持(継続)	・継続的な支援においてより効果的な手法や体制を検討するほか、参加者の増加に向けて事業周知方法の見直しや、開催場所の拡大を検討する。										04-3-① (子ども、子育て支援)	次世代育成支援対策推進行動計画	いしあ推進課
		中事業	母子保健相談指導事業費	子どもとの関わり方や今後の進路などの悩みを抱える保護者に対し、専門医や心理士が子どもの特性や関わり方の助言を行い、その結果に基づき、地区担当保健師が必要な連携や支援を継続的に実施する。	・実施場所をコロナ業務で過密している保健所から試行的に南北保健福祉センターに変更して実施した結果、継続的な支援をする地区担当保健師や、療育申請窓口よりスムーズにつなぐことができた。	・就労している保護者が増えているため、相談場所と継続支援する場所を同一にした方が、よりその後の支援や連携をスムーズにすることができる。	維持(継続)	・保護者の気持ちに寄り添った継続支援を実施するために、実施場所や内容を検討する。										04-1-① (子ども、子育て支援)	次世代育成支援対策推進行動計画	健康増進課 北部地域保健課 南部地域保健課
		中事業	障害児通所支援給付費	児童発達支援や放課後等デイサービスなど、障害児通所支援等に係る給付費を支給する。	・児童発達支援と放課後等デイサービスの利用者数は、令和2年度の1,494人から令和3年度は1,822人と大幅に増加しており、療育や訓練等の必要な支援につなげている(参考：令和3年度末における障害児通所支援全体の支給決定者数2,316人)。	・指定事業所や利用者が大幅に増加しているため、実地指導の実施や事業所との連携の場が強く求められている。	維持(継続)	・適切な発達支援の提供に資するため、令和6年4月に施行される改正児童福祉法の内容も踏まえつつ、市立の児童発達支援センター等の役割や機能の再整理を進めるとともに、障害児通所支援の事業所間や障害福祉・保健・子ども・教育など各機関と当該事業所間の連携強化に向けて、「(仮称)障害児通所支援事業所ネットワーク会議」の設置を検討していく。また、障害児通所支援事業所への実地指導に取り組んでいく。									06-2-① (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉政策担当 法人指導課	
		中事業	障害者(児)相談支援事業費	障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用等の支援を行う。	・発達障害に係る相談について、委託相談支援事業所等における相談件数はやや減少したが、発達障害の認知の広がりやサービスニーズの高まりに伴い、子どもの育ち支援センター(いしあ)における相談は増加しているため、業務連携フォローや通所事業所のリストを活用して療育機関等の円滑な引継ぎを行うとともに、連携会議で当該ツールや連携状況等の評価・検証を進めた。	維持(継続)												06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当
		中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(あまっこ部会)	尼崎市自立支援協議会の開催等を行う。	・障害児通所支援の適正給付と質の向上については、コロナ禍の影響等もあり、事業所への実地指導や連携マニュアル等の周知・啓発は見合わせたが、事業所が抱える課題や支援状況等の把握・共有に向け、自立支援協議会(あまっこ部会)において、市内で有志による連絡会を運営する事業所(5か所)と意見交換を行うほか、市内の全事業所を対象とした交流会の開催企画を進めた。	維持(継続)												06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当
		中事業	障害者(児)相談支援事業費(障害児等療育支援事業)	障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用等の支援を行う。 (在宅支援(訪問・外来)療育等指導事業、支援施設一般指導事業など)	・延べ支援件数(令和3年度) 訪問 199件、外来 1,290件、施設 169件	拡充(新規・拡充・行革)												06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当
		中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(あまっこ部会(医療的ケア児部会))	尼崎市自立支援協議会の開催等を行う。	・医療的ケア児への適切な支援に向けては、コロナ禍により部会の再開は見合わせた。医療的ケア児コーディネーターが対象児のリスト管理や自宅訪問による生活状況の把握(20名)を進める他、支援機関のカンファレンスに積極的に参加し支援にあたった。	維持(継続)	・コロナ禍により部会の再開は見合わせた。再開に向けて協議内容の調整を行う必要がある。											06-1-① (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉政策担当

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策		取組内容(第4期)	中等就労	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要事業	R4 主要事業	R3 主要事業	事務事業	施策評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名		
	実施の方向性	取組項目																		
<p>基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現</p> <p>重点課題2：生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり</p> <p>基本施策3： 療育・教育</p>																				
<p>(1) 療育</p> <p>② 療育の充実</p>	療育支援の充実	①	<p>●「あまっこファイル」は誰もが使えるよう市のホームページに掲載するとともに、相談支援事業所や療育支援機関、学校等とも協力しながら、説明会の開催や保護者への周知等に取り組んでいます。また、支援にかかわる機関の連携や情報の共有等に活用されていくよう努め、「途切れの多い支援」につなげていきます。</p> <p>●障害のある人やその家族をはじめ、市内にある委託相談支援事業所や保健所、こども家庭センター等の関係者で構成する自立支援協議会「あまっこ部会」を開催し、本市における療育等に関する課題や必要な支援等について共有を図るとともに、相互の連携の緊密化に努めます</p>	中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(あまっこ部会)	・尼崎市自立支援協議会の開催等を行う。	・あまっこファイル書き方教室を実施し、保護者4名(とその子ども1名)、支援者1名の参加があった。 ・あまっこファイル相談を実施し、保護者3名の参加があった。	・あまっこファイルの普及啓発に向け、療育機関とのさらなる連携が必要である。	維持(継続)	・あまっこファイル書き方教室とあまっこファイル相談会を継続的に実施するとともに、過去の参加者向けアンケートの結果も踏まえ、保護者、療育機関ともに利用しやすく、双方のコミュニケーションのツールとなるようあまっこ部会で検討していく。							06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当	
			<p>●障害のある人やその家族をはじめ、市内にある委託相談支援事業所や保健所、こども家庭センター等の関係者で構成する自立支援協議会「あまっこ部会」を開催し、本市における療育等に関する課題や必要な支援等について共有を図るとともに、相互の連携の緊密化に努めます</p>	中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(あまっこ部会)	・尼崎市自立支援協議会の開催等を行う。	・市内児童通所事業所との交流会の実施に向けた開催企画を進めることができた。	—	維持(継続)	—								06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当
			<p>●保育所や幼稚園において障害のある子どもを受け入れ、一人ひとりの障害の状況に応じた保育等を行います。また、発達の違いや障害の疑われる子どもの早期発見に努めるとともに、集団生活における必要な支援を行うため、医療機関や相談機関、障害児通所支援事業所等と連携してまいります。</p>	中事業	法人保育施設等特別保育事業等補助金	・多様化する保育ニーズへの対応や、法人保育施設等の保育内容の向上を図るために補助を行う。	・多くの園が特機児童解消のための定員を超えての受け入れ促進、障害児保育、延長保育など多様な保育ニーズに対応し、保育サービスを行っている。 ・障害児保育事業(法人保育園) 44園 児童数151人 ・障害児保育事業(認定こども園) 11園 児童数41人	—	維持(継続)	・引き続き法人保育施設等に補助金を支出し、特別保育事業の実施を促進し、多様化する保育ニーズに対応する。							04-2-① (子ども・子育て支援)	次世代育成支援対策推進行動計画	保育管理課、こども入所支援担当	
			<p>●令和3年度は私立認定こども園5園において特別支援教育経費の補助を行った。当該補助金を交付することにより、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築することができた。</p>	中事業	認定こども園特別支援教育経費補助金	・社会福祉法人の私立認定こども園に対する特別支援教育経費の補助	—	—	維持(継続)	・今後も引き続き私立認定こども園に対する特別支援教育経費の補助を行い、品質かつ適切な教育・保育の提供体制の確保を図る。								04-2-① (子ども・子育て支援)	保育管理課(R4.7~) 就学前教育課(~R4.6)	
			<p>・保育所において医療的ケア児への支援の取組を進めるため、既に医療的ケア児を受け入れている施設に開きを取り等を行うとともに、本市における医療的ケア児の支援に関するガイドライン(たきぎ)を作成した。</p>	中事業	医療的ケア児保育支援事業	・医療的ケア児を受け入れ、看護師等を配置し医療的ケアに従事させる等の取組を行う法人保育施設等に対して、その費用を補助する。	・個々の医療的ケア児に応じた看護師の配置や支援スペースの確保のほか、利用調整に係る仕組みを構築するなど、体制整備が必要である。また、医療機関等と連携を図り、医療的ケアの理解や手技等に関する研修を実施し、職員のスキルアップを図る必要がある。	・医療的ケア児保育準備事業については、検討会を設置し、ガイドラインを策定するとともに、令和5年度からの公立保育所での受け入れに向けて関係機関と協議を行う。また、法人保育施設で医療的ケア児を受け入れ、看護師等を配置し医療的ケアに従事させるための費用等を補助する。	新規	—								04-2-① (子ども・子育て支援)	次世代育成支援対策推進行動計画	保育管理課
			<p>・発達に遅れがある児童を対象に、障害児判定員が、保育所生活での指導助言を行う。</p>	その他取組	障害児調整会議	・指導・助言を受け、ひとりひとりの子どもの発達に即した保育の方法に取り組んでいる。	・集団になじめない様々な課題をかかえる児童について、保育のスキルアップを行う必要がある。	維持(継続)	・引き続き、子どもひとりひとりの発達の理解を深め、必要に応じて判定員の指導助言を受け、保育を実施していく。									04-1-② (子ども・子育て支援)	次世代育成支援対策推進行動計画	保育運営課
			<p>・市立幼稚園において、特別な支援が必要な子どもを支援するため、平成27年度から各年齢定員5人(1人の教員配置)とする特設学級を全園に設置しており、その特性を把握し、上で、通常学級と同じ集団の中で活動を行う等、「共に育つ」ことを意識したインクルーシブ教育に取り組む。</p>	その他取組	市立幼稚園における特別支援教育	・一人一人に応じた専門性の高い関わりを早期から行うことで、個別の支援が必要であった幼児が普通学級に移るなど好ましい変化も現れている。	・特別な支援が必要な子どもの数が増加している中、今後、希望する園に入園できないという事態をできる限り無ししていく必要がある。 ・市立幼稚園の特設学級への入園にあたっては、特別支援教育専門相談員からの助言等を踏まえて、園長が判断してきましたが、当該子どもの成長にとって必要なは集団保育かはいは個別の保育かの判断が難しく、また、発達の特性が多様化する中で、1人の教員が子ども5人に対する支援を行うことは難しい状況にある。	変更(新規・拡充・行革)	・就学前教育施設に共通する教育内容の充実策や官民幼保の連携方法、特別支援教育の充実等については、今後策定を予定する「(仮称)尼崎市就学前教育ビジョン」において、その役割や取組の方向性を示す。								03-3-① (学校教育)	尼崎市立幼稚園教育振興プログラム	就学前教育課	
			<p>・保育所職員研修(29回)を実施し、その内13回の「専門研修」は公私立保育所長の保育所職員員の質の向上を図った。 ・公私立保育所施設長が保育の質の向上に向けて協議する「オールあまっこ連絡会」を5回実施し、当連絡会にて2つの合同研修を企画し、施設長向けには「防災についての学び」を、保育士向けには「発達理解と保育について」を実施した。 ・その他、年長児交流会の実施も検討し、コロナ感染予防策を考慮し、動画配信等を利用しながら、できる限り交流を実施した。保育士の交流もでき、成果を上げていた。実践を伴う研修などは、多数の参加が見込まれるため、感染予防の観点から実施しなかった。 ・尼崎市保育士等キャリアアップ研修は令和3年度7分野の実施をした。 ・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、内容によっては、動画配信での研修を実施し、学びを止めることなく進めることができた。要請を受けるときの等が実施できなかったことにより、参加人数は減っているが、動画配信での研修受講などは、各施設によって受講する期間や時間が選べ、多くの受講が可能となり成果を上げている。</p>	中事業	保育の質の向上事業費	・保育所職員研修(基本・専門研修)の実施、オールあまっこ連絡会の実施及び保育士等キャリアアップ研修の実施。	・研修会場として、定員の半分の利用設定となり、収容人数の大きい場所を借りる必要がでたため、賃借料等が多く発生しており、また受講希望者の制限を行う必要もあつた。	維持(継続)	・新型コロナウイルス感染症感染拡大予防の観点から、研修の内容によって動画配信での受講を検討したり、集合研修が必要な場合は、安全に研修が実施できる環境を用意し、公立・私立共、多くの職員が研修を受けられるよう実施していくが、各施設の感染状況を踏まえ、参加の判断をしてもらうよう促す。								04-2-② (子ども・子育て支援)	次世代育成支援対策推進行動計画	保育運営課	
			<p>・障害のある子どもと市内の保育所児童が一緒に過ごしふれあう「保育交流」を実施し、子どもたちの社会性や積極性を育むとともに、お互いの理解を深めます。また、療育等の経験を通じて、保育士のスキルアップや保育内容の充実につながります。</p>	その他取組	たじかの園との保育交流	・障害のある子どもと市内の保育所児童と一緒に過ごしふれあう「保育交流」を実施	・R3年度はコロナのため未実施	—	維持(継続)	—									障害者計画	保育運営課

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策		取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名		
	実施の 方向性	取組 項目																		
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																				
重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																				
基本施策3: 療育・教育																				
(1) 療育	③ 放課後の支援	●就学している障害のある子どもに対して、授業の終了後や学校の休業日に生活能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス(放課後等デイサービス)や一時的な預かりのサービス(日中一時支援)を提供します。また、児童ホームにおいても留守家庭の障害のある子どもを受け入れ、本人はもとよりその家族にとっても、安心できる放課後の居場所を提供します。	中事業	認定こども園特別支援教育経費補助金	・社会福祉法人立の私立認定こども園に対する特別支援教育経費の補助	・令和3年度は私立認定こども園5園において特別支援教育経費の補助を行った。当該補助金を交付することにより、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築することができた。	—	維持(継続)	・今後も引き続き私立認定こども園に対する特別支援教育経費の補助を行い、良質かつ適切な教育・保育の提供体制の確保を図る。					●		04-2-① (子ども・子育て支援)		保育管理課(R4.7 →) 就学前教育課(～ R4.6)		
			中事業	児童ホーム運営事業費	・保護者が労働等により居間家庭にいない小学校に就学している留守家庭児童に対し、遊びや生活の場を提供するとともに、適切な遊びや生活指導を通じた集団生活の中で、児童の健全な育成を図る。	・新型コロナウイルス感染症に伴う臨時閉所など、適宜適切に保護者に連絡するため、児童ホームの保護者向けメールサービスを活用している。 ・令和3年10月からは市が実施主体となり、おやつ提供業務を開始した。	・共働き家庭等の増加など社会環境の変化などにより、ニーズが高まっているなか、放課後に安心して過ごせる生活の場としての役割はより重要となっている。	維持(継続)	・学校休業日及び土曜日の開所時間を午前8時15分に変更する。 ・新型コロナウイルス感染防止に努めて運営を行うとともに、ポフンティアなど地域の人的資源の活用を図り、魅力ある児童ホーム運営を実施するとともに、児童にとって安心・安全な居場所づくりのために指導員の資質向上にも努める。		拡充			●		04-2-① (子ども・子育て支援)	次世代育成支援 対策推進行動計 画	児童課		
			中事業	放課後児童健全育成事業所運営費補助金(障害児受入推進事業)	・障害児を受け入れるために必要な研修を受講し、又は必要な専門的知識を有する放課後児童支援員等を追加で配置するための経費を補助する。	25,665千円 15施設	—	維持(継続)	・引き続き民間児童ホームに補助金を支出し、留守家庭児童の安全、保護者の安心の確保等に資する。						●		04-2-① (子ども・子育て支援)	次世代育成支援 対策推進行動計 画	児童課	
			中事業	放課後等デイサービス支援等事業費	・学校等の臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの利用が追加的に生じた場合の利用者負担等を助成する。	—	—	廃止	・現状、一斉臨時休校の要請が想定されないことから、本事業は令和2年度末をもって終了している。(令和3年3月利用分の請求を同年4月に受け付けるため、令和3年度予算で対応。)							●		06-2-① (障害者支援)		障害福祉課
			中事業	障害者(児)日中一時支援事業費	・日中において監視する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者(児)を指定した事業者等で保護し、見守りや日常的な訓練等を行う。	—	—	維持(継続)	・平成29年6月から事業所指定基準の緩和や対象者の要件拡大、送迎加算の創設等の運用を開始しており、指定事業所数が増えたことで、利用回数(送迎も含む。)は増加傾向にあるものの、依然として放課後や日中活動系サービス利用後の時間等の見守り支援を求める声も多い状況となっている。						●		06-1-② (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉課	

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策		取組内容(第4期)	中事等 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名			
	実施の 方向性	取組 項目																			
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																					
重点課題2：生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																					
基本施策3：療育・教育																					
（エ）インクルーシブ教育システム推進のための特別支援教育	① 幼・小・中・高等学校における支援体制の整備と充実	●個々の障害の状況や教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供と、その基礎となる環境整備の充実に取り組みます。	その他取組	教育支援員(R4～特別支援教育支援員)・生活介助員の配置	・LD、ADHD等の発達障害を有し、教育上特別の支援を必要とする児童等が在籍する学校園における支援の充実を図る。 ・小・中学校特別支援学級に在籍する児童生徒の生活上の困難を改善し、安全を確保するとともに、特別支援学級の学習の円滑化を図るため、生活介助員を配置する。	・LD、ADHD等の発達障害を有し、教育上特別の支援を必要とする児童等が在籍する学校園に特別支援教育支援員を配置し、学習面・行動面における支援の充実を図る。また、校長及び特別支援教育コーディネーターを対象に研修を行ったことにより、本市の特別支援教育の基本方針や取組について理解を深めることができた。 ・教育支援員：46名、23名配置。 ・生活介助員：39名、66名配置。	・子ども一人一人の自立と社会参加を見据えて、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学ぶことを目指し、それぞれの子どもが、授業内容を理解し、学習活動に参加している姿・達成感を感じながら充実した時間を過ごすこと、生きる力を身につけているかどうかという視点に立って環境整備や教員の専門性の向上に取り組む必要がある。また、教育上特別の支援を必要とする児童生徒の増加及び支援内容の多様化を踏まえ、特別支援教育支援員や生活介助員等の人的支援を整備することが必要である。	変更(新規・拡充・行革)	特別支援教育支援員を全ての小・中学校に配置することにより、教育上特別の支援を必要とする児童等に学習上及び生活上必要な支援を行い、個々の教育的ニーズに応じた支援と教育支援体制の充実を図る。また、全ての小・中学校において連携による指導が実施できるような体制の整備に取り組む。さらに、令和4年度からの副次的な学級の導入に向け、特別支援学校在籍児童生徒の居住地域交流の充実を図る。	拡充						03-2-④ (学校教育)	教育振興基本計画「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方」について(基本方針)	特別支援教育担当			
			中事業	インクルーシブ教育システム検討事業費	・学識経験者、医師、学校関係者、関係機関等により、国や県の動向及び本市の特別支援教育基本方針を踏まえ特別支援教育のあり方や医療的ケア実施体制等を検討し、本市の特別支援教育を推進する。	・尼崎市医療的ケア実施体制ガイドライン検討委員会を設置し、学識経験者、医師、学校関係者、関係機関職員等の委員から意見聴取を行い、令和4年3月に「尼崎市立学校園における医療的ケア実施体制ガイドライン」を策定した。また、校長及び特別支援教育コーディネーターを対象に研修を行ったことにより、医療的ケアの理解及び医療的ケア実施体制ガイドラインを周知することができた。	・尼崎市立学校園における医療的ケア実施体制ガイドラインに基づき、教育委員会、学校、病院、関係機関等と連携して、個に応じた医療的ケア児への支援体制を整える必要がある。	変更(新規・拡充・行革)	「特別支援教育検討会議」を設置し、学識経験者、医師、学校関係者、関係機関等により基本方針及びガイドラインを踏まえ特別支援教育のあり方(インクルーシブ教育推進部会)や医療的ケア実施体制(医療的ケア検討部会)を検討する。加えて児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育的支援を行うことにより、児童生徒に合った学びの場で適切な教育を受けられるように支援体制を充実させる。	拡充	新規						03-2-④ (学校教育)	教育振興基本計画「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方」について(基本方針)	特別支援教育担当		
			その他取組	「個別的教育支援計画」・「個別の指導計画」の作成	●支援が必要な幼児児童生徒について、一人ひとりの教育的ニーズを明確にしたうえで、個別的教育支援計画及び個別的教育指導計画を作成し、確実に引き継ぎを行い、関係機関との情報の共有を図ります。	・特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒一人ひとりの状態や教育的ニーズを把握し、教育の観点から適切に対応していくという考えのもと、保健、医療、福祉等を念め、長期的な視点で、乳幼児期から学校卒業後までを通して、一貫した的確な支援を行うことを目的とし、「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成する。	・特別な支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導の対象である児童生徒、その他、特別な教育的支援を必要とする児童生徒を対象に「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズに応じた支援や関係機関との連携に活用した。	・特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒数が増加するとともに、一人ひとりの支援の在り方が多様化していることから、それぞれの教育的ニーズを明確にした上で、「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」等を確実に引き継ぎ、校園内及び関係機関との情報共有を図る必要がある。	維持(継続)	各校園において、特別の支援を必要とする幼児児童生徒の指導、支援に活用するとともに、本市における教育・家庭・福祉の連携マニュアルを作成し、学校、家庭、放課後等デイサービス事業所が連携し、障害のある子どもの特性を共有して、障害のある子どもも持っている力を最大限に高めるため、子どもに関わる大人が特性に応じて一貫した指導・支援を行う。									03-2-④ (学校教育)	教育振興基本計画「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方」について(基本方針)	特別支援教育担当
			中事業	特別支援教育サポートシステム事業費	●通常の学級に在籍する支援が必要な幼児児童生徒に対して、特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会において協議を行い、各関係機関と連携し、校内支援体制の強化を図ります。	・市立学校・園に有償ボランティアを配置し、特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実を図る。 ・アール介助員、令和元年度、令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により水泳授業が実施されなかった。	・特別支援教育ボランティア：136名登録 ・特別支援ボランティア：令和3年度登録者数は目標数の272%であり、新型コロナウイルス感染症拡大による影響があった前年度の登録者数を大きく上回った。今年度も特別支援ボランティアの配置により、子どもたちが主体的に活動に取り組むことができた。 ・アール介助員、令和元年度、令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により水泳授業が実施されなかった。	・特別支援ボランティアが年度当初から活動できるように人材確保及び適正な配置に努める。また、令和3年2月に実施した「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方」について(基本方針)に基づき、特別支援ボランティア、特別支援教育支援員、生活介助員等の充実及び適切な配置について検討していく。 ・水泳指導に係るプール介助員を、肢体不自由児童生徒のみならず、視覚障害、聴覚障害及び発達特性等により、水泳指導における安全を確保する必要がある児童生徒がいる学校に配置するとともに、特別支援学級に在籍児童生徒が増えていること等を踏まえ、児童生徒が安全に安心して学習することができるように実施に応じた適切な配置について検討する。	維持(継続)										03-2-④ (学校教育)	教育振興基本計画「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方」について(基本方針)	特別支援教育担当
中事業	学社連携推進事業費(特別支援ボランティア養成事業)		・特別な支援を必要とする児童・生徒への理解を深めるため、その学びが活動につながるよう、支援を必要とする子ども達をサポートするボランティアを養成する講座を実施する。	・コロナ禍においても特別な支援を必要とする児童・生徒への理解を深めるための学習機会を提供し、支援を必要とする子ども達のサポートを行うボランティアを育成・養成する講座を実施した。(講座=1回 参加者16人、特別支援ボランティア登録予定者10人)	・新型コロナウイルス感染症拡大により、緊急事態宣言が発令されたことから、年2回実施する予定であったが、1回しか実施できなかった。	維持(継続)	これまでの集合型の実施形態での事業を可能な限り実施し、学校を支援する人材育成のための学習機会を提供し、ボランティア活動につなげ、学習成果を地域社会に活かすことができる人づくりを進める。									01-1-③ (地域コミュニティ・学び)	学び支援課				

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策		取組内容(第4期)	中事等 の種別	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名				
	実施の 方向性	取組 項目																				
<p>基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現</p>																						
<p>重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり</p>																						
<p>基本施策3： 療育・教育</p>																						
<p>② た 通 切 な 取 組 の 相 続 的 支 援 と 進 化 を 促 す</p> <p>③ 学 校 開 関 及 び 関 係 機 関 の 連 携 一 体 と 横 の 連 携</p> <p>(2) イ ン ク ル ー プ 教 育 シ ス テ ム 推 進 の た め の 特 別 支 援 教 育</p> <p>④ あ ま よ う 特 別 支 援 学 校 の 専 門 性 の 向 上 と セ ン タ ー 的 機 能 の 充 実</p>	<p>●就学前のいかにかわらず、支援が必要な幼児児童生徒に適切な教育を提供するため、幅広い専門家を教育支援委員会の構成メンバーとし、保護者の意見を最大限に尊重しつつ、総合的な観点から就学前の決定に係る相談を行い、合意形成を図ります。</p> <p>●就学前の早期からの相談や就学後の継続的な相談が可能となるよう関係機関と連携を進め、相談支援体制を整え、就学期に決定した「学びの場」について、個々の幼児児童生徒の発達や適応の状況を勘案し、必要に応じて柔軟に見直しを図ります。</p>	その他取組	就学相談(尼崎市教育支援委員会の調査審議)		<p>・小中学校又は特別支援学校小学部若しくは中学部への適切な就学並びに当該児童及び生徒に対する就学後の教育上必要な支援に関する事項を調査審議するため、尼崎市教育委員会の付属機関として、尼崎市教育支援委員会を置く。</p>	<p>・学識経験者、医師、校長、教員、児童福祉施設の職員等により、適切な就学並びに当該児童及び生徒に対する就学後の教育上必要な支援に関する事項を調査審議した。障害者ごとに相談を行い、審議資料をもとに調査を行った。</p> <p>・審議件数：433件。各専門部会：1～3回実施(対象児童生徒がいないため実施していない部会あり)。教育支援委員会：3回実施。</p>	<p>・特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒数が増加するとともに、一人ひとりの教育的ニーズが多様化していることから、それぞれの状況に応じた就学及び就学後の教育上必要な支援についてより慎重に行なっている。また、一人ひとりの就学後の支援をより充実させるために、就学相談での調査審議について検討が必要がある。</p>	継続(継続)											教育振興基本計画「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方」について(基本方針)	特別支援教育担当		
	<p>●就学前の早期からの相談や就学後の継続的な相談が可能となるよう関係機関と連携を進め、相談支援体制を整え、就学期に決定した「学びの場」について、個々の幼児児童生徒の発達や適応の状況を勘案し、必要に応じて柔軟に見直しを図ります。</p>	中事業	幼稚園教育振興事業費(発達専門機能強化事業)		<p>・臨床心理士の資格若しくは幼稚園や小学校の教員免許を有する者を特別支援教育専門相談員として、各幼稚園の巡回相談を行い、園児一人一人の発達に応じた適切な教育環境や教育の実施に関する助言などを行う。</p>	<p>・発達専門機能強化事業においては、特別支援教育専門相談員が各園に継続して訪問指導すること、教員は援助の仕方が明確になり、保護者は家での関わり方が明確になる等の効果が見られた。</p>	<p>・特別支援教育専門相談員への教員や保護者の相談件数が増加しており、また、低年齢児に係る相談件数も増加傾向にあるため、相談体制をより一層充実していく必要がある。</p>	変更(新規・拡充・行革)										03-3-①(学校教育)	尼崎市立幼稚園教育振興プログラム	就学前教育課		
	<p>●支援が必要な幼児児童生徒が、就学前から在学中、卒業後も切れ目なく一貫した支援を受けられるよう、特別支援学校を核とした教育・保健・医療・福祉等の関係機関とのネットワークを形成します。</p>	中事業	インクルーシブ教育システム検討事業費		<p>・学識経験者、医師、学校関係者、関係機関等により、国や県の動向及び本市の特別支援教育基本方針を踏まえた特別支援教育のあり方や医療的ケア実施体制等を検討し、本市の特別支援教育を推進する。</p>	<p>・尼崎市医療的ケア実施体制ガイドライン検討委員会を設置し、学識経験者、医師、学校関係者、関係機関職員等の委員から意見を取り行い、令和4年3月に「尼崎市立学校園における医療的ケア実施体制ガイドライン」を策定した。また、校長及び特別支援教育コーディネーターを対象に研修を行ったことにより、医療的ケアの理解及び医療的ケア実施体制ガイドラインを周知することができた。</p>	<p>・尼崎市立学校園における医療的ケア実施体制ガイドラインに基づき、教育委員会、学校、病院、関係機関等と連携して、個に応じた医療的ケア児への支援体制を整える必要がある。</p>	変更(新規・拡充・行革)	拡充									03-2-④(学校教育)	教育振興基本計画「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方」について(基本方針)	特別支援教育担当		
	<p>●あまよう特別支援学校や兵庫県立の特別支援学校、就学前の各機関、小学校・中学校・高等学校による「縦の連携」と、保護者と在籍校園、「子どもの育ち支援センター(いしあ)」や福祉部局など、施設や分野を超えた「横の連携」をさらに強め、情報の共有と支援の充実を図ります。</p>	その他取組	教育・家庭・福祉の連携		<p>・学校、家庭、放課後等デイサービス事業所等が連携し、障害のある子どもの特性を共有して、障害のある子どもの持っている力を最大限に高めるため、子どもに関わる大人が特性に応じて一貫した指導・支援を行う。</p> <p>・「あまこ部会」等の連携会議に参加し、教育、福祉、家庭の連携を深めるとともに、特別の支援を必要とする幼児児童生徒の支援について共通理解を図ることができた。</p>	<p>・すべての教職員が福祉サービスについての理解を深め、障害のある子どもの安心・安全と一貫した支援のために、教育・家庭・福祉の一層の連携を推進する必要がある。しかしながら、実際の連携についてはそれぞれの学校独自で行っている状況であり、学校と事業所が連携し、子どもを支援するにあたって、必要となるルールや支援の手立てを示す必要がある。</p>	継続(継続)												教育振興基本計画「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方」について(基本方針)	特別支援教育担当		
	<p>●あまよう特別支援学校や兵庫県立の特別支援学校、就学前の各機関、小学校・中学校・高等学校による「縦の連携」と、保護者と在籍校園、「子どもの育ち支援センター(いしあ)」や福祉部局など、施設や分野を超えた「横の連携」をさらに強め、情報の共有と支援の充実を図ります。</p>	中事業	幼稚園教育振興事業費(幼保小連携推進事業)		<p>・関係機関の代表者・学識経験者等を構成員とする「幼保小連携推進委員会」を設置し、幼児期と児童期のつながりや接点を推進するための方策等を検討するとともに、幼保小連携の理解を深めるために、市内全施設を対象に全体研修や地区別情報交換会等を実施する。また、幼保小連携の具体的な取組として、幼保小接続カリキュラムの実施・検証、各校園における交流連携(幼児児童園連携・教師間連携・施設借用)、公開保育・授業等に取り組む。</p>	<p>・全体研修会や地区別情報交換会において、幼保小連携の取組事例の共有等を行っているが、今後は私立を含めた参加数の増加を目指すこと等により、就学前教育施設については「官民幼保施設」の連携や小学校との縦の連携をより一層推進する必要がある。</p> <p>・特別な支援を必要とする子どもが増加傾向にある中、就学期における情報の連携など就学前後の連携についても強化していく必要がある。</p>	変更(新規・拡充・行革)											03-3-①(学校教育)	尼崎市立幼稚園教育振興プログラム	就学前教育課		
	<p>●自立活動の充実を図り、キャリア教育の視点に立った放課後自由特別支援学校の特色を生かした取組を進め、専門性の向上を図ります。</p>	中事業	特別支援教育推進事業費(あまよう特別支援学校自立活動研修推進事業)		<p>・自立活動の専門家を講師として招聘し、自立活動についての知識と技能の向上を図る。</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、あまよう特別支援学校の教職員のみで実施(教職員等60名)</p>	<p>・放課後自由特別支援学校における児童生徒の障害の重症・重症化が進み、身立自立の困難な児童生徒が多くなっており、自立活動の指導の比重は一段と増えている。感染症予防に留意しながら、それぞれの事業の実施方法等を見直し、児童生徒の自立を促す機会を設ける。</p>	継続(継続)											03-2-④(学校教育)	教育振興基本計画「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方」について(基本方針)	特別支援教育担当	
	<p>●あまよう特別支援学校の専門性の向上とセンター的機能の充実</p>	中事業	特別支援教育推進事業費(あまよう特別支援学校「特別支援学校交流・体験チャレンジ事業」)(R3年度まで)		<p>・児童生徒が人や自然とのふれ合いを通じて、豊かな心や社会性を養うとともに、自立を自覚した知識、技能、態度及び習慣の育成を図る。</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症対策のため、校内での活動が2日実施。12月10日(金)、1月13日(木)参加11名(在籍15名)(中学部2年・3年)</p>	<p>・感染症予防に留意しながら、それぞれの事業の実施方法等を見直し、児童生徒の自立を促す機会を設ける。</p>	継続(継続)											03-2-④(学校教育)	教育振興基本計画「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方」について(基本方針)	特別支援教育担当	
	<p>●あまよう特別支援学校の専門性の向上とセンター的機能の充実</p>	中事業	特別支援教育推進事業費(あまよう特別支援学校「心のバリアフリー」推進事業)(R4年度より)		<p>・児童生徒が人や自然とのふれ合いを通じて、豊かな心や社会性を養うとともに、自立を自覚した知識、技能、態度及び習慣の育成を図る。</p>	<p>・令和3年度から新たな病院と委託契約を結び、複数人の看護師が勤務することで、「児童生徒の1日中(長時間)に学校に滞在させることで、児童生徒の健康状況等について他の看護師への引継ぎがよりスムーズに行えるようになった」。</p> <p>・令和2年度より看護師1名を増員したことにより、あまよう特別支援学校の児童生徒に對して必要な医療行為を行なうことが可能となり、児童生徒が安全に学校生活を送ることができた。</p>	<p>・あまよう特別支援学校では、児童生徒数や人工呼吸器等を必要とする児童生徒が増加するとともに、障害の重症化が進んでおり、必要な医療行為も多様化していることから、研修を行うなど看護師の質の向上が不可欠である。</p>	変更(新規・拡充・行革)	拡充	拡充									03-2-④(学校教育)	教育振興基本計画「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方」について(基本方針)	特別支援教育担当	
	<p>●あまよう特別支援学校の専門性の向上とセンター的機能の充実</p>	中事業	スクールバス運転業務委託等事業費		<p>・あまよう特別支援学校の登下校及び校内での看護業務の民間医療機関に委託して看護師等を派遣及び配置する。</p>	<p>・令和3年度から新たな病院と委託契約を結び、複数人の看護師が勤務することで、「児童生徒の1日中(長時間)に学校に滞在させることで、児童生徒の健康状況等について他の看護師への引継ぎがよりスムーズに行えるようになった」。</p> <p>・令和2年度より看護師1名を増員したことにより、あまよう特別支援学校の児童生徒に對して必要な医療行為を行なうことが可能となり、児童生徒が安全に学校生活を送ることができた。</p>	<p>・あまよう特別支援学校では、児童生徒数や人工呼吸器等を必要とする児童生徒が増加するとともに、障害の重症化が進んでおり、必要な医療行為も多様化していることから、研修を行うなど看護師の質の向上が不可欠である。</p>	変更(新規・拡充・行革)	拡充	拡充										03-2-④(学校教育)	教育振興基本計画「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方」について(基本方針)	特別支援教育担当
	<p>●あまよう特別支援学校の専門性の向上とセンター的機能の充実</p>	中事業	スクールバス運転業務委託等事業費		<p>・あまよう特別支援学校の登下校及び校内での看護業務の民間医療機関に委託して看護師等を派遣及び配置する。</p>	<p>・令和3年度から新たな病院と委託契約を結び、複数人の看護師が勤務することで、「児童生徒の1日中(長時間)に学校に滞在させることで、児童生徒の健康状況等について他の看護師への引継ぎがよりスムーズに行えるようになった」。</p> <p>・令和2年度より看護師1名を増員したことにより、あまよう特別支援学校の児童生徒に對して必要な医療行為を行なうことが可能となり、児童生徒が安全に学校生活を送ることができた。</p>	<p>・あまよう特別支援学校では、児童生徒数や人工呼吸器等を必要とする児童生徒が増加するとともに、障害の重症化が進んでおり、必要な医療行為も多様化していることから、研修を行うなど看護師の質の向上が不可欠である。</p>	変更(新規・拡充・行革)	拡充	拡充										03-2-④(学校教育)	教育振興基本計画「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方」について(基本方針)	特別支援教育担当

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策		中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名				
	施策の 方向性	取組 項目																			
<p>基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現</p> <p>重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり</p> <p>基本施策3: 療育・教育</p>																					
(2) インクルーシブ教育システム推進のための特別支援教育	④ あまのこセンター 特別支援 療育 センター の 充 実 の 向 上	中事業	特別支援教育推進事業費(あまのこ特別支援学校自立活動研修推進事業)	・自立活動の専門家を講師として招聘し、自立活動についての知識と技能の向上を図る。	・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、あまのこ特別支援学校の教職員のみで実施(教職員等60名)	・感染症予防に留意しながら、それぞれの事業の実施方法等を見直し、児童生徒の自立を促す機会を設ける。		維持(継続)	・障害のある児童生徒や医療的ケア児が、学校生活を安心して、体験活動や宿泊行事等において安心して安全に活動できるよう、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、個々に応じた必要な支援を行うように努める。 ・あまのこ特別支援学校において自立活動学習会を行うことにより、児童生徒の力をより引き出し、身体機能の維持を目指すとともに、教員の専門性の向上を図り、センター的機能の充実に努める。				●		03-2-④ (学校教育)	教育振興基本計画「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について(基本方針)」	特別支援教育担当				
		中事業	特別支援教育推進事業費(特別支援教育総合推進事業費)	・すべての障害のある幼児・児童・生徒に対する特別支援教育を総合的に推進するために、支援体制の整備や実践研究の実施、成果の普及を総合的に進めている。	・LD/ADHD等の発達障害を含めた障害のある幼児児童生徒についての理解、啓発及び支援の在り方について、特別支援学校等の巡回相談員が市立幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教員に対して巡回相談を行うことにより、特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒に対する指導支援の方法、指導内容等の充実に努めた。 ・巡回相談:36校園、61回実施。	・特別の支援を必要とする幼児児童生徒が増加しているとともに、一人ひとりの教育的ニーズが多様化しており、学校園ではそれぞれの教育的ニーズに応じた合理的配慮や基礎となる環境整備の充実に努められている。今後、特別支援学校のセンター的機能の充実に努め、特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒に対する指導支援の方法、指導内容等の充実に努め、教職員の専門性を向上させる必要がある。		維持(継続)	・「特別支援教育検討会議」を設置し、学識経験者、医師、学校関係者、関係機関等により基本方針及びガイドラインを踏まえ特別支援教育のあり方(インクルーシブ教育推進部会)や医療的ケア実施体制(医療的ケア検討部会)を検討する。加えて児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育的支援を行うことにより、児童生徒に合った学びの場での学びを受けられるように支援体制を充実させる。			●		03-2-④ (学校教育)	教育振興基本計画「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について(基本方針)」	特別支援教育担当					
	中事業	教職員研修事業		・研修体系に基づいた幅広い研修を実施し、教職員の資質向上を図るとともに、教員自身が実践的指導力を高めるための自主的研究を推進し、指導力の向上を図る。	・インクルーシブ教育研修講座や特別支援コーディネーター研修を実施したことにより、本市の特別支援教育の基本方針やインクルーシブ教育の取組等について理解を図ることができた。	・子ども一人一人の自立と社会参加を見据えて、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学ぶことを目指し、それぞれの子どもが、授業内容を理解し、学習活動に参加している実態・達成感をもちながら充実した時間を過ごしている。生きる力を身につけていけるかどうかという視点に立って環境整備や教員の専門性の向上に取り組む必要がある。		変更(新規・拡充・行革)	・引き続き、インクルーシブ教育研修講座、特別支援教育コーディネーター研修を実施し、特別支援教育やインクルーシブ教育についての理解を深め、実践的対応力の向上をより一層図る。 ・学識経験者、医師、校長等による尼崎市特別支援教育検討会議における検討内容を踏まえ、今後の教育支援体制の充実に努める。	拡充			●		03-2-④ (学校教育)	教育振興基本計画「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について(基本方針)」	特別支援教育担当 学び支援課				
	中事業	インクルーシブ教育システム検討事業費		・学識経験者、医師、学校関係者、関係機関等により、国や県の動向及び本市の特別支援教育基本方針を踏まえ特別支援教育のあり方や医療的ケア実施体制等を検討し、本市の特別支援教育を推進する。	・尼崎市医療的ケア実施体制ガイドライン検討委員会を設置し、学識経験者、医師、学校関係者、関係機関職員等の委員から意見聴取を行い、令和4年9月に「尼崎市立学校における医療的ケア実施体制ガイドライン」を策定した。また、校長及び特別支援教育コーディネーターを対象に研修を行ったことにより、医療的ケアの理解及び医療的ケア実施体制ガイドラインを周知することができた。	・学識経験者、医師、校長等による尼崎市特別支援教育検討会議における検討内容を踏まえ、今後の教育支援体制の充実に努める。 ・令和3年度2月に特別支援教育基本方針「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方」を踏まえ、特別支援教育を特に推進する「特別支援教育推進モデル校」を指定し、教育委員会との連携を図りながら、特別支援教育推進モデル校の取組を市内全体に情報発信し、本市の特別支援教育の推進につなげる。		変更(新規・拡充・行革)		拡充			●		03-2-④ (学校教育)	教育振興基本計画「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について(基本方針)」	特別支援教育担当 学び支援課				
	その他取組	交流及び共同学習 居住地域交流		・障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育てる。 ・特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住地域交流を実施することで、居住地域との結びつきを強め、居住する地域の学校との交流及び共同学習を継続的に推進する。	・障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の教育的ニーズを十分に把握した上で、校内の協力体制を構築し、双方の児童生徒にとって効果的な交流及び共同学習を行った。 ・コロナ感染症拡大防止の観点から、オンラインなどのICT機器を活用し、特別支援学校の児童生徒と地域の小中学校間で居住地域交流を実施した。			維持(継続)	・令和5年度からの副次的な学籍の導入に向け、特別支援学校在籍児童生徒の居住地域交流の充実に努める。また、教育委員会と特別支援学校と市立小中学校との連携を図り、副次的な学籍及び居住地域交流について理解・啓発に取り組む。									03-2-④ (学校教育)	教育振興基本計画「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について(基本方針)」	特別支援教育担当	
	その他取組	就学に係る保護者説明会		・保護者を対象とした説明会等を実施し、本市の特別支援教育の現状や就学相談に係る説明を行うなど、特別支援教育についての理解・啓発に取り組む。	・就学前児の保護者を対象とした説明会等を実施し、本市の特別支援教育の現状や就学相談に係る説明を行うなど、特別支援教育についての理解・啓発に取り組む。また、児童発達支援施設に連所する幼児の保護者を対象に説明会を実施した。			維持(継続)	・いしあ(子どもの育ち支援センター)等との連携を進め、就学相談に係るリーフレットを作成し、就学に係る説明会の案内等を保護者に周知する。 ・市政出前講座等の機会を通じて、広く市民に向けて本市の特別支援教育の取組について周知する。										03-2-④ (学校教育)	教育振興基本計画「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について(基本方針)」	特別支援教育担当
その他取組	就学に係る保護者説明会		・保護者を対象とした説明会等を実施し、本市の特別支援教育の現状や就学相談に係る説明を行うなど、特別支援教育についての理解・啓発に取り組む。	・就学前児の保護者を対象とした説明会等を実施し、本市の特別支援教育の現状や就学相談に係る説明を行うなど、特別支援教育についての理解・啓発に取り組む。また、児童発達支援施設に連所する幼児の保護者を対象に説明会を実施した。			維持(継続)	・いしあ(子どもの育ち支援センター)等との連携を進め、就学相談に係るリーフレットを作成し、就学に係る説明会の案内等を保護者に周知する。 ・市政出前講座等の機会を通じて、広く市民に向けて本市の特別支援教育の取組について周知する。											03-2-④ (学校教育)	教育振興基本計画「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について(基本方針)」	特別支援教育担当

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策		取組内容(第4期)	中事番号	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要事業	R4 主要事業	R3 主要事業	事務事業	施策評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名			
	実施の方向性	取組項目																			
<p>基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現</p> <p>重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり</p> <p>基本施策3: 教育・教育</p>																					
こころの教育・支援	① 学校教育 の中での 福祉教育の 推進		●障害のある人を取り巻く問題を、人権に対する理解と認識を深めるため、道徳・特別活動・総合的な学習の時間などを利用して、学ぶ機会をつくれます。また、「トライやる・ウィーク」等による福祉施設での体験活動を通じた経験や学校との交流を促進します。		中事業	こころの教育推進事業費	・各校で実施する講演会のテーマを「生命を尊重する心」、「規範意識」の育成及び「人権教育の推進」に、情報ツール、多様な性、障害者、性教育等、幅広い分野の講師を招聘し、講演会を行うことができ、児童生徒の自尊感情の向上、規範意識の育成、人権意識の高揚に繋げることができた。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、地域住民や保護者を講演会に招く機会は減少しているが、感染状況を鑑み、引き続き機会を捉え地域住民・保護者に啓発を行う。	—	—	維持(継続)	・教職員に対する校内研修の充実を図るため、研修テーマを「道徳の授業力の向上」に係る研修のみならず、「人権教育の推進」を図るための研修も新たに開示することによって、教職員の道徳の授業力向上及び人権意識の高揚にも努めていく。 ・人権教育を推進する上で、人間らしく生きるために自らの人権についても学ぶ視点をもった事業を行っている。 ・中学校においては、生徒が在籍3年間で「予期せぬ妊娠」、「デートDV」、「性的マイノリティ」の3テーマについて学習できるようにする。 ・引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じた上で、児童生徒の自己形成や道徳観の形成、人権意識の高揚を図るような講演会を計画し、より充実した講演会となるためにも各校が招聘した本事業の講師を全校に情報共有しながら事業展開を図っていく。							03-2-① (学校教育)	教育振興基本計画	学校教育課	
					中事業	トライやる・ウィーク推進事業費	・中学2年生が、自らの興味・関心のある分野や将来就きたい職業等の体験活動を、学校を離れて5日間実施する。 ・令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で事業所での職業体験ができなかった学校が多かったため、実績値が減少した。 ・代替策として、各学校において、事業所の方を招いての講演会や体験活動、地域清掃活動等を行った。	・目標指標の「「トライやる・ウィーク」で充実した活動ができたと感じている生徒の割合」は中学校全体では50%であるが、事業所での活動を行った学校に限っては84%の生徒が「充実した活動ができた」と回答していることから、自らの将来について主体的に考えようとする、地域の中で活動することは有意義であると考ええる。	維持(継続)	・引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じたうえで、キャリア教育の観点も踏まえながら、生徒にとって学校の中だけでは経験できない貴重な体験となるような事業を展開していく。							03-1-① (学校教育)	教育振興基本計画	学校教育課		
			中事業	心の教育相談事業費(心の教育相談事業)	・子ども、保護者、教職員が抱える悩みの解決を支援するとともに、問題を予防して子どもの心身の望ましい発達を促す。また、各学校間の教育相談体制の充実を図り、教育相談から災害・事故等の心のケアまでの一貫した支援を行う。	・電話相談968件・面接相談2,904件 ・教育相談事業では、教育相談カウンセラーが学校訪問を行うことで学校の連携を強化することができた。	—	—	維持(継続)	・教育相談事業では、スーパーバイザーの活用により、多様な相談内容に対応できる支援体制づくりを行う。							03-2-③ (学校教育)	教育振興基本計画	こども教育支援課		
			中事業	心の教育相談事業費(高等学校カウンセリング派遣事業)	・教育臨床心理に関して専門的な技能や知識を有するカウンセラーを市立高等学校へ派遣し、教職員へのカウンセリングに係る研修等を通して、基本的なカウンセリング技能の向上を図るとともに、心に悩みを持つ生徒や保護者の問題解決に係る支援のための教育相談を実施する。	・定期的に教育相談の体制を設けることで、生徒や保護者の悩みに寄り添うことができた。 ・教職員を対象にしたカウンセリングに係る研修をすることで、教職員の意識を高めることができた。	—	—	維持(継続)	—							03-2-③ (学校教育)	教育振興基本計画	こども教育支援課 高校教育課		
			中事業	心の教育相談事業費(スクールソーシャルワーク推進事業)	・スクールソーシャルワーカーが学校で活動することにより、学校現場に福祉の視点を導入して、関係機関との連携を図り、要支援の子ども達の発見および環境改善に係る体制作りを行う。	・スクールソーシャルワーカーの勤務体系の見直し(週5日勤務の設定)を行ったことにより、拠点校巡回型配置の完全実施には至っていない。また、教育相談カウンセラーと指導主事が積極的に学校訪問を行い、学校やスクールカウンセラー(SC)との連携を強化することができた。	—	—	維持(継続)	・スクールソーシャルワーカーについては、市立高等学校を含めたスクールソーシャルワーカーによる更なる教育相談体制の充実に向け検討を進める。また、増員及び勤務形態を見直したことで、関係機関との連携が進んでいる。今後は、兵庫県により配置されているスクールカウンセラーともより一層の連携強化に向けた取組を進める。							03-2-⑤ (学校教育)	教育振興基本計画	こども教育支援課		
			中事業	心の教育相談事業費(スクールソーシャルワーク推進事業)	・スクールソーシャルワーカーが学校で活動することにより、学校現場に福祉の視点を導入して、関係機関との連携を図り、要支援の子ども達の発見および環境改善に係る体制作りを行う。	・スクールソーシャルワーカー(SSW)の勤務体系を見直し(週5日勤務の設定)により、学校への巡回型配置の完全実施には至っていない。また、教育相談カウンセラーと指導主事が積極的に学校訪問を行い、学校やスクールカウンセラー(SC)との連携を強化することができた。	—	・SSWの人材確保の課題は一定の解消は図られたが、限られた人員のため小・中学校の拠点校巡回型配置の完全実施には至っていない。また、相談内容は多様化かつ医療的な内容が増加傾向にあり、今後は県配置であるSCとの連携を一層強化する必要がある。	変更(新規・補充・行革)	・スーパーバイザーを増員することにより教育相談カウンセラーのスキルを高めるとともに、学校へのアウトリーチを積極的に広げ、SSW及び教育相談カウンセラー、SCが情報や課題を積極的に共有し、連携した支援体制を強化する。 ・市立高等学校を含めたSSWによる更なる教育相談体制の充実を図る。							03-2-③ (学校教育)	教育振興基本計画	こども教育支援課 高校教育課		
	② 教育相談の 充実		●不登校やいじめ、発達特性など学校における様々な不安や悩みを抱える児童生徒と保護者への心のケアや適切な支援を行うため、学校や医療・福祉等の関係機関と連携し、教育相談体制づくりを推進します。また、不登校から引きこもりになる可能性があることから関係機関と連携を深め、未然防止と早期対応に努めます。	中事業	心の教育相談事業費(匿名報告アプリ活用事業)	・いじめに係る生徒が躊躇せず教育委員会に匿名報告できるアプリを導入するとともに、いじめの傍観者にならないための授業を全中学校と市立高校3校で実施する。	—	—	維持(継続)	・匿名報告アプリ活用事業では、いじめの傍観者にならないための授業やSOSの出し方についての授業を推進する。アークコードを学期ごとに配布し、定期的にメールで呼びかけることで身近な相談窓口になるよう努める。							03-2-③ (学校教育)	教育振興基本計画	こども教育支援課		
				中事業	不登校対策事業費(不登校対策推進事業)	・不登校児童生徒に関する対応力の向上を目的に教職員への研修等を実施するとともに、学校環境適応感度「アセス」をモデル実施し、不登校児童生徒の未然防止、早期発見・早期対応に努める。	・小・中学校不登校担当者を対象とした研修の実施(41人)とともに、中学校不登校研究協議会と共催による、教職員、PTA・PT代表者、こども自立支援員、ハートフルフレンド向けの研修を2回実施(60人参加)、不登校児童生徒の理解を深め、組織的・継続的な支援に繋げた。	維持(継続)	・不登校出現率の増加傾向が全国的に続いている中、市として継続して事業を実施する必要性は非常に高い。今後も教職員の資質・能力の向上を図り、多様な支援を組織的に提供していく必要があり、不登校児童生徒にとって不可欠な事業である。							03-2-③ (学校教育)	教育振興基本計画	こども教育支援課			
				中事業	不登校対策事業費(ハートフルフレンド派遣事業)	・不登校児童生徒やひきこもり傾向、学校の別室等に登校している児童生徒に対して、大学生や社会人をボランティアとして派遣し、ふれあいを通じて自尊感情や自己肯定感を育み、自主性や社会性の伸長を援助する。	・園田学園女子大学と協働でハートフルフレンド研修を行い、ボランティアスタッフの確保(令和3年度：20人)と資質向上を行った。	—	—	維持(継続)	—							03-2-③ (学校教育)	教育振興基本計画	こども教育支援課	
				中事業	不登校対策事業費(こども自立支援活動事業)	・不登校児童生徒の自主性・自立性を育むために、社会・文化・自然とふれ合う体験活動を企画運営するとともに、学校関係者が不登校児童生徒に対する理解を深めるための研究・研修を実施する。	・体験活動を教育支援室3カ所で開催(21人参加)し、個々の状況に応じた支援活動が推進できた。	—	—	維持(継続)	—								03-2-③ (学校教育)	教育振興基本計画	こども教育支援課
				中事業	不登校対策事業費(不登校支援団体ネットワーク会議事業)	・不登校児童生徒の背景や原因が複雑・多様化していることから、多面的なアセスメント及び支援を推進するため、関係機関を結び付けたネットワーク会議を開催し、有効・適切な取組に繋げる。	・不登校支援団体ネットワーク会議として、中学校不登校研究協議会と合同研修を行い、問題点の共有等を行った。	—	—	維持(継続)	—								03-2-③ (学校教育)	教育振興基本計画	こども教育支援課
				中事業	不登校対策事業費(ハートフルフレンド派遣事業)	・不登校児童生徒やひきこもり傾向、学校の別室等に登校している児童生徒に対して、大学生や社会人をボランティアとして派遣し、ふれあいを通じて自尊感情や自己肯定感を育み、自主性や社会性の伸長を援助する。	・不登校児童生徒やひきこもり傾向の児童生徒に対して、大学生や社会人等のボランティアであるハートフルフレンドを派遣することで、自主性や社会性の伸長を図る支援を行った。また、園田学園女子大学の社会連携推進センターと協働で研修用「ハートフルフレンド」を作成し、ハートフルフレンドへの研修を行うとともに、教職員と民間支援者等と連携した研修を開催し、質の向上を図った。	—	—	維持(継続)	—									03-2-③ (学校教育)	教育振興基本計画

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策				中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名			
	実施の 方向性	取組 項目	取組内容(第4期)																			
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																						
重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																						
基本施策3：療育・教育																						
3 こころの教育・支援	2 教育相談の充実	●不登校やいじめ、発達特性など学校における様々な不安や悩みを抱える児童生徒と保護者への心のケアや適切な支援を行うため、学校や医療・福祉等の関係機関と連携し、教育相談体制づくりを推進します。また、不登校から引きこもりになる可能性があることから関係機関と連携を深め、未然防止と早期対応に努めます。	中事業	教育支援室運営事業費	・「教育支援室」の運営と、民間委託した「教育支援室」のモデル事業を行う。	・令和3年度、サテライト教室に通う不登校児童生徒が増加(令和2年度54人→令和3年度61人)した。令和3年度も教育支援室「ほっとすてっぷEAST」と「ほっとすてっぷWEST」の2教室は(EAST40名、WEST20名)定員を満たし、また令和3年度から教育支援室「ほっとすてっぷSOUTH」(定員20名)を開設し支援を行った(14名)。 ・令和2年度では教育支援室の定員が60人であったが、令和3年度は「ほっとすてっぷSOUTH」の設置を行い、定員が80名に増加した。	－	維持(継続)	・不登校児童生徒の実態を把握し、未然防止を図るとともに、個々の状況に応じ不登校児童生徒への支援を行うため、「ほっとすてっぷEAST」「ほっとすてっぷWEST」「ほっとすてっぷSOUTH」「ほっとすてっぷオンライン」の運営を実施する。 ・教育支援室、サテライト教室に登録された児童生徒が、継続して通級しやすいように環境の整備を行い、学校と密に情報共有を行うことにより、教育支援室、サテライト教室、学校が連携しながら継続的・組織的な支援につなげる。								03-2-③ (学校教育)	教育振興基本計画	こども教育支援課			
			中事業	教育支援室運営事業費	・教育支援室「ほっとすてっぷEAST」の運営と、民間委託した「ほっとすてっぷWEST・SOUTH」の運営事業業務委託を行う。	・教育支援室の「ほっとすてっぷEAST・WEST」に加え、新たに「ほっとすてっぷSOUTH」を開設したことにより、通級児童生徒数が増加するとともに、対面では通級しにくい児童を自宅や学校とオンラインで繋ぐことにより学習支援を行った。	－	維持(継続)	・教育支援室「ほっとすてっぷEAST・WEST」においてもオンラインで環境の整備を拡充することにより、対面では通級しにくい児童生徒への支援を実施する。										03-2-③ (学校教育)	教育振興基本計画	こども教育支援課	
			中事業	学校支援専門家派遣事業費	・学校が抱える児童生徒等の様々な問題に対応するため、専門的視点から支援を行う弁護士等の専門家を派遣し、課題の早期解決を図ることに資する。	・令和3年度の専門家派遣回数は54回であり、相談件数が改善した割合は74%であった。 ・医療分野の専門家からは、発達に特性のある児童生徒に係る専門的な指導助言を受けることができ、対応方法や今後予想される課題についての理解を深めることができた。 ・教育分野や心理分野の専門家については派遣回数が増えなかったため、いじめ対応や生徒理解、カウンセリングマインド等に関する指導助言や校内研修など、派遣校での相談事例を紹介・権限関係することで、重大事業等の未然防止に寄与する。	－	維持(継続)	・いじめ対応や保護者対応の他、昨今では発達に特性のある生徒への対応や不登校傾向にある児童生徒の事例研究、自死予防教育等に係る相談事例も増加傾向にある。こうした状況に対応していくため、各分野の専門家派遣体制を拡充し、学校園の支援を行っていく。											03-2-③ (学校教育)	教育振興基本計画	いじめ防止生徒指導担当
			中事業	ユース相談支援事業費	・尼崎市内在住の中学3年生から概ね29歳までの、引きこもり状態やそれに近い状態にある、青少年及び家族に対して、重篤な引きこもりに陥らないよう、アウトリーチによる相談支援、当事者会、家族会などの支援を行う。	・令和3年度における事業申請件数は36件であり、令和2年1月から令和4年3月末までの事業申請件数は延べ79件となった。委託事業者によるアウトリーチ支援を実施したほか、当事者会を36回、家族交流会を1回、啓発事業を1回開催した。 ・令和3年6月に市立中学校を17校を訪問してユース相談支援事業の説明を行ったほか、こども教育支援課と連携して長期欠席生徒の情報を共有し、欠席日数が多く引きこもっていると推測できる生徒について各中学校と情報共有し、必要な生徒に本事業を提案できるよう協力を依頼した。	・保護者等が自ら支援を探し、本事業を知る機会があった方で、引きこもり状態も比較的軽重でない対象者からの申請が多い。引きこもり状態が重篤であるなど、支援を必要とする対象者に本事業について知ってもらう機会を増やしていくことが課題である。	維持(継続)	・令和3年度に引き続き、支援を必要とする中学3年生に当事者が介入を提案できるよう市立中学校やこども教育支援課に協力を依頼し、情報共有の機会を増やしていく。 ・令和4年度は既存の連携機関に加えて、新たに発足した重層的支援推進事業や引きこもり等支援事業との連携や、地域課との協働により、また事業につながるという対象者に対して支援が届けられるように周知啓発に努める。											04-3-④ (子ども・子育て支援)	次世代育成支援対策推進行動計画	こども相談支援課

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策			中事	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名	
	実施の 方向性	取組 項目	取組内容(第4期)																
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																			
重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																			
基本施策4：雇用・就労																			
① 就労に 関する 支援・ 相談 体制等 の充実	●障害のある人の一般就労を支援するため、就労に必要な知識や能力の向上、求職活動、就職後の職場定着などを支援するサービス(就労移行支援、就労定着支援)を提供します。	中事業	障害者(児)自立支援事業費	・障害者(児)がホームヘルプや通所等のサービスを利用した際にかかる費用の一部を自立支援給付金等として支給する。	・就労系サービスの利用者数は令和2年度の1,421人から令和3年度は1,542人と大幅に増加しており、多様な就労ニーズに対応できている。	-	維持(継続)	-	-	-	-	-	-	-	●	06-2-② (障害者支援)	障害福祉計画	障害福祉政策担当	
		中事業	身体障害者更生訓練費給付事業費	・障害者が就労または機能回復のための訓練を行った日数により訓練手当を支給する。また、通所による訓練を受ける場合は通所に必要な経費を支給する。	・コロナ禍により延べ利用者数は前年度と比較して減少しているが、身体障害者の社会復帰の促進や経済的な負担軽減を図ることができた。(延べ利用者数33人)	-	維持(継続)	・訓練に必要な経費の支給により、社会復帰の促進を図るため今後も継続して実施する。	-	-	-	-	-	-	●	06-2-② (障害者支援)	障害福祉課	障害福祉課	
	●障害のある人の就労を支援するため、「尼崎市障害者就労・生活支援センターみりのり」において、就労相談や職場内実習など機会の提供、雇用の開拓・確保、就労定着に向けた支援等に取り組めます。また、障害のある人の就労支援にあたっては、個人の能力や特性に応じた支援に努めるとともに、本人が抱える不安や悩みを十分に理解するなど継続的な支援を行います。	中事業	障害者就労支援事業費(障害者就労支援事業)	・就労相談、就労準備訓練及び職場実習支援、就労支援、就労定着支援、就労生活支援、職場開発、関係機関との連絡及び調整など。	・委託就労支援機関で就労に関する各種支援を行い、コロナ禍においても24人が一般就労につながった。	-	維持(継続)	・障害者の就労支援にあたっては、多様な就労ニーズにも対応していくため、現行の事業・取組がより効果的かつ一体的な支援となるよう、障害者就労チャレンジ事業の見直しを含め、「障害者就労・生活支援センターみりのり」の役割や機能の再整理に向けた検討を進めていく。	-	-	-	-	-	-	●	●	06-2-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当
	●尼崎市障害者就労・生活支援センターみりのりが中心となり、地域の就労支援事業所等のネットワーク会議を定期的に開催して、課題の共有や連携の強化を図るとともに、兵庫県が設置する専門的就労支援機関(障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなど)と連携して、地域の就労支援体制の充実に取り組めます。	中事業	障害者就労支援事業費(障害者就労支援事業)	・就労相談、就労準備訓練及び職場実習支援、就労支援、就労定着支援、就労生活支援、職場開発、関係機関との連絡及び調整など。	・委託就労支援機関で就労に関する各種支援を行い、コロナ禍においても24人が一般就労につながった。	-	維持(継続)	・現在は一般就労(就労移行支援)を中心に開催している「就労支援ネットワーク会議」の運用方法を見直し、今後は福祉的就労(就労継続支援)や販路拡大等に関する課題についても協議していく。	-	-	-	-	-	-	●	●	06-2-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当
		中事業	障害者雇用推進等事業費(ハートフルオフィスup×3(アップスリー))	・障害者活躍推進計画の取組項目「障害者特性に応じた多様な形態での雇用」として始めた「尼崎市版チャレンジ雇用で、会計年度任用職員(非常勤事務補助員)として任用された障害者「スタッフ」が、ジョブコーチの支援を受けながら、アウトソーシング等になじまず庁内各課に残る継続定業業務(封入作業、PC入力、書類スキャン等)を行う。	・市役所における障害者雇用として、尼崎市版「チャレンジ雇用」(ハートフルオフィスup×3)において7人を雇用し、一般就労へのステップアップ等に取り組んだ。 ・ハートフルオフィスup×3について、スタッフ1名の就職が決まり令和4年3月に退職した。令和4年6月現在10名を任用している。(R3:7名、R4:10名) ・職員向け広報物「up×3 NEWS(アップスリーニュース)」によるPR(4月・10月)を行った。 ・障害者雇用率(R3:2.66%)	-	維持(継続)	・「ハートフルオフィスup×3」については雇用枠を9人に増員し、毎年3人程度の入れ替わりを想定して、計画的に採用していく。 ・up×3スタッフを庁内の各職場へ派遣する「インター配置」の実施	-	-	-	-	-	-	●	●	行政運営2-1-①	障害者活躍推進計画	能力開発支援担当
	●市役所や市の関係機関において、障害のある人の雇用の促進と継続的な雇用を図ります。また、「障害者活躍推進計画」に基づき、障害のある職員への合理的配慮や障害特性に応じた多様な形態による任用等に取り組めます。	中事業	障害者雇用推進等事業費(障害のある職員の職業生活相談窓口の運用)	・障害のある職員等の職業生活に係る相談事等について、障害者雇用促進法で定める「障害者職業生活相談員」が関係部署等と連携しながら対応する。	・障害のある職員の職業生活相談窓口を令和3年10月に開設した(R3相談件数:7件)	-	維持(継続)	-	-	-	-	-	-	-	●	●	行政運営2-1-①	障害者活躍推進計画	能力開発支援担当
		中事業	障害者雇用推進等事業費(障害者活躍推進研修(職員研修)の実施)	・職員の合理的配慮の理解の浸透をテーマに研修を行う。	・障害者活躍推進研修では、全所属長を対象に、合理的配慮をテーマに30分の動画で実施した。 ・障害者週間(12/3-9)に合わせ、「合理的配慮を学ぼう」をテーマに、事例を5日連続日替わりで庁内電子掲示板に掲載した(閲覧数:113・193件・延べ824件)	-	維持(継続)	・障害者活躍推進研修の受講対象者の拡大	-	-	-	-	-	-	●	●	行政運営2-1-①	障害者活躍推進計画	能力開発支援担当
	●市役所において職場体験や就労実習を行う「障害者就労チャレンジ事業」を継続して実施することで、障害のある人の就労意欲の高揚を図るとともに、一般就労の促進につなげます。	中事業	障害者就労支援事業費(障害者就労チャレンジ事業)	・臨時の任用職員(チャレンジャー)として雇用し、就労実習などの支援を行う。	・「障害者就労チャレンジ事業」でも14人を短期雇用し、就労実習を行った。	・就労系サービス事業所が依然増加傾向にあるなど、市内に障害者就労の場や機会が充足してきたことで、市役所での障害者就労チャレンジ事業においては一般就労に向けた実習ではなく、主に就労意欲の喚起を目的とした利用が大半を占めている。	変更(新規・拡充・行革)	・障害者の就労支援にあたっては、多様な就労ニーズにも対応していくため、現行の事業・取組がより効果的かつ一体的な支援となるよう、障害者就労チャレンジ事業の見直しを含め、「障害者就労・生活支援センターみりのり」の役割や機能の再整理に向けた検討を進めていく。	行革	-	-	-	-	-	●	●	06-2-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当
	●障害のある人やその家族をはじめ、市内にある就労支援事業所や委託相談支援事業所、特別支援学校、ハローワーク等の関係者で構成する自立支援協議会「あまのしごと部会」を開催し、本市における就労に関する課題や必要な支援等についての共有を図るとともに、相互の連携の緊密化に努めます。働きを図るとともに、一般就労の促進につなげます。	中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(しごと部会)	・尼崎市自立支援協議会の開催等を行う。	・新型コロナ感染拡大防止の為にビデオ通話サービスを活用する等開催手法を工夫し、フォーラム等を開催できた。	-	維持(継続)	・自立支援協議会の開催にあたっては、運営面での負担軽減に向けて、コロナ禍での開催手法を参考に、引き続き運用手法の見直し等を進めていく。	-	-	-	-	-	-	●	●	06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

基本施策		取組項目	取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名					
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																							
重点課題2：生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																							
基本施策4：雇用・就労																							
① 多様な形態での就労支援 多様な就労	② 企業等への支援・理解の促進	その他取組	●障害のある人を雇用するための環境整備等に関する各種助成制度の周知等に努め、障害のある人を雇用する企業等の支援に取り組みます。また、重度の障害のある人の雇用促進に取り組む「阪神友愛食品(株)」への支援を行います。	その他取組	各種助成制度や施設案内等の周知	・庁内関係課およびハローワーク等の外部の関係機関と連携して、各種助成制度や施設案内等の普及啓発に努める。	—	—	維持(継続)	・今後も継続して実施する。								しごと支援課					
			●雇用分野における障害を理由とする差別的取扱いの禁止や職場環境における障害のある人への合理的配慮の提供義務等について、企業等の理解促進につなげていくため、各種研修の開催や市のホームページ等の活用、市内経済団体との連携・協力による周知・啓発に取り組みます。	その他取組	「阪神友愛食品(株)」関係事務	—	—	・知的障害者(児)の職場適応能力を向上させること目的とした能力開発センターの募集周知を行うほか、生活協同組合コープこうべや兵庫県、阪神7市1町で構成されている取組役等に参加するなどし、就労支援に係る情報提供を行っている。	—	—	維持(継続)	—							障害者計画	障害福祉政策担当			
			●雇用分野における障害を理由とする差別的取扱いの禁止や職場環境における障害のある人への合理的配慮の提供義務等について、企業等の理解促進につなげていくため、各種研修の開催や市のホームページ等の活用、市内経済団体との連携・協力による周知・啓発に取り組みます。	中事業	企業内人権研修推進事業費	・企業人権・同和教育合同研究会の事務局業務を委託するとともに、市内企業に対して研修機会等を開催することにより、企業における人権問題への正しい理解と認識を深める。	・2回の研修とも、研修後のアンケートでは、新たな気づきを得て理解度が高まったとの回答があり、研修内容に対する満足度は高かったが、参加人数は少なかった。	・職場環境が多様化する中で、人権問題の正しい知識を習得し、伝達することは、企業が社会的責任を果たす上で必須であり、企業内で自主的に人権啓発をするよう促していく必要がある。	—	—	維持(継続)	・今話題になっている人権問題をテーマにすることにより受講意欲を高めるなど、受講者増に努める。また、従前より市販あまがさやホーピーンへの掲載、企業への個別連絡等により研修の周知を図っているが、今後も、より多くの企業が参加できるように、周知の方法等について工夫する。 ・近年、国際社会でもジェンダーの知識不足によるハラスメントや企業の経営損失等について、高い関心が寄せられていることや、コロナ収束後には再び外国人労働者の増加が見込まれることなどを踏まえて、市内企業に対し、これらをテーマとした研修を実施していく。							11-3-② (地域経済・雇用就労)	雇用計画	しごと支援課		
	② 多様な形態での就労支援 多様な就労	① 多様な形態での就労支援 多様な就労	その他取組	●一般就労が困難な障害のある人への福祉的就労を支援するための、生産活動など働く機会の提供や、それらの活動に必要な知識や能力の向上等を支援するサービス(就労継続支援A型・B型)を提供します。	中事業	障害者(児)自立支援事業費	・障害者(児)がホームヘルプや通所等のサービスを利用した際にかかる費用の一部を自立支援給付等として支給する。	・就労系サービスの利用者数は令和2年度の1,421人から令和3年度は1,542人と大幅に増加しており、多様な就労ニーズに対応できている。	—	維持(継続)	・障害者の就労支援にあたっては、多様な就労ニーズにも対応していくため、現行の事業・取組により効果的かつ一体的な支援となるよう、委託就労支援機関の役割や機能の再整理に向けた検討を進めていく。また、現在は一般就労(就労移行支援)を中心に開催している「就労支援ネットワーク会議」の運用方法を見直し、今後は福祉的就労(就労継続支援)や販路拡大等に関する課題についても協議していく。								06-2-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当		
				●障害の状況等に応じた多様な日中活動(生産活動、創作活動、訓練など)を提供するため、地域活動支援センター等を運営する事業者への支援を行います。	中事業	生産活動拡大支援事業費	・新型コロナウイルス感染症の影響により、生産活動収入が減少している就労継続支援事業所が、その生産活動の拡大に向けて行う事業に係る経費を助長する。	・令和3年度は3法人3事業所に対して、生産活動の拡大に向けて必要な経費を助成することや、コロナ禍における事業者の受注機会拡大等につながっており、利用者に対する就労支援(資金・工賃の維持)に寄与した。	—	—	廃止	・本事業は、新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業分として創設された国庫補助事業(令和3年度補正予算)であるため、今後の国の対応方針や緊急経済対策による支援策等の状況等を踏まえたうえで、事業実施(継続)の必要性等について検討していく。							06-2-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当		
				●障害者の状況等に応じた多様な日中活動(生産活動、創作活動、訓練など)を提供するため、地域活動支援センター等を運営する事業者への支援を行います。	中事業	地域活動支援センター事業補助金	・地域活動支援センターの運営に要する費用の一部を補助する。	・利用者の障害の状態や体調等に応じた利用ができる地域活動支援センターは、日額報酬を主体とした日中活動系サービスとは異なり、定期的な利用が困難な障害のある人への支援の場としての役割を有しているため、県制度と連携しつつ独自の支援も行う中で、安定的な運営と活動の場の確保ができた。	・地域活動支援センターから日中活動系サービスへの移行ケースもあり利用人数はほぼ横ばいであるが、利用希望者に対して一定の日中活動の場を提供でき、多様な活動の場の確保に向けて、運営を支援していく必要がある。	—	—	維持(継続)	・地域活動支援センターへの運営補助については、引き続き、県制度と連携しつつ本市独自の支援(重度加算費や借上費等の補助)も行う中で、安定的な運営と活動の場の確保に努めている。								06-2-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課
				●障害者の状況等に応じた多様な日中活動(生産活動、創作活動、訓練など)を提供するため、地域活動支援センター等を運営する事業者への支援を行います。	中事業	障害者小規模作業所運営費等補助金	・小規模作業所の運営に要する費用の一部を補助する。	・利用者の障害の状態や体調等に応じた利用ができる小規模作業所は、日額報酬を主体とした日中活動系サービスとは異なり、定期的な利用が困難な障害のある人への支援の場としての役割を有しており、県制度と連携しつつ独自の支援も行う中で、安定的な運営と活動の場の確保ができた。 ・県補助金の段階的な見直しを受け、今後の本市の対応について協議を進めた。	・令和3年12月に兵庫県の「行財政運営方針の見直し(一次案)」が出され、小規模作業所の県補助金が令和4年度から段階的に減額されて、令和7年度で廃止されることとなった。	—	—	維持(継続)	・本市においても県の見直しにあわせ、令和7年度に補助金を廃止することとが、経過措置期間中は段階的に減額される県補助負担金を市が補填する支援策を行うとともに、本市独自の支援(重度加算費や借上費等の補助)も行う中で、安定的な運営と活動の場の確保に努めている。 ・県補助金が廃止される令和7年度までに、市内の小規模作業所(3か所)や利用者との協議を進め、法人施設(地域活動支援センター、就労継続支援B型)等への円滑な移行を促進するなど、利用者の社会参加機会の維持・継続に向けて支援していく。	行革							06-2-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課
	② 販路拡大等の支援	① 多様な形態での就労支援 多様な就労	その他取組	●障害者就労施設等就労する障害のある人の自立を促進するため、市の調達方針を定め、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進します。	その他取組	「障害者優先調達推進法」関係事務	・リストの更新 ・特定随意契約の業者選定など	・令和3年度契約実績 6件	—	維持(継続)	—								06-2-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当		
				●障害者就労施設等の受注機会の確保や販路の拡大につなげるため、施設の製品や役務を紹介する専用ホームページ「ジョブリンクama」を活用した広報・販売促進活動や共同受注(発注企業と受注施設のマッチングなど)に取り組む。また、企業イベントへの出店や市役所内での販売会「尼うるフェア」を定期的に開催します。	中事業	障害者就労支援事業費(障害者就労施設等販路開拓事業)	・障害者就労施設等の受注機会の拡大に向けて、施設の製品や役務を紹介する専用ホームページ「ジョブリンクama」を活用し、共同受注の支援により、発注企業(15社・19件)から19施設への契約に結び付けた。 ・コロナ禍により企業イベントの中止が多かったため、庁内販売「尼うるフェア」の開催方法を工夫し、小規模の販売会ももて計17回開催した。	—	—	維持(継続)	・障害者の就労支援にあたっては、多様な就労ニーズにも対応していくため、現行の事業・取組により効果的かつ一体的な支援となるよう、障害者就労チャレンジ事業の見直しを含め、「障害者就労・生活支援センター」の役割や機能の再整理に向けた検討を進めていく。現在は一般就労(就労移行支援)を中心に開催している「就労支援ネットワーク会議」の運用方法を見直し、今後は福祉的就労(就労継続支援)や販路拡大等に関する課題についても協議していく。									06-2-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当	

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策		取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名
	実施の 方向性	取組 項目																
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																		
重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																		
基本施策6: 生活環境、移動・交通																		
(1) 生活環境	住まいの確保等	●グループホームの整備については、利用ニーズや事業所の運営状況等の把握に努めるほか、障害のある人の重度化・高齢化に対応する「日中サービス支援型グループホーム」の運営の評価に取り組み、開設補助や国の整備補助の制度を活用することで、計画的な整備の促進を図ります。また、グループホームの利用者が安心して生活できるよう、消防法等の基準に適合させるための改修や設備設置など施設整備に対する支援を行います。	中事業	グループホーム等新規開設サポート事業費	・市内にグループホーム等を開設する社会福祉法人等に対し、予算の範囲内において、開設時に必要な初年度備品や住居の借り上げ等に要する初期経費、消防設備(自動火災報知設備等)の設置経費の一部を助成し、新規開設の促進を図る。	・グループホームの整備促進に向け、令和3年度は市内にグループホーム等を開設する7事業者に対し、開設経費の一部を補助することで、グループホーム8(ホーム32定員)、短期入所2箇所(6定員)の新規開設の促進を図ることができた。 ・市内グループホームの定員数は、令和2年度の497人から令和3年度は552人と着実に増加しており、第4期障害者計画の目標値に対して約79%の実績となっている。 ・グループホームの整備促進に向けては、今後の整備方策を策定するため、令和2年度に実施した市内障害者団体へのアンケート調査に加えて、令和3年度は「リくらしサポートセンター」を通じて市内事業所(24か所)にアンケート調査を行い、利用状況等の把握を進めた。調査結果から、多くのホームで利用者の重度化・高齢化が進み、その対応に課題を抱えていることを把握した。	・市内事業所への調査結果をみると、多くのホームで利用者の重度化・高齢化が進み、その対応に課題を抱えている。	変更(新規・拡充・行革)	●グループホームの整備促進に向けては、引き続き既存事業を有効に活用するとともに、各調査結果を基に今後の整備方策を策定し、更なる整備を検討していく。あわせて、グループホーム利用者の重度化・高齢化にも対応していく必要があるため、指定事業所ネットワーク会議で調査結果の共有や意見を伺いながら、既存ホーム等のバリエーション(大規模)改修等に係る経費助成についても協議・検討を進めていく。	拡充	●	●	06-2-③ (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉課			
			中事業	社会福祉施設等施設整備費補助金	・国の補助事業(社会福祉施設等施設整備費補助金)を活用し、障害者の重度化・高齢化に対応する「日中サービス支援型グループホーム」を優先した整備の促進を図る。	・「日中サービス支援型グループホーム」の整備については、コロナ禍の影響等で予定より遅れたものの、令和4年4月から開設できるよう整備法人と調整等を進めた。	維持(継続)	●	●	06-2-③ (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉政策担当						
		中事業	障害者安心生活支援事業費	・障害のある人の地域移行や日常生活上の様々な困りごとに対し、地域全体で支えるサービス提供体制となる「地域生活支援拠点」の居住支援機能を活用して、安心した地域生活を支援します。この拠点機能の中枢を担う「リくらしサポートセンター」が中心となり、地域生活を支援する指定事業所等のネットワーク会議を定期的開催し、グループホーム等の利用状況の把握・公表や課題の共有、連携の強化を図るほか、介護者の急病等による緊急時の受け入れ、対応も行うなど、地域の生活支援体制の充実に取り組みます。	・地域全体で支えるサービス提供体制である「地域生活支援拠点」の機能が円滑かつ効果的に進むよう関係機関との連携強化等を図ることで、障害者等の地域生活を支援する。	・グループホームの利用者数は、令和2年度の349人から令和3年度は392人と着実に増加しており、第6期障害福祉計画の目標値に達する100%の実績となっている。 ・「地域生活支援拠点」の機能強化に向けて、グループホームと短期入所事業所のネットワーク会議については、Web会議を活用し、令和3年度の報酬改定や、消防局より職員を招いて防災について研修するなど計3回開催し、意見交換と情報共有を図った。また、生活介護事業所のネットワーク会議については、感染予防対策を実施しながら対面で1回開催しており、令和4年度からの本格実施に向けて、当該ネットワーク会議の目的や今後の進め方等の情報共有を図った。	・「地域生活支援拠点」については、各支援機関の拠点機能が円滑かつ効果的に発揮できるよう、引き続き、各機能を担う支援機関等との協議を進めていく。また、令和4年度は生活介護事業所のネットワーク会議を活用し、事業所情報の把握や利用(空き)状況の公表等に取り組みとともに、今後も様々な制度・サービスに係る研修会や意見交換会を行うことで、拠点機能の強化に繋げていく。	維持(継続)	●	●	06-2-③ (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉政策担当					
		その他取組	—	—	—	維持(継続)	●	●	障害福祉計画 障害者計画	住宅管理担当								
その他取組	—	—	—	維持(継続)	●	●	引き続き、住宅・福祉等の関連分野における連携を強化し、賃貸住宅への入居支援として、障害のある人等の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録促進を行う。	住まいと暮らしのための計画	住宅政策課									

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策		取組内容(第4期)	中事等 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名	
	実施の 方向性	取組 項目																	
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																			
重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																			
基本施策6: 生活環境、移動・交通																			
(1) 生活環境	② 住宅の バリア フリー 化	●「尼崎市営住宅建替等基本計画」に基づき、市営住宅の建替えやエレベーター設置に取り組むなど、バリアフリー化を図ります。	中事業	市営住宅建替等事業費	・市営武庫3住宅第2期(宮ノ北住宅)建替事業及び尼崎市営住宅建替等基本計画に基づく常光市南辺地区の建替事業を進める。また、同計画に基づく耐震改修工事、エレベーター設置工事や、廃止する市営住宅の入居者を対象に他の市営住宅等への住み替えを進める。	・宮ノ北住宅建替事業において、既存住宅17棟のうち16棟を解体した。また、南武庫本地区において、廃止する市営住宅の移転先住宅にエレベーターを基礎設置した。さらに、市営住宅の建替えや維持整備などを計画的に進めるため、市営住宅等基金を設置した。	・廃止する市営住宅の早期移転に向けて、エレベーターを設置するなど早急に移転先の確保が必要である。また、耐震性が確保された住宅は、市営住宅等基金を活用しながら、事後保全から予防保全への転換を進め、ライフサイクルコストの低減を図る必要がある。(施策評価あり)		維持(継続)	・尼崎市営住宅建替等基本計画に基づき、引き続き工夫して、耐震化等を推進する。また、ライフサイクルコスト低減に向け効率的な維持整備を進める。						13-2-① (都市機能・住環境)	住まいと暮らしのための計画	住宅整備担当	
			中事業	日常生活用具給付等事業費	・身体障害者(児)、知的障害者(児)及び難病患者に対し、日常生活用具を給付する。	・接済支援用具(ストマ用具)を中心に日常生活用具の給付等により、在宅で生活している重度障害者等の生活面での自立度を高め、社会参加の促進を図ることができた。	・これまでも国通知や要望等を考慮し適宜品目を追加してきたが、各品目における公費負担限度額等の見直しは行っていないため、市場価格と大きく乖離しているものも多い。	・今後も高い実績が見込まれるため、引き続き、安定的な事業運営に努める。	拡大	・給付実績の分析結果等を基に、実情にあわせて給付品目や公費負担限度額となるよう整理するとともに、当事者団体等とも協議しながら事業内容・スキームの見直しを進めていく。						06-1-② (障害者支援)	障害福祉計画 障害者計画	障害福祉課	
			中事業	住宅改造支援事業費	・高齢者等の日常生活を支援するため、その身体状況に応じた住宅改造に関して、相談及び助産を行うとともに、改造経費の一部を助成する。	・要支援・要介護状態等になっても、住み慣れた自宅で安心して自立した生活を送ることができるよう、段差解消や手すりの設置等を行うなど高齢者等に対する対応に、近隣市の給付状況や先進市の取組事例の調査とあわせて、これまでの給付実績の分析や各品目の市場価格の把握を行うなど見直しに向けた検討を進めた。	-	・高齢者等が住み慣れた地域で自分らしい生活を送れるよう、住まひの改良相談チームを通じて、それぞれの身体状況に応じた住宅改造の相談や助産を行っているとともに、関係機関との連絡調整や改造後のアフターケアなどを実施することで、きめ細やかな支援を実施していく。		維持(継続)							07-2-④ (高齢者支援)	高齢者保健福祉計画	高齢介護課
	③ 公共施設等 のバリア フリー 化	●「バリアフリー法」や「兵庫県福祉のまちづくり条例」等に基づき、公共・民間建築物や道路、公園等の施設のバリアフリー化に取り組む。また、誰もが安全で利用しやすいものとなるよう、施設の整備にあたってはユニバーサルデザインの考えを普及・啓発します。	中事業	公共施設予防保全推進事業費	・「第1次尼崎市公共施設保全計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針2.予防保全)」に基づき、長寿命化に向けた改修工事の内容等を精査するため、予防保全対象施設の詳細調査を実施する。	・「第1次尼崎市公共施設保全計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針2.予防保全)」及び当該計画に係る対象施設のスケジュールなどを示した「実施編」について令和4年2月に改訂を行うとともに、当該計画に基づき、順次各施設の詳細調査を実施し、工事に着手したところである。	・施設所管部局をはじめとする保全関係部局が連携し、各々の役割を適切に果たしながら保全の取組を進める必要がある。		維持(継続)	・「第1次尼崎市公共施設保全計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針2.予防保全)」に基づき、当面の間、老朽化が進む既存施設への対応として、予防保全への転換に重点を置いた長寿命化の取組を計画的に実施する。							行政運営3-3-②	第1次尼崎市公共施設保全計画	公共施設保全担当
			その他取組	兵庫県福祉のまちづくり条例に基づく審査等の事務	・兵庫県福祉のまちづくり条例では公益的施設、公共施設、共同住宅等の施設を特定施設と定義し、それらの構造及び設備の整備について必要な基準を特定施設整備基準として定めている。特定施設の建築等(公益的施設、共同住宅等の建築、大規模の修繕・模様替え、用途の変更、公共施設の施設改築等)をしようとする者に対し、特定施設整備基準の遵守義務及び市長への届出義務を課し、知事は届出に基づく指導・助言、完了検査を行う。	・特定施設の建築等で市長への届出義務が発生する建築物の事業者には、高齢者が利用しやすいものにするため、特定施設整備基準に適合する計画とするよう指導を行っている。	-		維持(継続)									建築指導課	
			中事業	道路橋りょう維持管理事業費	・市民に安全で快適な道路施設を供用するため、適切な維持管理を行う。	・新たな道路整備や改修を行う際には、「兵庫県福祉のまちづくり条例」等の関係法令に基づき、施設のバリアフリー化に向けて取り組んでいる。	・既存の道路施設については、原状回復の修繕が基本の対応となっており、バリアフリー法や兵庫県福祉のまちづくり条例等で規定される基準に適合していない施設が多いため、今後新たに整備される道路以外の施設更新についても検討していく必要がある。		維持(継続)	・引き続き関係法令等を遵守しつつ、誰もが分け隔てなく利用できる道路の整備を行う。							13-3-① (都市機能・住環境)		道路維持担当
			中事業	公園維持管理事業費	・市民に安全で快適な公園及び子ども広場等を供用するため、適切な維持管理を行う。	・新たな公園整備や改修を行う際には、「兵庫県福祉のまちづくり条例」等の関係法令に基づき、施設のバリアフリー化に向けて取り組んでおり、令和3(2021)年度には、長洲末通北公園の拡張工事においてスロープを整備した。	・既存の施設や遊具については、原状回復の修繕が基本の対応となっており、バリアフリー法や兵庫県福祉のまちづくり条例等で規定される基準に適合していない施設が多いため、今後新たに整備される公園以外の施設更新についても検討していく必要がある。		維持(継続)	・引き続き関係法令等を遵守しつつ、誰もが分け隔てなく遊べ、利用できる公園のインクルージブ化について研究を行う。							13-2-① (都市機能・住環境)		公園維持課
			中事業	公共施設予防保全推進事業費	・「第1次尼崎市公共施設保全計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針2.予防保全)」に基づき、長寿命化に向けた改修工事の内容等を精査するため、予防保全対象施設の詳細調査を実施する。	・「第1次尼崎市公共施設保全計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針2.予防保全)」及び当該計画に係る対象施設のスケジュールなどを示した「実施編」について令和4年2月に改訂を行うとともに、当該計画に基づき、順次各施設の詳細調査を実施し、工事に着手したところである。	・施設所管部局をはじめとする保全関係部局が連携し、各々の役割を適切に果たしながら保全の取組を進める必要がある。		維持(継続)	・「第1次尼崎市公共施設保全計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針2.予防保全)」に基づき、当面の間、老朽化が進む既存施設への対応として、予防保全への転換に重点を置いた長寿命化の取組を計画的に実施する。							行政運営3-3-②	第1次尼崎市公共施設保全計画	公共施設保全担当
			その他取組	公共施設マネジメントの着実な推進	・尼崎市公共施設マネジメント基本方針に掲げる方針(①両輪、②予防保全、③効率的・効果的な運営)に基づき、公共施設の量、質、運営コスト等の最適化を目指す。	・基本方針に掲げる取組を推進するために策定した「第1次尼崎市公共施設再編計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針1.再編)」等の各種計画に基づいて具体的な取組を進めるにあたっては、市民・利用者の意見を丁寧に伺いながら、バリアフリー化など誰もが利用しやすい施設の整備を行っている。	・公共施設マネジメントに取り組む意識について、市民・利用者の理解が深まるよう努め、可能な限りサービス水準の低下をきたさないよう取組を丁寧に進めていく必要がある。		維持(継続)	・基本方針に掲げる取組を推進するために策定した「第1次尼崎市公共施設再編計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針1.再編)」等の各種計画で示した内容やスケジュールに基づき、市民・利用者の意見を丁寧に聴取しながら、着実に取組を推進する。							行政運営3-3-①	尼崎市公共施設マネジメント基本方針 尼崎市公共施設等総合管理計画	ファシリティ推進担当

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策		取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名
	実施の 方向性	取組 項目																
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																		
重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																		
基本施策6：生活環境、移動・交通																		
① 公共交 通機 関の 整備 等	●誰もが円滑に移動でき、また利用しやすい交通環境の充実に向け、「尼崎市地域交通計画」に基づき、駅やその周辺のバリアフリー化など公共交通利用環境のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、安全で快適な歩行空間の環境整備等に取り組みます。	中事業	交通政策推進事業費(公共交通利用環境向上支援補助金)	・尼崎市域を運行する公共交通事業者が利用者等の安全性や利便性の向上を図るために実施する取組を支援するため、それに要する経費に対し補助金を交付する。	・公共交通利用者等の安全性や利便性の向上に寄与している。	－	維持(継続)	・引き続き、本制度を周知することで、公共交通事業者利用者等の安全性や利便性の向上を図る。	●	13-3-① (都市機能・住環境)	地域交通計画	都市戦略推進担当						
		中事業	道路橋りょう維持管理事業等	・道路工事の際に歩道のバリアフリー化等を実施	・鉄道駅の徒歩圏(半径800m)において歩道のバリアフリー化等を実施	－	維持(継続)	・引き続き、安全で快適な歩行空間の環境整備等に取り組む。	●	13-3-① (都市機能・住環境)	地域交通計画	都市戦略推進担当						
		その他取組	兵庫ゆずりあい駐車場制度	・障害のある方などのための駐車スペースを適正にご利用いただくため、兵庫県が県内共通の「兵庫ゆずりあい駐車場利用証」を交付する。	・令和3年度 交付枚数：523人	－	維持(継続)	・引き続き、窓口等において、必要と思われる方への制度の案内を行い、適正な利用を図る。	●	06-2-③ (障害者支援)	障害者計画	健康福祉局 企画管理課						
	② 外出に 係る 支援	●障害のある人の地域での移動を支援するため、乗合自動車(バス)特別乗車証の交付事業や福祉タクシーの利用料助成事業、リフト付自動車の派遣事業を継続して実施します。	中事業	乗合自動車特別乗車証交付事業費	・市内に住所を有し、身体障害者手帳(1～4級に限る)、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、被爆者健康手帳を所持する者に対し、市内の停留所下車し降車する場合に限り無料で利用できる特別乗車証(ICカード)を交付する。	・令和3年度は交付枚数は伸び、バスの利用(負担金)は令和2年度に比べ約2割の増であり、コロナ禍の影響から緩やかな回復となっている。 ・乗合自動車特別乗車証交付事業は、高齢者移送サービス事業や福祉タクシー利用料助成事業、リフト付自動車派遣事業を含め、それらのうちから一つのサービスを選択できるもので、交付枚数は増加傾向にあり、日常生活における活動範囲の拡大を支援するものとして、障害者等の社会参加の促進を図ることができた。	－	維持(継続)	・引き続き、本制度を周知することで、障害者等の社会参加の促進を図る。	●	06-2-③ (障害者支援)	障害者計画	福祉課					
			中事業	重度心身障害者(児)福祉タクシー利用料助成事業費	・対象者に尼崎市福祉タクシーチケットを交付し、タクシー利用料の一部を助成する。	・令和3年度の交付枚数については、コロナ禍における外出自粛の影響により、前年と比較して大幅に減少している。 ・福祉タクシー利用料助成事業は、バス特別乗車証や高齢者移送サービス事業、リフト付自動車派遣事業を含め、それらのうちから一つのサービスを選択できるものである。派遣件数は、コロナ禍における外出自粛の影響により、令和2年度は前年と比較して減少したが、令和3年度は増加している。年次推移としては増加傾向にあり、日常生活における活動範囲の拡大を支援するものとして、重度心身障害者(児)の社会参加の促進を図ることができた。	・重度心身障害者(児)の外出を幅広く支援するために有効かつ不可欠なものとなっているため、現行の事業体系や運用等を維持・継続していく必要がある。	維持(継続)	・重度心身障害者(児)の外出を支援するために、有効かつ不可欠なものとなっているため、引き続き、現行制度を維持・継続していく。	●	06-2-③ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課					
			中事業	重度心身障害者(児)リフト付自動車派遣事業費	・対象者に尼崎市リフト付自動車派遣登録証(有効期間1年)を交付し、リフト付自動車派遣費用を助成する。	・尼崎市リフト付自動車派遣事業は、乗合自動車特別乗車証や高齢者バス運賃助成制度、高齢者移送サービス事業、福祉タクシー利用料助成事業を含め、それらのうちから一つのサービスを選択できるものである。派遣件数は、コロナ禍における外出自粛の影響により、令和2年度は前年と比較して減少したが、令和3年度は増加している。年次推移としては増加傾向にあり、日常生活における活動範囲の拡大を支援するものとして、重度心身障害者(児)の社会参加の促進を図ることができた。	・重度心身障害者(児)の外出を幅広く支援するために有効かつ不可欠なものとなっているため、現行の事業体系や運用等を維持・継続していく必要がある。	維持(継続)	・重度心身障害者(児)の外出を支援するために、有効かつ不可欠なものとなっているため、引き続き、現行制度を維持・継続していく。	●	06-2-③ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課					
			中事業	自動車運転免許取得・改造助成事業費	・身体障害者の運転免許取得や、自身が運転するために必要な自動車の改造費の一部を助成する。	・利用者件数は、年度ごとに増減はあるものの、毎年一定程度の利用があり、身体障害者の活動範囲を拡大し、生活の向上を図ることに寄与している。	・身体障害者の外出を幅広く支援するために有効かつ不可欠なものとなっているため、現行の事業体系や運用等を維持・継続していく必要がある。	維持(継続)	・身体障害者の社会参加の促進を図るために、有効かつ不可欠なものとなっているため、引き続き、現行制度を維持・継続していく。	●	06-2-③ (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	障害福祉課					
	●障害のある人の外出や社会参加を支援するため、移動の補助や必要な介助等を行う外出支援サービス(同行支援、行動支援、移動支援事業)を提供します。	中事業	障害者(児)移動支援事業費	・在宅障害者(児)が指定事業者からガイドヘルプサービスを受けた場合、それに係る費用の一部を事業者に支給する。	・延べ利用者数については、前年度と比較して横ばいとなっているが、コロナ禍においても障害のある人への外出支援として、自立生活等の促進に寄与した。 ※利用状況については、障害福祉計画で進捗管理	－	維持(継続)	・地域で暮らすために必要な外出支援を確保するため、今後も継続して事業を実施する。	●	06-2-③ (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	障害福祉課 障害福祉政策担当						
		その他取組	同行支援の運用見直し		・視覚障害のある人の外出を支援する「同行支援」については、当事者団体等との協議を進め、運用(基準)の変更等をまとめた。	－	維持(継続)	・同行支援の運用変更については、令和4年4月に利用者・事業者向けの説明会を開催するなど視覚障害のある人に対して丁寧な周知等に努めるとともに、支給決定基準(ガイドライン)等を整理して、新たな運用を開始していく。	●	06-2-③ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当						

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策		取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5	R4	R3	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名
	施策の 方向性	取組 項目									主要 事業	主要 事業	主要 事業					
基本理念 : 誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																		
重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																		
基本施策6: 生活環境、移動・交通																		

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

基本施策		取組内容(第4期)	中事業 その種	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名		
理念 本質	施策の 方向性																	取組 項目	
<p>基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現</p> <p>重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり</p> <p>基本施策6：生涯学習啓発</p>																			
<p>(1) 生涯学習活動 ～スポーツ・文化芸術・地域交流～</p>	① 施設の整備・改善	<p>●障害のある人が生涯学習活動を通じて、地域での交流や健康の増進、教養の向上を図れるよう、誰もが利用しやすい公共施設等の整備・改善に努めます。</p> <p>●障害のある人同士の交流活動の場である「身体障害者福祉会館」の老朽化に対応するため、「尼崎市教育・障害福祉センター」への施設移転を進めます。移転にあたっては、バリアフリー改修や情報支援に係る機器の導入、併設施設(身体障害者福祉センターなど)と連携した事業運営を行うなどし、障害特性や情報・コミュニケーション支援に配慮した施設機能の向上に取り組みます。</p>	中事業	公共施設予防保全推進事業費	<p>・「第1次尼崎市公共施設保全計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針2.予防保全)」及び当該計画に基づき、長寿命化に向けた改修工事の内容等を精査するため、予防保全対象施設の詳細調査を実施する。</p>	<p>・「第1次尼崎市公共施設保全計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針2.予防保全)」及び当該計画に基づき、長寿命化に向けた改修工事の内容等を精査するため、予防保全対象施設の詳細調査を実施し、工事に着手したところである。</p>		維持(継続)	<p>・「第1次尼崎市公共施設保全計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針2.予防保全)」に基づき、当面の間、老朽化が進む既存施設への対応として、予防保全への転換に重点を置いた長寿命化の取組を計画的に実施する。</p>							行政運営3-3-②	第1次尼崎市公共施設保全計画	公共施設保全担当	
	中事業	身体障害者福祉会館移転事業費	<p>・「尼崎市公共施設マネジメント基本方針(方針1:再編)」に基づき、老朽化した身体障害者福祉会館を教育・障害福祉センターに移転するための、必要な整備を進める。</p>	<p>・「尼崎市公共施設マネジメント基本方針(方針1:再編)」に基づき、老朽化した身体障害者福祉会館を教育・障害福祉センターに移転するための、必要な整備を進めた。</p>				維持(継続)	<p>・移転後の会館の周知や活用に向けては、市報等への掲載に加え、自立支援協議会や市内障害者団体等を通じて他の障害者団体の方にも幅広く利用してもらえよう周知を図る。</p>			新規			06-2-④ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当		
	中事業	中央地区学びと活動推進事業	<p>・学びや交流の場づくりに取り組むにあたり、生涯学習プラザ等で生涯学習事業を展開するとともに、必要に応じ「地域予算」を柔軟に活用していく。</p>	<p>・難波の梅(旧北難波)小学校には市内の聴覚障害を持つ子どもが入学している「こはと学級(聴覚障害者のクラス)」があり、令和3(2021)年度においてはNP法人尼崎ろうあ協会と協力して、学校が休みになる夏休みに地域の子どもと一緒に参加して手話に触れ、聴覚者を身近に感じてもらう機会を作った。(講師:NP法人尼崎ろうあ協会) 「夏休み楽しい子ども手話教室」(R3(2021)/8/24.5)</p>				維持(継続)	<p>・市民の人権意識の醸成に向け、引き続きダイバーシティ推進課をはじめ他課との連携を図りながら、人権研修を実施していく。</p>							01-1-① (地域コミュニティ・学び)		中央地域課	
	中事業	小田地区学びと活動推進事業	<p>・学びや交流の場づくりに取り組むにあたり、生涯学習プラザ等で生涯学習事業を展開するとともに、必要に応じ「地域予算」を柔軟に活用していく。</p>	<p>・障害等の課題のある子ども達とその親が気軽に話せる環境づくりに取り組んでいる団体発足の企画で、様々な人が共に認めあいがら暮らしのできるまちと教育環境を実現するための一助とするため、インクルーシブ教育に精通した講師を招き、地域に向けた講演会及び座談会を開催した。 【大空小学校初代校長・木村泰子さんと話そう～みんなの学校・みんなの尼崎のあり方って?～】</p>				維持(継続)	<p>・多様な主体や地域と関わりながら、障害に関する理解の促進・啓発に資する講座等を実施していく。</p>							01-1-① (地域コミュニティ・学び)		小田地域課	
	中事業	大庄地区学びと活動推進事業	<p>・学びや交流の場づくりに取り組むにあたり、生涯学習プラザ等で生涯学習事業を展開するとともに、必要に応じ「地域予算」を柔軟に活用していく。</p>	<p>・不登校や発達障害の子と家族が気兼ねすることや楽しみあふれるイベントを開催したいという市の発意を受け、イベントの企画・運営を市民との協働により実施したことで、当事者や家族をはじめ誰もが楽しめる、かつ、不登校や発達障害についての理解と交流を図ることができた。 【「ホッポポ」～みんなのすまいるフェス～ in 大庄パレットの開催】</p>				維持(継続)	<p>・今回の事業実施結果の振り返りを行いながら、継続開催の可能性を探っていく。</p>							01-1-② (地域コミュニティ・学び)		大庄地域課	
	中事業	立花地区学びと活動推進事業費	<p>●障害のある人が気軽に生涯学習活動を行うことができるよう、創作的活動や教養講座、スポーツ・レクリエーション事業を開催する「身体障害者福祉センター」と「身体障害者福祉会館」の運営を行います。また、地域の関係機関(地域復興センター、社会福祉協議会など)や団体等と連携して、生涯学習プラザなど地域で行われる様々な学習活動の情報を発信し、その環境づくりに努めます。</p>	<p>・学びや交流の場づくりに取り組むにあたり、生涯学習プラザ等で生涯学習事業を展開するとともに、必要に応じ「地域予算」を柔軟に活用していく。</p>	<p>・障害のある人もない人も共に防災をテーマに学ぶ講座としてみんなのぼうさいを開催した。防災についての知識を学ぶことに加え、障がいのある方の不安などを共有する中で相互理解が進む機会があった。 【インクルーシブ講座「みんなのぼうさい」】</p>			維持(継続)	<p>・障害のある人への理解を深め、お互いを尊重し合う関係づくりが必要であり、そのためにはお互いが知り合う機会を提供していく必要がある。</p>							01-1-② (地域コミュニティ・学び)		立花地域課	
	中事業	武庫地区学びと活動推進事業費	<p>・学びや交流の場づくりに取り組むにあたり、生涯学習プラザ等で生涯学習事業を展開するとともに、必要に応じ「地域予算」を柔軟に活用していく。</p>	<p>・「みんなのホームルーム」に集った地域住民の発意により、様々なジャンルの音楽を参加メンバーがグループ形式で順番に披露するイベントを実施した。地域課が動員した中には、参加者どうしの横のつながりをもっと持たたいという障害者のグループホーム有志も参加し、参加者のインクルーシブな交流につながった。(参加者を含む) 【みんなで行こう!リレマンサーン!ゆうやけプラザ】</p>				維持(継続)	<p>・参加者同士の交流にうまくつなげられなかった。</p>								01-1-② (地域コミュニティ・学び)		武庫地域課
	中事業	身体障害者福祉センター指定管理者管理運営事業費	<p>・身体障害者社会参加支援施設として、各種相談、啓発事業</p> <p>・利用者の自立の促進等のための機能確保</p>	<p>・身障会館移転の改修工事や新型コロナウイルス感染拡大を受け、事業の縮小や利用時間、参加人数の制限等を余儀なくされたが、可能な限り、徹底した感染予防対策を講じながら事業を継続することができる。</p> <p>・利用者からの要望を受け、体の相談会については実施することができ、より多くのニーズに応えることができた。</p> <p>・「やっやる部」とオープンカレッジを実施し、障害者に対する理解啓発など、関係機関と連携することができる。心身障害者の福祉の増進とその社会活動の促進を図ることができ、中核的施設の役割を果たしている。</p>	<p>・引き続き、コロナ禍において、事業を継続しなければならぬため、感染状況に留意しながら、利用者の安全・安心の対策を行うとともに、外出を控えている利用者に対し、社会参加の促進が行えるよう検討する必要がある。</p>			維持(継続)	<p>・引き続き、「やっやる部」とオープンカレッジを実施することにより、障害者に対する理解啓発など、関係機関と連携し、あらゆる場面で、心身障害者の福祉の増進とその社会活動の促進を図り、中核的施設の役割を果たしていく。</p>						06-2-④ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当		
	中事業	身体障害者福祉会館指定管理者管理運営事業費	<p>・身体障害者福祉会館の維持管理及び貸し館業務</p>	<p>・新型コロナウイルス感染拡大を受け、会館の利用時間、参加人数の制限等を余儀なくされたが、感染予防対策を講じて事業を継続することができた。また、さまざまな消灯などの経費削減を継続的に実施できている。</p>	<p>・当該施設は令和4年度に教育・障害福祉センターへ移転することから、移転後の効果的な事業実施について検討が必要である。</p>			維持(継続)	<p>・移転に合わせて情報コミュニケーション支援の充実に向けた取組を進めている。</p>								06-2-④ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策			中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名
	実施の 方向性	取組 項目	取組内容(第4期)															
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心に暮らすことができる共生社会の実現																		
重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり																		
基本施策6: 生涯学習活動																		
(一) 生涯学習活動(スポーツ・文化芸術・地域交流)	② 活動機会・環境の充実	●障害のある人のスポーツ活動を推進するため、「尼崎市障害者(児)スポーツ大会」を定期的に開催するとともに、「兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会」等への参加支援・協力をします。また、「尼崎市スポーツ振興事業団」と連携・協力し、障害のある人を対象としたスポーツ事業の実施や、施設の利用助成等を行うことで、気軽にスポーツが楽しめる環境づくりやその充実に努めます。	中事業	心身障害者(児)スポーツ大会開催事業費(尼崎市障害者(児)スポーツ大会)	・重度の障害がある人も参加できるようなスポーツ大会を本市で開催する。	・尼崎市障害者(児)スポーツ大会については、令和3年6月11日に市内の当事者団体の代表者で構成している「尼崎市障害者(児)スポーツ大会実行委員会」を開催し、大会開催の可否等に関して協議を行った。その結果を踏まえつつ、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、大会中止を決定した。	—	維持(継続)	・尼崎市障害者(児)スポーツ大会の開催にあたっては、実行委員会において新たな種目の検討や効果的な周知方法について協議するなど、引き続き、イベントの活性化に向けて検討していく。また、令和4年度についても、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて、実行委員会が協議のうえ、開催の可否を検討する。	●					06-2-④ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課	
			中事業	心身障害者(児)スポーツ大会開催事業費(兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会)	・兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会の開催に伴い、スポーツに関心のある障害者をサポートする。	・参加人数:33人 ・競技内容:陸上や水泳、卓球、サウンドテーブルテニスなど	—	維持(継続)	・兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会への参加は、障害者スポーツに取り組む者にとって大きな目標や励みとなるため、参加者数が増加するよう、引き続き、当事者団体等との連携を図りながら、広報を行っていく。	●						06-2-④ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課
			中事業	パラリンピック応援事業費	・聖火を採火し、市内の施設に展示するとともに、聖火の立ち寄り先となる各施設において、大会の機運醸成を図るため、各種イベントを行う。また、尼崎ゆかりのパラリンピック出場選手を応援するため、出場選手の懸垂幕設置を行う。	・東京パラリンピックへの機運醸成するための記念イベントとして、記念公園総合体育館や身体障害者福祉会館、尼崎城にて、聖火ピジットやパラスポーツ体験会、パラスポーツのハナル展示等を実施した。事業を通じて、障害者スポーツの普及啓発や共生社会の実現に向けた理解促進に取り組んだ。	—	廃止	・東京2020パラリンピック開催に伴う事業であるため、廃止する。	●	●					06-2-④ (障害者支援)		障害福祉課
			その他取組	健康・体力づくりの促進(障害者スポーツの推進)	・スポーツを通して障がい者の健康・体力づくりを普及促進するため、個人使用料の一部を補助するとともに、地区体育館で開催される障がい者による県大会以上のスポーツ大会及びグループでの地区体育館の利用を支援する。	(スポーツ振興事業団基金事業) ・障がい者スポーツ支援事業として立花体育館で兵庫県障がい者フライングディスク大会を誘致し、運営補助をスポーツ振興事業団が実施した。 ・兵庫県スポーツ秋大会は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。 ・障がい者スポーツグループへの施設使用料の補助は利用実績無し。	—	維持(継続)	—	・障がい者スポーツ支援事業として立花体育館で	スポーツ推進計画	スポーツ推進課						
			中事業	尼崎市文化振興財団補助金	・本市の文化振興の拠点として、尼崎市文化振興財団に補助金を交付し、文化の向上発展を図る。	・尼崎市民ふれあいギャラリー「～春会～第4回生きる力を育む書道作品展」(※)を10月に開催し、身体に障害を持つ人やその家族による書道作品を展示した。 ※自発的活動支援活用事業補助金活用事業	・展示内容や参加団体の多様化に対応しつつ、ギャラリーを正しく安全に使用していただけるよう工夫していく必要がある。	維持(継続)	・尼崎市総合文化センターは、現在(公財)尼崎市文化振興財団が管理運営を行っているが、令和6年度より市に移管し指定管理者制度を導入予定である。市移管後は、指定管理者と協議しながら障害のある人の文化芸術活動を推進するための事業を進めていく。	●	●					01-2-③ (地域コミュニティ)	文化ビジョン	文化振興課

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策		取組内容(第4期)	中等 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名
	実施の 方向性	取組 項目																
<p>基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現</p> <p>重点課題3. 共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり</p> <p>基本施策7：安全・安心</p>																		
<p>(1)</p> <p>防災 対策</p>	<p>防災 対策の 充実</p>	<p>●「避難行動要支援者名簿」を作成し、要支援者本人の同意を得て、消防・警察・民生委員など地域の支援関係者への名簿の提供とその活用等に取り組むこと、(顔の見えない関係)を基本とした災害時の避難支援体制づくりを進めていきます。また、障害のある人や高齢者等のうち、特に配慮が必要な人の「避難行動計画(個別支援計画)」の作成に向けた取組を進めていくことで、災害時における避難支援の充実に努めます。</p>	<p>中事業 災害時要支援者支援事業費</p>	<p>・避難行動要支援者名簿の作成・提供及び個別避難計画の作成</p> <p>①市が把握している避難行動要支援者の情報を集約し、名簿を作成するとともに、避難行動要支援者に対して、避難支援等関係者に名簿情報を提供することの同意確認の実施</p> <p>②避難行動要支援者を確保情報の提供</p> <p>③個別避難計画の作成</p>	<p>・市社協、地域振興センターと連携し、「共助」の取組の必要性について理解を求め、新たに2つの社会福祉連絡協議会(連協)、1つの福祉協会が名簿を受領(R322連協、32福祉協会)しほか、市内地区で実施している避難行動要支援者の試行的取組では、10件の計画を作成し、この取組を通じて当事者と地域の支援関係者、福祉専門職との平時からの緊急連絡体制や、当事者を含めた避難訓練の重要性が確認されるなど、地域全体の防災力の向上につながった。</p> <p>・国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の改定をふまえ、本市の限られた体制の中での計画的な個別避難計画作成の考え方について、当事者団体やアサシー協会、居宅介護支援事業所連絡会等の支援関係者との意見交換等を実施した。</p>	<p>・個別避難計画の計画的な作成等に向けて、災害リスク等に応じた対象者の把握や当事者の状況に応じた効果的な作成方法の検討を行うとともに、市社協、地域振興センターと連携し、地域の支援関係者等への働きかけを行う必要がある。</p>	<p>・個別避難計画の試行的な取組の検証結果や国・県の指針をふまえ、個別避難計画の作成手順等を整理するとともに、要支援者システムを活用した災害リスクの高い避難行動要支援者の把握や地域の支援関係者等への働きかけ等を通じて、個別避難計画の計画的な作成に着手する。</p>	●	●	10-2-⑤ (消防・防災)	地域防災計画	重層的支援推進担当						
			<p>中事業 災害時要支援者支援事業費</p>	<p>・防災学習の支援及び支援関係者等との連携の取組</p>	<p>・若い世代が地域防災活動の担い手となるよう、防災学習を希望する大学と地域団体をつなぐほか、学生等が地域や当事者団体、社会福祉施設と協働する防災訓練等の支援を行った。(令和3年度・4校21回)</p>	—	維持(継続)	—	●	●	10-2-④ (消防・防災)	地域防災計画	重層的支援推進担当					
			<p>中事業 障害者自立支援制度支給関係事業費(あまのくらし部会)</p>	<p>・尼崎市自立支援協議会の開催等を行う。</p>	<p>・自立支援協議会については、新型コロナウイルス感染拡大防止のためビデオ通話サービスを活用する者や障害者支援士、ケアマネ等を開き、あまのくらし部会において、課題意識や体験の開催企画を進めながら、コロナ禍での困りごとやそれに対する配慮・対応をまとめ、災害時にも活用できる取組等の共有を図った。</p>	<p>・情報支援に係る各種機器を設置した移転後の会館機能も活用しながら、「あまのくらし部会」の取組を始め、災害支援に係る各種研修や自主活動等を推進していく。</p>	●	●	06-1-② (障害者支援)	障害福祉政策担当								
			<p>中事業 支え合いのりづくり支援事業費(福祉課題の解決に向けた体系的な福祉の字ひの場支援事業)</p>	<p>・市の各課が市民活動団体と共催して福祉に関する講座等を行う場合に、その費用の一部を助成する。</p>	<p>・身近な地域の要支援者への理解を深めるため、尼崎市社会福祉協議会(市社協)や障害者団体等と協議し、コロナ禍における支援者と要支援者双方の思いや取組を協議会で共有し、その内容を研修企画として作成したほか、地域活動を推進するため、「防災」をテーマに尾浜地区で意見交換会を地域の会館で実施し、地域住民同士で支え合う意識の醸成につながった。</p>	<p>・参加者の活動への参画意識の高まりは見られたものの、コロナ禍で一緒に活動する者の確保がより困難となっていることへの不安の声もあり、参加者を地域住民や市民活動団体につなげる取組が必要となっている。</p>	●	●	05-1-① (地域福祉)	重層的支援推進担当								
			<p>中事業 地域防災力の向上事業費</p>	<p>・地域の防災力向上を図るため、「1.17は忘れない」地域防災訓練や兵庫県が実施する「1よこ防災リーダー講座」の受講者に対する経費助成を行う。また、市政出前講座や地域の訓練等におけるマイタイムラインの作成、各種ハザードマップや防災ブックの活用などにより、市民等の防災意識の向上につなげる。</p>	<p>【施策評価より】 ・出前講座や訓練等において、ハザードマップ等を活用したマイタイムラインの作成などの取組に取り組んだ。また、行政職員やボランティア等の多様な避難行動を啓発する動画を制作し、市公式YouTubeで公開するなど防災意識の向上に取り組んだ。</p> <p>【施策評価より】 ・円滑な避難行動を支援するため、引き続き、防災意識の啓蒙に取り組む必要がある。</p>	<p>【施策評価より】 ・コロナ禍においても、地域の防災活動の維持、促進を図るとともに、引き続き、防災意識の維持、向上のため、防災マップづくりの支援や自主防災会とその他の地域活動団体とが連携できる環境づくりを行う必要がある。</p> <p>・尼崎市社会福祉協議会の加入率が低い地区における地域団体の把握、連携を図るとともに、事業所への情報伝達にも取り組む必要がある。</p>	●	●	10-2-⑤ (消防・防災)	地域防災計画	災害対策課 危機管理安全局企画管理課							
	<p>(2)</p> <p>避難 のための 情報伝 達</p>	<p>中事業 防災対策等事業費(災害マネジメントシステム関係事業)</p>	<p>・災害時に発生する膨大な情報を全庁的にリアルタイムで共有できる「災害マネジメントシステム」の運用</p>	<p>・災害マネジメントシステムの運用を開始し、防災総合訓練において、運用方法を検証するなど、対策本部の情報処理能力向上に努め、災害時の対応力の充実強化に取り組んだ。</p>	<p>・防災情報伝達システムと災害マネジメントシステムを連携させる中で効果的な情報発信等を行い、訓練を通じて分析能力を高め、操作技術の向上に努める必要がある。</p>	●	●	10-2-① (消防・防災)	地域防災計画	災害対策課 危機管理安全局企画管理課								
		<p>中事業 防災対策等事業費(防災情報伝達システム関係事業)</p>	<p>・アナログ式戸別受信機及び防災ラジオに代わる新たな情報伝達手段として、携帯電話網を活用した「防災情報伝達システム」の運用</p>	<p>・防災情報伝達システムについて、令和4年度の出水期までの導入に向けて、システム構築並びに地域への事前説明など、着実に取組を進めた。</p>	<p>・今後、情報取得手段がない方への情報発信についてデジタル機器以外の情報伝達手段の層の充実を検討する必要がある。</p>	●	●	10-2-④ (消防・防災)	地域防災計画	災害対策課 危機管理安全局企画管理課								
		<p>中事業 新型コロナウイルス感染症対策事業費</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市民等に対し、ホームページやSNS等での情報発信に加え、コミュニティ連絡板等でのポスター掲示や広報車等により市内を巡回する啓発パトロール等の感染予防に係る啓発を行う。</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症に係る取組として、ホームページやSNS、屋外拡声器、広報車、地域での掲示による情報発信をはじめ、街頭での啓発活動を実施した。</p>	<p>・引き続き、感染再拡大の防止が求められる中、多層的な伝達手段による市民等への情報発信に努める必要がある。</p>	●	●	10-2-④ (消防・防災)	地域防災計画 国民保護計画	災害対策課								
		<p>中事業 身体障害者福祉会館移転事業費</p>	<p>・尼崎市公共施設マネジメント基本方針(方針1:再編)に基づき、老朽化した身体障害者福祉会館を教育・障害福祉センターに移転するための、必要な整備を進める。</p>	<p>・移転後の会館については、併設する身体障害者福祉センターと同様に、福祉避難所として指定・運用していることや、指定管理者等との協議・調整を進めていく。</p>	—	維持(継続)	—	●	●	06-2-④ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当						

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策		取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名	
	実施の 方向性	取組 項目																	
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																			
重点課題3：共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり																			
基本施策7：安全・安心																			
防災 対策 (1)	③ 避難所の 充実	●避難所において障害のある人が、必要な物資等を含め、障害特性に応じた支援を得ることができるよう、避難所生活においての運営体制の整備やバリアフリーへの配慮に取り組みます。また、手話通訳者やボランティア等との連携を図り、避難所等の支援体制の整備に努めます。	中事業	防災対策等事業費(災害備蓄整備事業)	・防災総合訓練や非常用物資の備蓄等を行うとともに、災害時に発生する膨大な情報を全庁的にリアルタイムで共有できる災害マネジメントシステムの運用などにより、防災体制の充実を図る。	・備蓄計画の更新を行い、長期保存が可能な食料品、高齢者や乳幼児等にも食べやすい食料品やアレルギー対応の食料品に見直しを行い、高齢者・乳幼児・女性・アレルギー疾患の方などへの配慮を含めた備蓄品の充実を図った。	・備蓄場所については、さらなる拡大に向けて地域内のバランスも考慮しながら検討が必要がある。	維持(継続)	・備蓄計画に基づき備蓄品の配備を進め、分散備蓄について、現在の20箇所から各地区小学校1校への配備の拡大を進め、26箇所とする。					●	●	10-2-② (消防・防災)	地域防災計画	災害対策課 危機管理安全局企 画管理課	
			中事業	災害時要援護者支援事業費	・福祉避難所の指定等	・3老人福祉施設、1障害福祉サービス事業所の計4施設を新たに福祉避難所に指定した(令和4年3月末44施設)また、開設運営マニュアルの作成支援を行い、2施設でマニュアルを作成した。	—	—	維持(継続)	・要支援者の避難先確保に向け、施設等への働きかけや福祉避難所指定施設のマニュアル作成支援を行う。					●	●	10-2-⑤ (消防・防災)	地域防災計画	重層的支援推進担 当
			中事業	地域防災力の向上事業費	・災害時の多様な避難場所の周知啓発 ・マイ避難カードの作成	・出前講座や訓練等において、ハザードマップ等を活用したマイ避難カードの作成や「在宅避難」や「お知り合い避難」等の多様な避難行動を啓発を行った。	・円滑な避難行動を支援するため、引き続き、防災意識の啓発に取り組む必要がある。	維持(継続)	・引き続き、出前講座や訓練等において、ハザードマップ等を活用したマイ避難カードの作成や「在宅避難」や「お知り合い避難」等の多様な避難行動を啓発を行う。 ・指定避難場所における要配慮者室の充実については、1、17は忘れない地域防災訓練等を通じて、検討を行なっていく。						●	●	10-2-⑤ (消防・防災)	地域防災計画	災害対策課
	④ 関係機 関等 との 連携	●当事者団体や地域の関係団体、事業者、公的機関等と本市で構成する「災害時要援護者支援連絡会」を開催し、本市における防災対策や災害時の支援体制等についての意見交換や課題解決に向けた検討を行うとともに、相互の連携の緊密化に努めます。また、会議で出た意見等は市のホームページに掲載するなどし、その共有を図ります。	中事業	災害時要援護者支援事業費	・当事者団体や地域の関係団体、事業者、公的機関等と本市で構成する「災害時要援護者支援連絡会」を開催し、災害が発生したときに連携を必要とする方に対して、行政等と地域と連携して迅速かつ的確に避難支援活動等を行うことを目的として、意見交換及び課題解決に向けた検討を行なう。	・国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の改定をふまえ、本市に限られた体制の中で計画的な個別避難計画作成の考え方について、当事者団体やケアマネジャー協会、居宅介護支援事業所連絡会等の支援関係者との意見交換等を実施した。	—	維持(継続)	・個別避難計画の試行的な取組の検証結果や国・県の指針をふまえ、個別避難計画の作成手順等を整理するとともに、要支援者システムを活用した災害リスクの高い避難行動要支援者の把握や、地域の支援関係者等への働きかけ等を通じて、個別避難計画の計画的な作成に着手する。					●	●	10-2-⑤ (消防・防災)	地域防災計画	重層的支援推進担 当	
	⑤ 緊急通 報等 の充 実	●自然災害の発生や感染症の流行時においても、障害のある人が継続して必要な福祉サービスを受けられることができるよう、サービス事業所における災害対策や業務継続に係る計画作成の推進、連携体制の構築に努めます。	中事業	在宅高齢者等あんしん通報システム事業費	・急病や事故等の緊急時に迅速、適切な援助や、お元氣コールを行うことで、独居の高齢者、障害者等の日常生活の安全確保と不安の解消を図る。	・新たに携帯電話型機器の導入や近隣協力員を不要にする等により、新規加入者が令和2年度の33件から令和3年度の197件と大幅に増加した。また、要支援者システムに利用者情報の項目を追加し、民生児童委員に当該情報が記載された高齢者名簿兼避難行動要支援者名簿の提供を行った。 ・令和3年度に緊急通報システム普及促進事業から在宅高齢者等あんしん通報システムへの見直しを行ったが、利用者への周知に努め、円滑に移行することができた。	・あんしん通報事業については、利用が必要な高齢者等に事業等の情報が伝わるよう、効果的に事業を周知する必要がある。	維持(継続)	・利用が必要な高齢者等に事業などの情報が伝わるよう、効果的に事業を周知する必要があることから、各種広報媒体や地域団体等を通じて、広く周知を図っていく。	行革	●	●			●	●	07-2-④ (高齢者支援)	高齢者保健福祉計 画	高齢介護課
	●聴覚障害のある人など、会話による緊急通報が困難な人を対象とした、火災・救急時の「尼崎市ウェブ119・ファックス119」の利用の啓発に取り組みます。	その他取 組	「尼崎市WEB119及びFAX119」の普及啓発活動	聴覚障害があるなど、会話による119番通報が困難な人による緊急通報の手法等について普及啓発を図る。	・尼崎市公式ホームページに掲載による広報 ・事業所向け広報誌への掲載 ・心身障害者(児)福祉の手引きへの掲載	市内に在住する聴覚障害がある人全員に対して、緊急通報に係る手法とシステムへの利用登録を周知する必要がある。	維持(継続)	・今後も継続して普及啓発活動を実施する。 ※次年度以降、契約業者の変更に伴い「尼崎市WEB119」は「尼崎市Net119」へと名称が変更									障害者計画	消防局企画管理課 (情報指令課)	

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策		取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名		
	実施の 方向性	取組 項目																		
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																				
重点課題3：共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり																				
基本施策7：安全・安心																				
(2) 防犯対策、 消費者保護	① 防犯対策の 推進	●警察や防犯協会、地域の団体等との連携強化や広報・啓発活動の推進を図り、犯罪被害の抑止・防止対策に取り組めます。また、障害のある人への広報・啓発にあたっては、当事者団体と協力して取り組みます。	その他取組	街頭犯罪防止講座事業	・尼崎市の街頭犯罪の認知件数は、減少傾向にあることから、更なる減少を図るため、市民に対し主に街頭犯罪の防止のための講座を実施することにより、市民の自己防衛力の向上を図り、より街頭犯罪認知件数の減少に繋げる。	・新型コロナウイルスの感染拡大に伴い講座申込件数が大幅に減少し、今年度の開催は1件のみであった。	・今年度、障害者団体より講座申込もあったが、開催日直前に新型コロナウイルスの感染が再拡大したため先方より開催中止を申し出られるケースもあった。講座・受講者層の性質上開催は慎重にならざるを得ない状況にある。	維持(継続)	・年々巧妙化する詐欺の手口について兵庫県警察と連携し情報収集に努めるとともに、受講者に対して情報及び対策方法を還元することで防犯力の向上に寄与する。					●		09-1-① (生活安全)		生活安全課		
					●聴覚等に障害のある人の緊急通報手段となる「110番アプリ」や「ファックス110番」(兵庫県警察)の利用の啓発に努めます。															
	② 消費者トラブルの 救済の防止 及び	●消費者トラブルに関する情報の積極的な発信や、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行うとともに、障害のある人の特性に配慮した電話やファックス等による消費生活相談の環境の整備に努めます。また、関係機関等と連携を図るとして消費者トラブルの防止や被害からの救済に取り組めます。	中事業	消費生活安全推進事業費	・巡回講座等の啓発活動を通じ、悪質業者に騙されない賢い消費者になるための自立を支援するとともに、多重債務を含めた消費生活相談の実施により、被害に遭った消費者を救済する面輪の取組で、消費者の健全な消費生活を支える。	・相談方法について、電話、ファックス等に加え、令和4年4月1日から市公式HPに設ける消費生活相談受付フォームで終日申し込みできるよう整備を進めた。	・令和4年度から啓発講座開催時には、聴覚障害者に配慮して手話通訳者を配置しており、延べ3人の申し込みがあった。 ・これらの巡回講座において、視覚障害者に配慮して問題文の点訳対応を行っているが、点訳希望者は無かった。	維持(継続)	・令和4年4月1日から消費生活相談フォームによる申し込みを開始し、引き続き、庁内の関係部局などと連携し、相談者の環境の向上につなげる。					●		09-1-③ (生活安全)		生活安全課		
			中事業	消費生活安全推進事業費	・巡回講座等の啓発活動を通じ、悪質業者に騙されない賢い消費者になるための自立を支援するとともに、多重債務を含めた消費生活相談の実施により、被害に遭った消費者を救済する面輪の取組で、消費者の健全な消費生活を支える。	・令和3年度から啓発講座開催時には、聴覚障害者に配慮して手話通訳者を配置しており、延べ3人の申し込みがあった。 ・これらの巡回講座において、視覚障害者に配慮して問題文の点訳対応を行っているが、点訳希望者は無かった。	・令和3年度から啓発講座開催時には、聴覚障害者に配慮して手話通訳者を配置しており、延べ3人の申し込みがあった。 ・これらの巡回講座において、視覚障害者に配慮して問題文の点訳対応を行っているが、点訳希望者は無かった。	維持(継続)	・より多くの市民に利用してもらえよう、広報に取り組む。					●		09-2-③ (生活安全)		生活安全課		

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策		取組内容(第4期)	中事	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名
	実施の 方向性	取組 項目																
<p>基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現</p> <p>重点課題3：共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり</p> <p>基本施策8：権利擁護、啓発・差別の解消</p>																		
<p>(1)</p> <p>権利擁護</p>	①	<p>成年後見制度の利用等による権利擁護の推進</p>	<p>●障害等により判断能力が不十分な人が、財産管理や在宅サービスの利用等で自己に不利な契約を結ぶことがないよう、「成年後見等支援センター」において、成年後見制度等の利用支援を行います。また、後見には至らないが支援が必要な人に対しては、社会福祉協議会が実施する「日常生活支援事業(福祉サービス利用援助事業)」に対して補助を行うことで、適切なサービス等が提供できるような努めをします。</p>	<p>中事業</p> <p>社会福祉関係団体補助金(地域福祉権利擁護事業補助金)</p>	<p>・市社協が実施する福祉サービス利用援助事業(成年後見制度の利用に至らないが、判断能力に不安のある高齢者等を対象に金銭管理等を行う事業)に係る経費の一部を助成する。</p>	<p>(実績)</p> <p>・契約件数 94件</p> <p>・補助額 4,418,000円</p> <p>・相談件数(R3) 1,738件</p>	—	維持(継続)	—	●					05-2-② (地域福祉)	地域福祉計画	福祉課	
			<p>●「成年後見等支援センター」で窓口相談や専門相談を実施するなどし、広く権利擁護にかかわる相談を受け、関係機関等と連携して対応するとともに、個別ケースの支援にあたっては、相談支援事業所など関係機関が役割分担のうえ、連携した支援につながるよう「地域連携ネットワーク」機能の強化を図ります。また、市民後見人の養成や活動支援、制度の普及・啓発など一体的な支援に取り組めます。</p>	<p>中事業</p> <p>権利擁護推進事業費 成年後見制度利用支援事業費(障害福祉費)</p>	<p>・地域福祉計画改定において、成年後見制度利用促進を図る計画を内包させるとともに、成年後見等支援センターを権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関として位置付け、成年後見制度利用までの期間短縮等の拡充施策を取りまとめた。</p> <p>・成年後見制度の利用にあたり申立を行う親族がない人を対象に市長申立を33件実施し、そのうち2件について受任調整を行い、家庭裁判所に対し候補者の推薦を行った。</p> <p>・成年後見制度の認知啓発のため、民生児童委員や居宅介護支援事業所、精神障害者家族会、生活支援サポーター養成研修などにおいて、計10回(R2:5回)の研修を実施した。</p>	<p>・成年後見制度の市長申立について決定までに時間が差していること、またそれにより支援者の負担が軽減されないことが課題である。</p> <p>・成年後見制度の認知度が低く、市民や事業所等に対して、引き続き制度の周知を進めることが必要である。</p>	<p>変更(新規・拡充・行革)</p>	<p>●</p>	<p>05-2-② (地域福祉)</p>	<p>地域福祉計画</p>	<p>北部福祉相談支援課</p>							
			<p>●「成年後見等支援センター」で窓口相談や専門相談を実施するなどし、広く権利擁護にかかわる相談を受け、関係機関等と連携して対応するとともに、個別ケースの支援にあたっては、相談支援事業所など関係機関が役割分担のうえ、連携した支援につながるよう「地域連携ネットワーク」機能の強化を図ります。また、市民後見人の養成や活動支援、制度の普及・啓発など一体的な支援に取り組めます。</p>	<p>中事業</p> <p>権利擁護推進事業費 成年後見制度利用支援事業費(障害福祉費)</p>	<p>・地域福祉計画改定において、成年後見制度利用促進を図る計画を内包させるとともに、成年後見等支援センターを権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関として位置付け、成年後見制度利用までの期間短縮等の拡充施策を取りまとめた。</p> <p>・成年後見制度の利用にあたり申立を行う親族がない人を対象に市長申立を33件実施し、そのうち2件について受任調整を行い、家庭裁判所に対し候補者の推薦を行った。</p> <p>・成年後見制度の認知啓発のため、民生児童委員や居宅介護支援事業所、精神障害者家族会、生活支援サポーター養成研修などにおいて、計10回(R2:5回)の研修を実施した。</p>	<p>・成年後見制度の市長申立について決定までに時間が差していること、またそれにより支援者の負担が軽減されないことが課題である。</p> <p>・成年後見制度の認知度が低く、市民や事業所等に対して、引き続き制度の周知を進めることが必要である。</p>	<p>変更(新規・拡充・行革)</p>	<p>●</p>	<p>05-2-② (地域福祉)</p>	<p>地域福祉計画</p>	<p>北部福祉相談支援課</p>							
	②	<p>障害者虐待防止への取組</p>	<p>●障害者虐待の防止や早期発見に向け、虐待に該当する行為や通報義務を啓発・啓発するとともに、「障害者虐待防止センター」において常時の通報受付体制を確保し、市民等から通報があった場合には迅速な対応に努めます。</p>	<p>中事業</p> <p>障害者虐待防止対策事業費</p>	<p>・障害者虐待防止センターにおいて、通報・相談や虐待事例の対応にあたる(令和3年度通報・相談件数36件、うち、虐待認定1件)。</p> <p>・国の報酬改定により、令和4年度から全てのサービス事業所に「虐待防止委員会」の設置等が義務付けられるため、既存のネットワーク会議(相談・視察・地域生活)の参加事業所に加えて、障害児通所支援事業所も対象とした「合同研修会」を開催し、当該制度や今後必要となる対応等の周知・啓発を進めた。</p> <p>・周知方法として令和3年度は、緊急通報先を記載したウェブサイトを作成し、窓口を設置した。</p>	<p>・障害者虐待に係る通報件数やその対応件数は一定の水準で推移しており、引き続き、支援体制の確保や担当職員の支援力・判断力の向上や緊急通報先の周知をしていく必要がある。</p>	<p>維持(継続)</p>	<p>●</p>	<p>06-3-② (障害者支援)</p>	<p>障害者計画</p>	<p>障害福祉政策担当 南北障害者支援課</p>							
				<p>中事業</p> <p>障害者虐待防止対策事業費</p>	<p>・障害者虐待防止センターにおいて、通報・相談や虐待事例の対応にあたる(令和3年度通報・相談件数36件、うち、虐待認定1件)。</p> <p>・国の報酬改定により、令和4年度から全てのサービス事業所に「虐待防止委員会」の設置等が義務付けられるため、既存のネットワーク会議(相談・視察・地域生活)の参加事業所に加えて、障害児通所支援事業所も対象とした「合同研修会」を開催し、当該制度や今後必要となる対応等の周知・啓発を進めた。</p> <p>・周知方法として令和3年度は、緊急通報先を記載したウェブサイトを作成し、窓口を設置した。</p>	<p>・障害者虐待に係る通報件数やその対応件数は一定の水準で推移しており、引き続き、支援体制の確保や担当職員の支援力・判断力の向上や緊急通報先の周知をしていく必要がある。</p>	<p>維持(継続)</p>	<p>●</p>	<p>06-3-② (障害者支援)</p>	<p>障害者計画</p>	<p>障害福祉政策担当 南北障害者支援課</p>							
				<p>中事業</p> <p>障害者虐待防止対策事業費</p>	<p>・障害者虐待防止センターにおいて、通報・相談や虐待事例の対応にあたる(令和3年度通報・相談件数36件、うち、虐待認定1件)。</p> <p>・国の報酬改定により、令和4年度から全てのサービス事業所に「虐待防止委員会」の設置等が義務付けられるため、既存のネットワーク会議(相談・視察・地域生活)の参加事業所に加えて、障害児通所支援事業所も対象とした「合同研修会」を開催し、当該制度や今後必要となる対応等の周知・啓発を進めた。</p> <p>・周知方法として令和3年度は、緊急通報先を記載したウェブサイトを作成し、窓口を設置した。</p>	<p>・障害者虐待に係る通報件数やその対応件数は一定の水準で推移しており、引き続き、支援体制の確保や担当職員の支援力・判断力の向上や緊急通報先の周知をしていく必要がある。</p>	<p>維持(継続)</p>	<p>●</p>	<p>06-3-② (障害者支援)</p>	<p>障害者計画</p>	<p>障害福祉政策担当 南北障害者支援課</p>							

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策		取組内容(第4期)	中事	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名		
	実施の 方向性	取組 項目																		
	基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																			
	重点課題3：共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり																			
	基本施策8：権利擁護、啓発・差別の解消																			
① 理解の促進・啓発	理解・啓発活動及び差別解消	●「市民福祉のついで(ミーツ・ザ・福祉)」を毎年開催するとともに、イベントの実行委員会や参加メンバー等による交流活動等を通して、障害者や障害のある人、必要な配慮等について、市民の理解促進に取り組みます。	中事業	心身障害者(児)対策啓発事業費(市民福祉のついで(ミーツ・ザ・福祉))	・障害のある人と障害のない人との相互理解を促進するため、地域における交流の場として毎年開催しているもので、平成29年度からは、提案型事業委託制度により「ミーツ・ザ・福祉」としてイベントの活性化を図っている。 ・令和3年度は、「ミーツ・ザ・福祉キャラバン」のほか、「バリア探しゲーム」、「声のないお店」、「ヒューマンライブラリー」等を開催。	・「市民福祉のついで(ミーツ・ザ・福祉)」はコロナ禍での影響を考慮し、分散型かつ小規模の開催となり、前年度同様を継続しているが、同制度は原則3年間を上限とした制度で令和4年度以降は廃止となるため、令和3年度以降もこれまで成果を活かした事業継続が可能となるよう、委託事業者を選定していかねばならない。	・「ミーツ・ザ・福祉」については、障害のある人ない人の交流の促進や相互理解を深めるとともに、更新の付加価値を生み出し、より良いイベントへとつなげていけるよう、引き続き、事業の企画過程における実行委員会や市民等との協働に取り組む。また、これまでの成果や課題等を振り返りつつ、新たな委託事業者の選定を行う。	維持(継続)	●	●							06-3-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課	
			その他取組	ミーツ・ザ・福祉キャラバン！(福祉課の参画)	—	・イベント当日だけではなく、企画段階から園田地域課の職員が加わり、障害のある人達と共に当日のイベントを作り上げた。 ・その他、チラシのポストマンを障害のある人達と一緒に行動し、職員が障害のある人と積極的に関わり交流を深めた。	—	・今後も地域と障害のある人の交流の場を提供しながら、障害のある人への必要な配慮等について地域の理解促進に取り組んでいく。	維持(継続)											園田地域課
			中事業	人権啓発事業	人権問題を正しく理解し、差別意識や偏見を解消するため、人権問題講演会や啓発映画の上映をはじめ各種の啓発事業を行う。	・人権を「思いやり・やさしさ」という心掛けの問題ではなく、自分ごととして捉えられるよう、マツリティ特権(ある社会集団に属していることで劣くないで得られる優位性)をテーマに、オンラインと会場の同時開催で市民向け講座として実施した。若い層や聴覚障害者など、幅広い層に参加してもらったことが、マツリティ特権という新たな視点に気づくことができたとの声寄せられた。	・多様化する人権問題に対応するため、「新しい視点や気づきを得る」、「地域の声や社会情勢から課題をキャッチし、市民の学びを支援する」、「地域の学校、住民、職員などが一体となって取り組む」といった視点を意識した講座・啓発等を企画していく必要がある。	・多様化する人権問題に対応するため、市民の気づきや学びにつながる講座、啓発等を実施していくとともに、ニーズを捉えた講座・啓発等の企画や資料作成、講師等の開拓等を行う。また、庁内外問わず、多様な団体との連携を活かした講座・啓発等を実施していく。	維持(継続)	●	●	新規						02-1-② (人権尊重・多文化共生)	人権文化いきづまづくり計画	ダイバーシティ推進課 地域総合センター 担当
			中事業	人権啓発活動事業費	・人権啓発資料の発行(令和3年度テーマ「聞こえないってどんなこと～聞こえない普通、聞こえる普通、「普通」ってみんな同じ?～」)	・人権を「身近に感じられるよう、また、当事者意識が育まれるようテーマや内容を工夫する必要がある。	・多様化する人権問題に対応するため、幅広く様々な人権問題を取り上げ市民の気づきや学びにつながる講座、啓発等を継続的に実施していく。	維持(継続)	●	●									02-1-② (人権尊重・多文化共生)	社会教育課
			中事業	人権啓発活動事業費	・人権教育に係る学習会や講演会等の実施(親子で人権学習(令和3年度・手話体験講座と映画鑑賞「聲の形」)	・「人権」を身近に感じられるよう、また、当事者意識が育まれるようテーマや内容を工夫する必要がある。	・多様化する人権問題に対応するため、幅広く様々な人権問題を取り上げ市民の気づきや学びにつながる講座、啓発等を継続的に実施していく。	維持(継続)	●	●									02-1-② (人権尊重・多文化共生)	社会教育課
			中事業	中央地区学びと活動推進事業	・学びや交流の場づくりに取り組むにあたり、生涯学習プラザ等で生涯学習事業を展開するとともに、必要に応じ「地域予算」を柔軟に活用している。	・「人権」を身近に感じられるよう、また、当事者意識が育まれるようテーマや内容を工夫する必要がある。	・市民の人権意識の醸成に向け、引き続きダイバーシティ推進課をはじめ他課との連携を図りながら、人権研修を実施していく。	維持(継続)	●	●									01-1-① (地域コミュニティ・学び)	中央地域課
			中事業	小田地区学びと活動推進事業	・学びや交流の場づくりに取り組むにあたり、生涯学習プラザ等で生涯学習事業を展開するとともに、必要に応じ「地域予算」を柔軟に活用している。	・「人権」を身近に感じられるよう、また、当事者意識が育まれるようテーマや内容を工夫する必要がある。	・多様な主体や地域と関わりながら、障害に関する理解の促進・啓発に資する講座等を実施していく。	維持(継続)	●	●									01-1-① (地域コミュニティ・学び)	小田地域課
			中事業	大庄地区学びと活動推進事業	・学びや交流の場づくりに取り組むにあたり、生涯学習プラザ等で生涯学習事業を展開するとともに、必要に応じ「地域予算」を柔軟に活用している。	・「人権」を身近に感じられるよう、また、当事者意識が育まれるようテーマや内容を工夫する必要がある。	・今回の事業実施結果の振り返りを行うなかで、継続開催の可能性を探っていく。	維持(継続)	●	●									01-1-② (地域コミュニティ・学び)	大庄地域課
			中事業	立花地区学びと活動推進事業費	・学びや交流の場づくりに取り組むにあたり、生涯学習プラザ等で生涯学習事業を展開するとともに、必要に応じ「地域予算」を柔軟に活用している。	・障害のある人もない人も共に防災をテーマに学ぶ講座として「みんなのぼうさい」を開催した。防災についての知識を学ぶことに加え、障がいのある方の不安などを共有する中で相互理解が進む機会となった。 【インクルーシブ講座「みんなのぼうさい」】 ・尼崎で「ふる」というチャリティショップを運営している障害者支援団体等と連携し、生協神社を会場として行ったイベント、ヨーロッパで多く見られる「チャリティショップ」のみにて販売できるを出し合うことで社会課題の解決に寄与できることについて学んだ後、ファッションをきっかけとして楽しみなが、早い方と健康者などが互いにコーディネートし合うなど交流につながった。 【チャリティショップのコーディネート】	・障害のある人への理解を深め、お互いを尊重し合う関係づくりが必要であり、そのためにはお互いが知り合う機会を提供していく必要がある。	・障害のある人が地域で自分らしく過ごしていくことができるよう、身近な地域で住民と障害のある人がとくに学ぶことのできる場を提供していく。	維持(継続)	●	●								01-1-② (地域コミュニティ・学び)	立花地域課

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策		取組内容(第4期)	取組項目	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名			
	取組の 方向性	取組 項目																			
<p>基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現</p> <p>重点課題3：共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり</p> <p>基本施策8：権利擁護、啓発・差別の解消</p>																					
① 理解・啓発活動及び差別解消	理解の促進・啓発	●啓発や文化・レクリエーション等を目的とする学習の場「ふれあい学級」を定期的に開催し、障害のある人と地域の住民等が交流する機会を創出することで、参加者の相互理解を図ります。また、開催にあたっては、関係団体等との連携・協力に努めます。	中事業	武庫地区学びと活動推進事業費	・学びや交流の場づくりに取り組むにあたり、生涯学習アザガ等て生涯学習事業を展開するとともに、必要に応じ「地域予算」を柔軟に活用していく。	・武庫荘総合高校MOフェスティバル(教員・外部講師による放課後特別授業)にて、地域課との連携で高校生、地域住民を対象に「バトラーアスロン選手として」が、東京パラリンピックに出場した円尾敦子さんを講師に招き、障害者をテーマに「心意かなまらちり講演会」を実施し、人権意識の醸成を図った。	・時世を捉えたテーマで誰もが参加でき、自分ごととして捉え考えられる講座を市民運動推進協議会と作りあげていく工夫が必要である。	維持(継続)	・地域課題や地域住民が、どういった地域としていきたいのかといったニーズを様々な会合での声を集め把握し、関係機関と協力しながら「人権」について親しみやすい課題や内容となるような身近な地域での学びの場を提供していく。	●						01-1-② (地域コミュニティ学び)	障害者計画	武庫地域課			
			中事業	障害者自立支援制度支給関係事業費(あまのくらし部会)	・尼崎市自立支援協議会の開催等を行う。	・自立支援協議会については、新型コロナウイルス感染拡大防止の為にビデオ通話サービスを活用する等開催方法を工夫し、フォーラム等を開催できた。 ・あまのくらし部会では、啓発映画の鑑賞を行った。	—	—	維持(継続)	—	●						06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当		
			中事業	自発的活動支援事業	・障害者やその家族、地域住民等による自発的な活動に対して、その費用の一部を助成することにより、障害者等の社会参加や地域における理解の促進を図る。	・コロナ禍により募集を見送った、	—	維持(継続)	・コロナ禍で休止していた「自発的活動支援事業」を再開する。	●								06-2-④ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当	
			中事業	学びと活動推進事業費(ふれあい学級事業)(中央)いせき学級(肢体障害)	・障害のある人となない人が学習の場で交流する機会を創出し、障害のある人の生きがいの醸成と社会参加を促進するため、ふれあい学級を開催する。	・令和3年度実績：1回、11人 ・旧尼崎養護学校の卒業生で元日本代表の講師の参加がかなわず、十分な交流はできなかった。	・新型コロナウイルスの影響を受け、「あまよう」の生徒の参加がかなわず、十分な交流はできなかった。	維持(継続)	・次年度も引き続き、同様の事業を考えている。	●								01-1-② (地域コミュニティ学び)	障害者計画	中央地域課	
			中事業	学びと活動推進事業費(ふれあい学級事業)(大庄)やまびこ学級(聴覚障害)	・障害のある人となない人が学習の場で交流する機会を創出し、障害のある人の生きがいの醸成と社会参加を促進するため、ふれあい学級を開催する。	・令和3年度実績：2回(午前・午後各1回)30人(午前・午後各15人) ・午前は「和太鼓」の演奏を、午後からは「軽スホード」で体を動かすことにより、参加者同士の親睦や交流を深めることができた。	・聴覚・言語障害者の方々を受け入れている事業所等とも連携を密にししながら、参加者のニーズを探り、講座への満足度を上げていくこと。 ・70代～80代の参加者も多く、車イスを利用される方もおられる為、より安全面に配慮し、安心して参加できる環境整備を充実させていくこと。	維持(継続)	・事前に聴覚障害者福祉協会の会長に、講座についての要望や意見をうかがったり、講座終了後に参加者にアンケートをとって、意見や感想を確認していく中で、よりニーズにあった講座を探っていく。	●								01-1-② (地域コミュニティ学び)	障害者計画	大庄地域課	
			中事業	学びと活動推進事業費 生涯学習推進事業 ひかり学級	・障害のある人となない人が学習の場で交流する機会を創出し、障害のある人の生きがいの醸成と社会参加を促進するため、「NPO法人 尼視協」と連携し、ひかり学級を企画実施する。	・令和3年度実績：3回、のべ80人 ・障がい者の方にも、市民向けの取組について関心を深めてもらうことを目的に、尼崎市のSDGsの取組についての講座を行った。あま咲きポイントカードを登録して、2回目以降の講座にカードを持参していた。様々な学びを提供しひかり学級のアンケートが講座をきっかけに、ひかり学級以外の学びの場にも参加するきっかけになることを期待したいと考える。	・対象となる視覚障がい者が固定し、高齢化しており、市報でも広報をしているが、若い世代の視覚障がいのある方や子ども達へのアプローチができておらず、学びや交流の場を提供できていないのが現状である。 ・障がい者のための講座ではなく、学びたいときに、学びたい講座に参加できる環境を構築していくことが今後の課題である。	維持(継続)	・年度当初に「NPO法人尼視協」広部理事長と話し合いを持ち、視覚障がい者のある方のニーズを把握し、講座を企画検討する。 ・障がいのある方もない方も一緒に学ぶ機会を提供する。	●								01-1-② (地域コミュニティ学び)	障害者計画	立花地域課	
			その他取組	阪神南青い鳥学級南支部尼崎教室	・兵庫県阪神教育事務所からの委託事業とし、運営委員会を立ち上げ実施。立花地域課は事務局を担当している。芦屋市(芦屋公民館)西宮市(生涯学習企画課)尼崎市(立花地域課)3市交代で実施。(R3芦屋市、R4尼崎市、R5西宮市)	・芦屋市主催事業延べ41人(うち尼崎5人×3講座)	—	維持(継続)	・令和4年度は尼崎市が事務局を担当し阪神南青い鳥学級阪神支部尼崎教室を開催する予定である。さまざまな感覚をテーマにした学びを体験できるような企画する。また、高校生を地域資源ととらえ、高校生が活躍する場を作り、視覚障がい者の交流の場や障がい者理解を深める世代間交流の場を提供する。	●								01-1-② (地域コミュニティ学び)	障害者計画	立花地域課	
			中事業	心身障害者(児)対策啓発事業費(福祉の手引き)	・障害者に対する福祉サービス等を記載した「福祉の手引き」を作成し、障害者手帳取得時や研修会等で配布する。	—	—	維持(継続)	—	●									06-1-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課
			中事業	差別解消・コミュニケーション支援等検討事業費	・障害者差別に関する相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取組を行っているため、地域の関係機関で構成する障害者差別解消支援地域協議会を開催する。 ・障害特任に応じたコミュニケーション手段の利用促進に向けた取組の検討を行う。	・障害者差別解消法の認知度は、令和元年度に実施した障害がある人向けアンケート調査結果で14.0%(参考：平成29年7月11.3%)、令和3年度に実施した市民意識調査で34.2%となっており、依然低い状況にあるが、令和3年6月に同法が改正され、民間事業者による合理的配慮の提供の義務化等の措置が今後3年以内に施行されることから、一層の制度周知や啓発が求められる。	・障害者差別解消法の認知度は、令和元年度に実施した障害がある人向けアンケート調査結果で14.0%(参考：平成29年7月11.3%)、令和3年度に実施した市民意識調査で34.2%となっており、依然低い状況にあるが、令和3年6月に同法が改正され、民間事業者による合理的配慮の提供の義務化等の措置が今後3年以内に施行されることから、一層の制度周知や啓発が求められる。	維持(継続)	・障害者差別解消法や各制度の周知・啓発に向けては、啓発パンフレットの学校等への配布や市政出前講座を実施するとともに、引き続き協議会において、障害特任や差別事例を市民に分かりやすく伝えるための啓発手法や、今後3年以内に施行される改正法の民間事業者への周知方法等について協議していく。	●	●							06-3-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課	

尼崎市障害者計画の関連事業一覧

理念	基本施策		取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名	
	実施の 方向性	取組 項目																	
基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現																			
重点課題3：共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり																			
基本施策8：権利擁護、啓発・差別の解消																			
(2) 理解・啓発 活動及び差別 解消	② 差別 解消 への 取組 の 充実	中事業	差別解消・コミュニケーション支援等 検討事業費			・障害者差別に関する相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取組を行っていったため、地域の関係機関で構成する障害者差別解消支援地域協議会を開催する。 ・障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に向けた取組の検討を行う。	・障害者差別解消法の実施(第4回、20件)、自らのセクシュアリティや職場外の人間関係、コミュニティや利用しやすい店舗の情報について助言や情報提供を行った。 ・パートナーシップ宣言制度に関する阪神間の協定により宣言者の届出時の手続きを簡略化(1件)、共通啓発ロゴを作成した。性の多様性啓発用のサポートブックを作成し、経営者協会、東宅建協会、全市立小・中・高校等に広く周知した。	・障害者差別解消法の認知度は、令和元年度に実施した障害がある人向けアンケート調査結果で4.0%(参考：平成29年7月 11.3%)、令和3年度に実施した市民意識調査で34.2%となっており、依然低い状況にあるが、令和3年6月に同法が改正され、民間事業者による合理的配慮の提供の義務化等の措置が今後3年以内に施行されることから、一層の制度周知や啓発が求められる。	維持(継続)	・障害者差別解消法や各制度の周知・啓発に向けては、啓発パンフレットの学校等への配布や市政出前講座を実施するとともに、引き続き協議会において、障害特性や差別事例を市民に分かりやすく伝えるための啓発手法や、今後3年以内に施行される改正法の民間事業者への周知方法等について協議していく。						06-3-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課	
		中事業	男女共同参画社会づくり関係事業費			男女共同参画社会づくりを効果的に推進するため、啓発等の事業を実施する。		・ALLY(問題の解決に向けて共に歩み、主体的に行動する人)育成に向けた取組が不十分であり、取組を進める必要がある。		維持(継続)	・阪神7市1町「パートナーシップ宣言制度の取組に関する協定書」に基づき作成した共通啓発ロゴを活用し、ALLY育成に向けた取組を実施する。 ・職員が性の多様性について相談できる外部相談窓口の設置や当該事業を教材とした職員研修の実施等に取り組み。	拡充					02-2-① (人権尊重・多文化共生)	人権文化いきづまづくり計画	ダイバーシティ推進課
		中事業	差別解消・コミュニケーション支援等 検討事業費			・障害者差別に関する相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取組を行っていったため、地域の関係機関で構成する障害者差別解消支援地域協議会を開催する。 ・障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に向けた取組の検討を行う。	・障害者差別解消法の認知度は、令和元年度に実施した障害がある人向けアンケート調査結果で4.0%(参考：平成29年7月 11.3%)、令和3年度に実施した市民意識調査で34.2%となっており、依然低い状況にあるが、令和3年6月に同法が改正され、民間事業者による合理的配慮の提供の義務化等の措置が今後3年以内に施行されることから、一層の制度周知や啓発が求められる。	・障害者差別解消法や各制度の周知・啓発に向けては、啓発パンフレットの学校等への配布や市政出前講座を実施するとともに、引き続き協議会において、障害特性や差別事例を市民に分かりやすく伝えるための啓発手法や、今後3年以内に施行される改正法の民間事業者への周知方法等について協議していく。	維持(継続)								06-3-② (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課
		中事業	多文化共生社会推進事業費			・お互いの生活や文化を理解・尊重し、外国籍住民が安心して快適に生活や行動ができるよう、ともに生きる多文化共生社会の推進に向けた取組を進める。	・外国人総合相談窓口を開設し、教育や子育て、生活・コロナ、在留資格等、全庁的に連携し、横断的な支援を行った(464件、延べ550年)。相談内容は、言語の壁による行政窓口の手続きに関するものが多く、特にベトナム語、中国語、英語の通訳支援のニーズが高いことが見えてきた。	・ニーズの高い本庁外の行政窓口における通訳支援とともに、ベトナム籍住民の増加を受け、行政文書の多言語化など言語の壁の解消に向けて取り組む必要がある。また、外国人総合相談窓口を利用していない外国籍住民のニーズを把握する必要がある。	・相談員を週5勤務とし、本庁外への同行支援を行うなど窓口の体制強化を図る。また、外国籍住民向けのアンケート調査を実施し、国籍や在留期間などの文化も意識しながら、実態とニーズの把握を行う。 ・ニーズの高いベトナム語に対応するため、家庭ごみペリリちょうのベトナム語版を追加する。庁内案内板の更新の際にはニーズに沿った言語表示を行う。(令和4年度は日本語、英語、ベトナム語の表示)	拡充	拡充	新規				02-2-② (人権尊重・多文化共生)	人権文化いきづまづくり計画	ダイバーシティ推進課	

尼崎市障害者計画の関連事業等一覧

種別	基本施策		取組内容(第4期)	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名				
	実施の 方向性	取組 項目																				
<p>基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現</p> <p>重点課題3. 共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり</p> <p>基本施策9: 情報・コミュニケーション、行政等における配慮</p>																						
<p>(1) 情報の 利用の しやすさ</p>	<p>情報 提供の 充実</p>	<p>① ●障害のある人に必要な情報を提供するため、「市報あまがさき」や「市議会だより」、「選挙のお知らせ」などの広報誌の点字・音声版を発行するとともに、「福祉サービス等の内容をまとめた「福祉の手引き」や「あまがさき介護保険だより」等についても一部を点字で作成します。また、市のホームページの活用や情報支援に係る機器の導入など障害特性に配慮した情報取得の環境づくりに取り組み、一層の広報と利便性の向上に努めます。</p>	<p>中事業</p>	<p>点字あまがさき発行事業費</p>	<p>・毎月市内在住の視覚障害者(1・2級)向けに「市報あまがさき」の内容を点訳した「点字あまがさき」を希望者に届ける(平均17部)。</p>	<p>・市政情報の提供及び共有という面において、必要であると考えます。また、視覚障害がある人を対象としたものとしては、「声の広報」と併せて有効な手段として一定の効果が得られている。</p>	-	維持(継続)	<p>・視覚障害のある人を対象とした市政情報の提供及び共有という面において、必要性は高く、阪神間他都市も実施していることから継続して実施する。</p>							<p>行政運営1-1-①</p>		<p>広報課</p>				
			<p>中事業</p>	<p>声の広報発行事業</p>	<p>・毎月市内在住の視覚障害者(1・2級)向けに「市報あまがさき」の内容をCDまたはデジター図書に収録した「声の広報」を希望者に届ける(月平均63部(内訳:デジター版50部、CD版13部))。</p>	<p>・発行部数は例年微減ではあるものの、市政情報の提供及び共有という面において、必要であると考えます。また、視覚障害があり、かつ点字が読めない人を対象とした有効な唯一の手段として一定の効果が得られている。</p>	-	維持(継続)	<p>・視覚障害があり、かつ点字が読めない人を対象とした市政情報の提供及び共有という面において、必要性は高く、阪神間他都市も実施していることから継続して実施する。</p>									<p>行政運営1-1-①</p>		<p>広報課</p>		
			<p>その他 取組</p>	<p>選挙のお知らせの作成</p>	<p>・市内在住の視覚障害者(1・2級)向けに選挙立候補者の氏名等を取録したCD「選挙のお知らせ」や点訳した「選挙のお知らせ」を希望者に届ける。</p>	<p>・音声版「選挙のお知らせ」 市議:75部、県知事:68部、衆議院:75部 ・点字版「選挙のお知らせ」 市議:82部、県知事:71部、衆議院:70部</p>	-	維持(継続)	-													<p>選挙管理委員会事務局</p>
			<p>中事業</p>	<p>議会事務局関係事業費 (議会だより発行業務)</p>	<p>・尼崎市議会だよりの発行のほか、視覚障害者に市議会情報を提供するため、点字版及び録音版尼崎市議会だよりを発行し、希望者に配付する。</p>	<p>・令和3年度の配付実績 <点字版>24部×5回=120部 <録音版>7本×5回=35本</p>	-	維持(継続)	-													<p>議会事務局総務課</p>
			<p>中事業</p>	<p>介護予防普及啓発事業費</p>	<p>・介護予防の意識啓発に資するため、広報誌を発行し、配布する。</p>	<p>・広報誌(あまがさき介護保険だより)の発行、点字版・CD版の作成、配付合計:点字160、CD220(6月・12月各点字80、CD110)</p>	-	維持(継続)	-											<p>07-1-① 高齢者支援</p>	<p>高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画</p>	<p>介護保険事業担当</p>
			<p>中事業</p>	<p>介護保険制度普及啓発事業費</p>	<p>・介護保険制度に対する市民の理解を深めるため、広報を行う。</p>	<p>・広報誌(あまがさき介護保険だより)の発行、点字版・CD版の作成、配付合計:点字160、CD220(6月・12月各点字80、CD110)</p>	-	維持(継続)	-											<p>07-1-① 高齢者支援</p>	<p>高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画</p>	<p>介護保険事業担当</p>
			<p>中事業</p>	<p>心身障害者(児)対策啓発事業</p>	<p>・市民に対する障害者への正しい理解と認識を深めるための事業を実施するほか、各種サービスの周知を図る。</p>	<p>・障害者に対する福祉サービスを記載した「福祉の手引き」を作成し、障害者手帳取得時や研修会等で配布している。</p>	-	維持(継続)	-											<p>06-3-① (障害者支援)</p>	<p>障害者計画</p>	<p>障害福祉課</p>
			<p>中事業</p>	<p>インターネット活用事業費</p>	<p>・本市ホームページやSNSを通じて、積極的な情報の提供と説明を行うことにより、市民や事業者等と行政の情報共有化を図る。</p>	<p>・令和2年度から引き続き新型コロナウイルス感染症関連情報を発信したため、アクセス数はやや減少したものの高水準であった。 ・新型コロナウイルス感染症関連情報の効果的な発信のため、引き続きトップページに内部リンクを設定したほか、コロナ禍の新しい生活様式に合わせて、オンラインでできる手続きをまとめた領域を設ける等の改修を実施した。</p>	<p>・スマートフォンの普及に伴い、よりスマートフォンによる利用に即した情報提供等を行う必要がある。</p>	<p>変更(新規・拡充・行革)</p>	<p>・デザインの新規やカテゴリの再構築等、スマートフォンの普及等に対応したホームページの改修や、市公式SNSなどの今日的な広報手段の改善と強化を進める。 ・令和4年度の改修等実施後も、引き続き情報を探しやすいものとなるよう、ユーザービリティの向上に努める。</p>										<p>行政運営1-1-①</p>		<p>広報課</p>	
			<p>中事業</p>	<p>日常生活用具給付等事業費</p>	<p>・身体障害者(児)、知的障害者(児)及び難病患者に対し、日常生活用具を給付する。 (視覚障害)視覚障害者用ポータブルコーダー、視覚障害者用拡大読書器、視覚障害者用時計など (聴覚障害)聴覚障害者用情報受信装置など</p>	<p>・機器や用具の機能向上等に伴い、従前から日常生活用具の給付品目の追加等について要望を受けているため、近隣の給付状況や先進市の取組事例の調査とあわせて、これまでの給付実績の分析や各品目の市場価格の把握を行うなど見直しに向けた検討を進めた。</p>	<p>・これまでも通知や要望等を考慮し適宜品目を追加してきたが、各品目における公費負担限度額等の見直しまでは行っていないため、市場価格と大きく乖離しているものも多い。</p>	<p>変更(新規・拡充・行革)</p>	<p>・日常生活用具については、給付実績の分析結果等を基に、実情にあわせて給付品目や公費負担限度額となるよう整理するとともに、当事者団体等とも協議しながら事業内容・スキームの見直しを進めている。</p>	<p>拡充</p>									<p>06-3-① (障害者支援)</p>	<p>障害者計画 障害福祉計画</p>	<p>障害福祉課</p>	
			<p>中事業</p>	<p>軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業費</p>	<p>・軽・中度難聴児の補聴器購入費等の一部を助成する。</p>	<p>・助成件数は、例年増減はあるものの、一定のニーズがあり、軽・中度難聴児の健全な発育の支援や保護者の経済的な負担軽減を図ることができた。</p>	-	維持(継続)	-											<p>06-3-① (障害者支援)</p>	<p>障害者計画</p>	<p>障害福祉課</p>

尼崎市障害者計画の関連事業等一覧

基本施策																			
実施の方向性	取組項目	取組内容(第4期)	中核事業	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要事業	R4 主要事業	R3 主要事業	事務事業	施策評価	総合計画体系	分野別計画(マスタープラン)	担当所属名		
<p>基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現</p> <p>重点課題3. 共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり</p> <p>基本施策9: 情報・コミュニケーション、行政等における配慮</p>																			
① 情報の利用のしやすさ	情報提供の充実	●点字プリンターの一層の活用を図り、手続きに係る案内等の要望を踏まえながら市役所からの発送文書の一層の点字化に取り組みます。	中事業	差別解消・コミュニケーション支援等検討事業	・障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に向けた取組の検討を行う。	・コロナ禍における情報支援の取組として、本庁舎と身体障害者福祉センターに点字プリンターを活用し、コロナクソチンの接種等に係るお知らせを点字と墨字による文書として作成・送付することで、点字表示による発注希望者やその家族等の情報取得のしやすさにつなげた。	-	維持(継続)	・市が発出する通知等の点字化を進めていくため、簡単な点字作成マニュアルを整備し関係部局に周知を図ると、点字プリンターの更なる活用を促していく。				●	●	06-3-① (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課		
		●視覚障害のある人等に対して、対面朗読や点字図書・録音図書の郵送貸出を行います。また、点字作業の実演や支援機器を紹介するなどし、障害のある人への配慮等について啓発します。	中事業	障がい者等サービス事業	・視覚障がい者等に対して、対面朗読の実施や点字図書及び録音図書の郵送貸出を行う。 ・視覚障がい者の読書活動をサポートする様々な機器の紹介や、点字作業の実演などの事業を実施し、図書館における障がい者サービスの重要性を市民に啓発する。	・視覚障がい者等に、対面朗読の実施や点字図書及び録音図書の郵送貸出を行う。 ・点字図書(利用者数 458人 貸出点数 669点) ・録音図書(利用者数 3,032人 貸出点数 4,087点)(事業) ・対面朗読(延べ100人参加) ・バリアフリー読書展(36人参加) ・人にやさしい読み書き機器展(34人参加)	・利用者の高齢化やインターネットによる録音図書の普及により、利用者が減少している。	維持(継続)	・インターネットによる録音図書データのダウンロード利用が普及し、利用者は年々減少しているところではあるが、録音図書郵送貸出サービスの需要は一定数あるため、引き続き実施していく。				●		01-1-④ (地域コミュニケーション・学び)	中央図書館			
		●障害のある人の意思疎通や情報の確保等を支援するため、意思疎通支援者の派遣事業の継続的な実施と一層の周知に取り組み、また、遠隔手話サービスを導入するなど支援の充実を図ります。また、意思疎通支援者の確保に向けて、養成講座の受講促進や受講者の課程修了につなげるため、各講座の周知や受講者に対する支援等に取り組みます。	中事業	意思疎通支援事業	・聴覚障害者等が、社会生活上外出が必要不可欠な時に、事前に登録している対象者に対して、手話通訳者等を派遣する。また、その手話通訳者等を養成する。	・意思疎通支援者の養成にあたっては、コロナ禍においても各養成講座の全課程を実施することで、受講者(修了者)数の確保に努めた。なお、令和3年度の養成講座修了者数は全体で45人であった。 ・コロナ禍における情報支援の取組として「遠隔手話サービス」の運用を開始しているが、聴覚機器等において手話通訳者の同行を依頼するよう事例が生じたため、実際の利用までは至らなかった。	・意思疎通支援者の養成にあっては、コロナ禍においても各養成講座の全課程を実施することで、受講者(修了者)数の確保に努めた。なお、令和3年度の養成講座修了者数は全体で45人であった。 ・コロナ禍における情報支援の取組として「遠隔手話サービス」の運用を開始しているが、聴覚機器等において手話通訳者の同行を依頼するよう事例が生じたため、実際の利用までは至らなかった。	・意思疎通支援者養成講座の修了者数は一定維持しているものの、依然として派遣登録者数は増えない状況が続いている。	変更(新規・拡充)	・意思疎通支援者の養成は、専門性が高いこと等もあり受講者数は少ないが、失語症等の障害特性やニーズに応じた意思疎通支援の早期実施に向け、引き続き、県及び政令市・中核市と連携しながら取組を進めていく。	拡充				●	●	06-3-③ (障害者支援)	障害者計画 障害福祉計画	障害福祉課
② 意思疎通支援の充実	情報利用のしやすさ	●「尼崎市手話言語条例」に掲げる手話とろう者への理解や手話の普及の一層の推進に向けて、市民を対象とした手話講習会など様々な啓発活動を行うとともに、「聴覚障害者コミュニケーション」支援センターと連携・協力しながら、地域への周知に取り組みます。また、「尼崎市手話言語条例実施推進協議会」を定期的に開催して、手話関連施策の評価・検証や地域課題の共有、地域への効果的な啓発手法等について協議します。	中事業	手話言語普及啓発事業費	・尼崎市手話言語条例に基づき、手話及びろう者に対する理解並びに手話の普及を促進するため、手話ハンドブックや啓発パンフレットを作成するほか、市民等を対象にした体験講座を開催する。	・手話の普及等に向けては、市民向け講座の案内や普及啓発用の動画を本庁舎で流すほか、子ども向け講座の参加条件の見直しや広報を工夫したことにより、市民等向け啓発講座全体(2講座9回)の参加者数は97人と大幅に増加した。 ・市内の聴覚障害者団体にも意見を伺いながら、「聞こえないってどんなこと?」とテーマとした人権教育啓発用リーフレットを市内13教育機関等へ配布することで一層の理解と啓発につなげた。 ・本庁中館1階の聴覚障害者コミュニケーション支援センターに常設した情報発信用のモニターによる、市民向け講座の案内や普及啓発用動画の放映を行い、手話の普及と啓発に取り組んだ。 ・障害者週間に合わせて、12月後半に市民課前降台白壁にて手作りのイラストによる手話表現の掲示や手話ハンドブックなどの配布を行った。	・コロナ禍での影響もあったが、事業者向け講座等は依然として参加者数が少なく、より効果的な開催や広報の手法等を検討していかなければならない。	維持(継続)	・手話の普及等に向けては、広報冊子の配布先の拡大(市内小学校や手話サークルなど)やSNS等を活用した広報を進めていくとともに、引き続き協議会において、効果的な講座開催等について協議していく。				●	●	06-3-③ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課		
		●障害特性に配慮した情報・コミュニケーション支援の推進に向けて、施設移転により情報支援に係るバリアフリー改修を行う「身体障害者福祉会館」と併設施設となる「身体障害者福祉センター」に情報支援に係る機器を導入し、それら施設機器を活用して、障害のある人の情報取得や伝達等を支援します。また、施設の「福祉避難所」としての役割も考慮し、災害や緊急時における円滑な情報支援について施設管理者等と協議を行うとともに、こうした取組の手法や効果を様々な事業や取組への展開につなげます。	中事業	身体障害者福祉会館移転事業費	・尼崎市公共施設マネジメント基本方針(方針1:再編)に基づき、老朽化した身体障害者福祉会館を教育・障害福祉センターに移転するため、必要な整備を進める。	・障害特性に配慮した情報・コミュニケーション支援については、身体障害者福祉会館の移転工事にあわせて、「音声情報装置」や「フリーWi-Fi」等の設置工事を行い、施設機能の向上に取り組んだ。 ・障害の種類等によって必要な施設機能や配慮等が異なることから、指定管理者である「尼崎市身体障害者連盟福祉協会の」該団体、聴力部、視力部それぞれと丁寧に協議や説明を行い、移転後の会館に設置する情報支援機器等の調整と整理を進めた。	・移転後の会館に設置する情報支援機器等の整備や活用方法について、引き続き、指定管理者である「尼崎市身体障害者連盟福祉協会」と丁寧に協議を行っている必要がある。	維持(継続)	・身体障害者福祉会館の移転にあわせて、「聴覚障害者用情報受信装置(アイドロンコ4)や「音声認識アプリケーション(声文字)」、「音声読み上げ装置(フレックストーク)」、「視覚障害者総合情報ネットワーク(ナビエ)」など情報支援に係る各種機器を設置することで、障害特性に配慮した情報・コミュニケーション支援に係る施設機能の向上を図っている。 ・併設する身体障害者福祉センターを含めて、障害のある人が各種講座・活動への参加や災害時も含めた各種情報の取得がしやすいような施設運用等に取り組んでいくことで、情報支援にも配慮した活動拠点としている。	新規				●	●	06-3-③ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉政策担当	
		●身体障害者福祉センターにおいて、点字や手話、パソコン、スマートフォンなど情報支援に関する各種講座を開催します。また、開催にあたっては障害特性に配慮した周知方法に努めるとともに、利用者等のニーズを把握するなど、講座内容の充実に取り組みます。	中事業	身体障害者福祉センター指定管理者管理運営事業費	-	・コロナ禍や身体障害者福祉会館の移転に伴う改修工事が一部講座を中止したが、障害のある人が多様な手段を活用して情報を利用できるよう、「スマホ体験講座」や中途失聴者を対象とした手話講座など、延べ8講座を開催した。	-	維持(継続)	・会館の移転にも合わせて、導入した情報支援に係る各種機器の活用方法を検討するほか、障害のある人が各種講座・活動への参加や災害時も含めた各種情報の取得がしやすいような施設運用等に取り組んでいく。							●		06-3-③ (障害者支援)	障害者計画

尼崎市障害者計画の関連事業等一覧

項 目 名	基本施策			中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	R4 主要 事業	R3 主要 事業	事務 事業	施策 評価	総合計画 体系	分野別計画 (マスタープラン)	担当所属名			
	実施の 方向性	取組 項目	取組内容(第4期)																		
<p>基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現</p> <p>重点課題3. 共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり</p> <p>基本施策9: 情報・コミュニケーション、行政等における配慮</p>																					
(2) 行政等 における 配慮	① 市職員等 の理解と 配慮	●障害者差別解消法の趣旨や重要性等に対する意識の醸成を図るため、市職員に対して「職員対応要領」に関する研修を行うとともに、管理職に対しては、職場における合理的配慮の研修を行います。また、研修受講者を募集する際は、情報支援など必要な配慮を行います。	中事業	差別解消・コミュニケーション支援等検討事業費	・障害者差別に関する相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取組を行っていただくため、地域の関係機関で構成する障害者差別解消支援地域協議会を開催する。	・市職員の障害への理解・啓発に向けては、新任課長と新採職員を対象とした職員対応要領等の研修や手話研修を継続して開催した。	-	維持(継続)	・市職員の障害への理解・啓発に向けては、差別解消に関する各種制度や「職員対応要領」等を新任課長や新採職員に対する必須研修として継続していくとともに、日々の業務の中で心がけるべき内容や具体例をまとめた職員ハンドブックを作成し、周知することを通じて、意識や対応力の向上を目指している。					●	●	06-3-③ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課			
			中事業	障害者雇用推進等事業費	・障害者雇用促進法及び本市の障害者活躍推進計画に基づき、障害者を会計年度任用職員として任用するハートフルオフィスup×3(アップスリー)事業など、障害のある職員が能力を発揮できるよう、職場の理解促進を図り、働きやすい職場環境を整える取組を進める。	・障害者活躍推進研修では、全所属長を対象に、合理的配慮をテーマに30分の動画で実施した。 ・障害者週間(12/3-9)に合わせ、「合理的配慮を学ぼう」をテーマに、事例を5日連続日替わりで庁内電子掲示板に掲載した(閲覧数:113-193件・延べ824件)。	・障害者活躍推進計画の取組の一環として、所属長向けの合理的配慮に係る研修や掲示板を活用した啓発活動、尼崎市版チャレンジ雇用「ハートフルオフィスup×3」の事業活動等により、合理的配慮を知らない職員の割合は改善してきている。	維持(継続)	・障害者活躍推進研修の受講対象者の拡大					●	●	行政運営2-1-①	障害者活躍推進計画	能力開発支援担当			
			中事業	研修事業費	・職員が現在及び将来の担当職務を遂行し、その責任を果たしていくために必要な知識、技能及び問題解決能力等を習得する。また、人権意識の醸成やコンプライアンスの徹底などの向上に向けた研修を実施し、職員の意識改革や能力形成を図る。	・市職員に対して、障害者差別解消法に規定する対応要領等に基づき、障害や障害のある人への理解促進や必要な配慮、手話や筆談等に関する研修に取り組んだ。 ・管理職のマネジメント研修において、障害特性や職場における合理的配慮等についての内容も盛り込んでいる。 ・研修受講者を募集する際には、情報保障の必要かつ合理的な配慮を行う。	・障害者差別解消法に基づく「職員対応要領」が、全ての市職員の内部的規範となるよう、継続して研修を通して周知を図る必要がある。	維持(継続)	・障害者差別解消法の概要をはじめ、「職員対応要領」や「手話」など障害の理解を深める研修について、引き続き、市の新任役職者や新採職員を対象とした研修メニューとして、定期的に開催していく。 ・手話研修(希望制)を実施し、手話及び聴覚障害者に対する理解を深めていく。								行政運営2-1-①	人材育成基本計画	人材育成担当		
			中事業	意識疎通支援事業費(市主催行事等)	・聴覚障害者への情報保障を確保するため、市主催の講演会等において手話通訳者や要約筆記者を配置することなど、合理的配慮を行う。	・市主催の講演会等における意識疎通支援者の配置について、当該事業費で対応した。(令和3年度:1件)	-	廃止	・市主催行事等に係る意識疎通支援者の配置など、合理的配慮の提供については、引き続き、職員研修等を実施し、今後は各担当所属での責務・対応としていく。							行革	●	●	06-3-③ (障害者支援)	障害者計画	障害福祉課
			中事業	多文化共生社会推進事業費	・お互いの生活や文化を理解・尊重し、外国籍住民が安心して快適に生活や行動ができるよう、ともに生きる多文化共生社会の推進に向けた取組を進める。	・市民向け及び職員向けに「やさしい日本語講座」を実施した。また、日本語教室において、外国籍児童・生徒の需要が高まっていることから、子ども向け日本語ボランティアの養成講座(4回の連続講座)を実施した。	・日本語学習のコースが多様化(オンライン、受験対策、学習支援等)している。	維持(継続)	・引き続き、日本人向け「やさしい日本語講座」を実施するとともに、地域の日本語教室や国際交流協会と連携し、子ども向け日本語学習の支援を進める。						●	●	02-2-② (人権尊重・多文化共生)	尼崎市人権文化いきづくらづくり計画	ダイバーシティ推進課		
	② 選挙に 関する 配慮	その他 取組	投票環境の向上	・投票所における投票環境の向上を図る。	・段差がある投票所にはスロープを設置し、また、車椅子が通れるような配置とした。	-	維持(継続)	-												選挙管理委員会事務局	
		その他 取組	投票環境の向上 投票機会の確保	・投票所における投票環境の向上を図る。 ・不在者投票の利用促進のため、周知を図る。	・管理者・代行者・庶務担当者向けの投票事務打合せにて、障害のある人が円滑に投票するための必要な支援について、周知した。 ・市報やホームページで周知するとともに、指定施設等における不在者投票管理者説明会で、不在者投票について、周知した。	-	維持(継続)	-												選挙管理委員会事務局	